

平成24年第6回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	平成24年9月11日			
招 集 の 場 所	平群町議会議場			
開 会 （ 開 議 ）	9月11日午前9時1分宣告（第2日）			
出 席 議 員	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝
	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子
	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 下 中 一 郎	1 1 番 繁 田 智 子	1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史
	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章
	理 事	岡 田 仁	総 合 政 策 課 長	大 浦 孝 夫
	総 務 財 政 課 長	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士
	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	水 谷 隆 英
	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	経 済 建 設 課 長	植 田 充 彦
	経 済 建 設 課 参 事	岡 田 守 男	監 理 課 長	上 田 武 司
	教 育 委 員 会 総 務 課 長	今 村 雅 勇	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋
	総 合 政 策 課 主 幹	巳 波 規 秀	総 務 財 政 課 主 幹	西 谷 英 輝
	総 務 財 政 課 主 幹	川 西 貴 通	税 務 課 主 幹	橋 本 雅 至
	税 務 課 主 幹	西 岡 勝 三	住 民 生 活 課 主 幹	北 樋 口 政 弘
	住 民 生 活 課 主 幹	中 村 九 啓		

	健康保険課主幹	山口繁雄
	健康保険課主幹	辰巳育弘
	健康保険課主幹	末永潤子
	福祉課主幹	今田良弘
	福祉課主幹	北川貴史
	経済建設課主幹	寺口嘉彦
	経済建設課主幹	大辻孝司
	経済建設課主幹	北川晃生
	経済建設課主幹	寺口浩代
	監理課主幹	宮崎充弘
	教育委員会総務課主幹	松村嘉容
本会議に職務のため出席した者の職指名	議会議務局長 主幹 書記	西脇洋貴 田中裕美 田中政子
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

平成 2 4 年 第 6 回 (9 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 2 号)

平成 2 4 年 9 月 1 1 日 (火)
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
1	10番	下中 一郎	1 投票率の向上対策について	
2	8番	窪 和子	1 がん検診の受診率向上に向けた取り組みを 2 町税のコンビニ納税と、コンビニ証明書交付の導入を 3 ゴミになるものを作らない“ゼロ・ウェイスト宣言”を	
3	5番	植田いずみ	1 生駒市との施設相互利用について 2 168号線上庄バイパス（月見台地域）の歩道・車道の安全確保について 3 家庭ゴミ有料化問題について	
4	1番	井戸 太郎	1 どのくらいの人が広報を読んでいるか実態調査をした上で、効率のよい情報発信をすべきではないか。 2 駅周辺開発事業について 3 若葉台、椿台、緑ヶ丘、櫛原地域の公共交通改善に向けて	
5	11番	繁田 智子	1 役場組織の見直し―適材適所、働きやすい環境づくりについて 2 道の駅 くまがしステーションの整備について 3 幼児保育、幼児教育の今後のあり方について	
6	3番	奥田 幸男	1 「イジメ」問題の取り組みについて 2 西和農地開発事業（第四団地）の進捗について	

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨	頁
7	6 番	山口 昌亮	1 県内消防の広域化について 2 幼保一体化施設建設計画について 3 春日丘地区などに公園の設置を	
9	1 2 番	馬本 隆夫	1 (仮称)平群町空き家等の適正管理に関する 条例の創設を 2 生駒市との行政連携の進捗状況について 3 老人福祉センター「かしのき荘」の健康器具 充実を	
1 0	4 番	森田 勝	1 駅周事業区域に接する道路の整備について 2 近鉄生駒線の利用促進について 3 町職員の人事評価制度の推進状況について	
1 1	7 番	高幣 幸生	1 いよいよ、赤字突入の町、その対応は町財産 の売却で 2 平群駅前再開発計画での文化センター構想の その後は 3 小学校再編と幼保一体化のその後について	
1 2	2 番	戒井 政弘	1 再び小学校再編成について	

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成24年平群町議会第6回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりです。日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されておりますので、順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号10番、下中君の質問を許可いたします。下中君の一般質問は、選挙管理委員会への質問であります。選挙管理委員会委員長より委任を受けております選管書記の大浦総合政策課長より答弁があるということで、御理解のほどよろしくお願いをいたします。それでは、下中君の質問を許可いたします。はい、下中君。

○10番

おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づき、一般質問を行いたいと思います。

本町の選挙結果の投票率について、過去の統計を見ますと、我々にとって最も身近な選挙であります町長選挙、町議会議員選挙初め、知事選挙、県議会議員選挙の投票率が回を重ねるごとに下降している現状に歯どめをかけ、再度投票率を上げていくために、次の4点について質問をいたします。

まず1点目として、冒頭で申し上げましたように、現状の選挙結果における投票率について、どのような傾向になっているのかお尋ねをいたします。とりわけ国政選挙では平均的な数字になろうかと思われま。特に、先の郵政解散や政権交代など、大きな争点や社会現象がある場合は一時的に上がる時もあると思いますが、全体的な傾向についてお尋ねをいたします。

次に、80%台、70%台と比較的高い水準であった率が、最近では60%台に落ち込んできている状況です。これにはさまざまな原因が考えられますが、社会全体に広がる閉塞感や政治不信、政治に無関心というような風潮が根底にあるのではないのでしょうか。また、町として、最近のこのような下降傾向の要因をどのように把握され、分析されているのか、お尋ねをいたします。

3点目として、この下降気味の投票率の向上に向けて、どのような方策をお持ちであるかお聞きをいたします。町政はもとより、県政、国政にもっと興味を持ち、政治そのものにもっと関心を持ってもらい、政治意識を高めていくことが大切ではないでしょうか。特に町政に限って言えば、常日ごろから人と人とのつながりや地域のつながりを基本に据え、顔の見える政治、わかりやすい政治、信頼される政治が求められているのではないのでしょうか。私たち議会も、日々不断の努力をし、特に前々回の統一地方選以後、加速的にさまざまな改革に取り組んでいるのも、その一つであります。選挙時の広報活動も非常に大切なことではありますが、それだけではなかなか投票率の向上につながるのではなく、制度的には投票時間の延長や期日前投票の実施など、できるだけ投票に行く機会があるように設定されていますが、今後どのような取り組みを考えておられるのかお伺いをいたします。

4点目として、各投票所ごとに幾つかの掲示板が設置されますが、今の形になって以降、余り変更もなく、同じ場所だと思いますが、地元から変更の要請があるのか、また設置者として不都合が生じる場所があり、見直しをする必要があるのかをお尋ねいたします。

以上、明確なる御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

ただいまの下中議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の投票率の傾向でございますが、我々平群町民にとりまして、最も身近である選挙ということで、町長選挙や町議会選挙におきまして、過去の推移を見れば、やはり低下傾向にあるということでございます。また直近の選挙では、投票率といたしまして60%台前半の投票率であります。また、県知事選挙や県議会選挙では、投票率がおおむね50%台前半ということで、これは約半数の有権者が棄権をするという結果になってございます。現状といたしまして、国政選挙も含め、国県全体と平群町の投票率の比較という部分でいたしましたら、いずれも平群町がやや高い投票率となつてございますが、全体的な傾向という部分では、近年、国政選挙や地方選挙ともに低投票率の傾向にあるというふうに認識しております。

次に、2点目の、比較的高水準であった投票率が落ち込んでいる現状をどのように分析するのかというところでございますが、平群町長選挙や町議会選挙を見ますと、平成3年4月執行の町長選挙、町議会選挙におきましては、当時83%台の投票率でございましたが、近年、直近の選挙では60%台前半ま

で低下をしておるところでございます。これら投票率を左右する原因は非常に多岐にわたりさまざまであるというふうに考えておりますが、それぞれの選挙によって、一定異なる理由もあるのかというふうに認識をしております。

社会全体の潮流といたしまして、現在自分の生活と社会や政治との関連を意識することが非常に少なくなると感じております。特に、この豊かな時代に育った若い世代にこの傾向が顕著にあらわれており、このことが若者を中心とした政治的無関心や政治離れ、ひいては選挙離れが進んでいるというふうに考えておるところでございます。いずれにいたしましても、最近の投票率の低下傾向は、投票率が国民の政治参加の指標であると思うとき、選挙を執行管理する立場にございます選挙管理委員会といたしましては、非常に民主主義の根幹にかかわる問題であるというふうに感じており、大変憂慮をしておるようなところでございます。

次に、3点目の投票率向上に向けた方策というところでございますが、現在、選挙管理委員会では、選挙時における啓発といたしまして、公共施設での期日前投票周知の懸垂幕等の掲出や、町内の各施設におけますポスターの掲示依頼、また広報車による広報活動、防災無線を活用いたしました啓発放送などを随時行っております。また、生駒郡の選挙管理委員会といたしましても、啓発グッズの配布を4町共通した取り組みとして行う予定をしております。さらに、常時啓発といたしまして、来年の成人式、常に成人式のときなどでございますが、その際に、新成人のための啓発パンフレットの配布でありますとか、また、将来の有権者である小学生の生徒に対しての「明るい選挙啓発ポスター」の作品をおかきをいただくということでの募集等の啓発事業等を行ってございます。

また、有権者の利便性を図るために、期日前投票におきまして、投票手続きの簡便化を県を通じまして国に要望したり、これは制度のことがございますので要望というところでございますが、また、個別の取り組みといたしましては、各投票所では投票しやすい環境づくりといたしまして、高齢者の方や足の御不自由な方のために車いすの配置であったりとか、また段差のある出入口には仮設のスロープを設置するほか、一部の投票所を除きまして、投票所にフロアシート、いわゆる仮設のシート等を引き詰めまして、土足のまま投票ができるようにというところで投票所の環境整備を行うなど、投票率向上に向けての取り組みに努めてまいっておるところでございます。このような取り組みにつきましては、今後とも継続して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目の掲示板の設置場所の件でございますが、現在、町内には86カ所の掲示板がございます。これは40ございます大字・自治会の皆様方のできる限り目につくよう配慮いたしまして、設置をしております。ただ、設置場

所につきましては、その位置や、また地理的な条件を考慮いたしまして、地元からの要請等があった場合につきましては、見直しも含めて検討する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

はい、下中君。

○10番

丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。順次再質問を行いたいと思います。

まず、1点目の過去の選挙結果における投票率の傾向ということで、全体的に低下傾向にあるということで、かつ町内の、町内と言いますかな、町長選挙、我々の町議会議員選挙については、一番身近であり、関心も高く、投票率も高いということは、これは必然的にどこの市町村でも同じような傾向だと思えます。ただ、国政は、まあ先ほどの質問の中でも言いましたように、ある一定の何か現象があればかなり上がる場所ではありますが、県関係の率がかなり低いように聞いております。ただ、その点で、平群町の投票率の傾向について、県全体の中でどのぐらいの位置にあるのか、これをお尋ねをいたします。

国政選挙では、衆議院、参議院とでもかなり色合いも変わってきて、投票率も左右されるところがあると思えますけれども、一番関心、いまも現在言われておりますように、総選挙が近いとか、いやまだやとかいう話がありますけれども、やはり衆議院総選挙の場合はかなりの投票率になるけれども、参議院の場合はややそれよりも落ちるといような傾向だと思えます。いずれにいたしましても、我々の平群町の選挙結果については、我々が選挙に行きかけた時分のことを思うと、10、20%が落ちているように思えますので、全体的な傾向として、先ほど御答弁いただいたとおりですが、平群町の県下における位置、どの辺にあるか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、2番の最近のこの選挙離れという現象をどう見ているかということで、非常に難しい答えでありましたが、担当部局のほうから丁寧にお答えをいただきました。なかなかどれをとっても、ああ、なるほどなとうなずくところではありますが、やはり自分たちの生活だけがよければいいというような風潮がやっぱり一番大きいのかなと私も思います。その辺、やはり皆、人とつながってこの世は成っていくんだと、社会は成っていくんだというような、そういう社会風潮になっていくように、これは行政もちろん、我々もですけども、そういう社会であるように努めていくことが、一つそれを取り除いていくのではないかと私も思っております。その点について、政治意識を高めるというの

か、そういう政治風土を育てていくとかいうのが、その原因を取り除いていく一つだと思います。

それと関連して、今後どういう具合にして高めていくかというところでもあります。一番初めの、冒頭でも申し上げましたように、そういう社会傾向の中で、なかなか政治に関心を持ってもらう人が少ない、また離れていくという現象が続いております。ただ私、これはわかりませんが、年配の方が多く行かれないのか、若い方が行かれないのか、その辺はちょっとわかりかねます。その辺、担当部局として、どちらの方が比重が高いのか、わかればお教え願いたいと思います。

私も、ある時期、投票所で投票立会人ということで立ち合いをさせていただきました。初めは朝7時から夕方6時ということで1日おりましたので、その日の動き、年配の方が多かったとか、若い人が多かったとかいうのはわかりますけれども、投票時間が延長になって、交替制になってから、ちょっと午前と午後に分かれますので、その辺がちょっとわかりかねますので、その辺について、どちらがちょっと投票行動を起こすのが少ないのかなというところがわかりかねますので、その辺がわかればお教え願いたいと思います。

そして、若者世代の中に、特にこれから時代を担っていく方に、これはもう究極の住民参加だと私は思っております。それを本当に、日本国民に与えられた権利を行使しない、義務を果たさないということでは、本当に、先ほどもあったように、民主主義の根幹にかかわることですので、一つ若者の世代の中で、先ほどもありましたように、成人式で啓発していくということは本当に大事だと思います。来たるべき25年も成人式が開催されますが、その点も十分、なお一層のPRをお願いしたいと思います。

それと、これはもう私がいつも申し上げておりますねけれども、二十を迎えて初めて選挙権を与えられる。そして、初めて選挙が行われて投票に行くという人に、会うか会わないかは別ですねやけれども、私はいつも、一番初めて選挙に行く日、選挙権を与えられて、そのときはもう絶対に行きなさいともう常々言っております。その1回目の選挙を棄権すると、もうええわというような風潮にその人がなりやすいので、やはり一番初めて、自分がその権利を行使する、投票行動を起こすと、それが一番初めのときに必ず行けよというような、そういう話もよくします。そのようにして、確かに成人式でもそのようなPRを積極的にやっていただきたいと思います。

それと、掲示版ということで、これは公職選挙法改正以来、いまの形になりましたけれども、それから地域開発も変わってきたところがある、道路事情も変わってきたところもあるし、ちょっと見にくいなど、危険であるなどというところ

ろもあろうかと思えます。ただ、いまのところ、投票所ごとの地元大字からはそういう話はないということで答弁ありましたが、今度そういう部分があれば、十分にその辺も話し合いをして、できるだけ見やすい場所、また立てやすい場所にまた設置するように心がけていただきたいと思います。それと、来たるべき総選挙、いつかわかりませんが、一番近いのがそれだと思えますけれども、そういうときに、何カ所かいま、直近って言いますのかな、近々の選挙で変えるような場所があるのかどうか。

以上、再質問ですので、よろしくお願ひします。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

再質問にお答えをさせていただきます。何点か多岐にわたりまして御質問を賜っておりますので、ちょっと答弁の漏れとかございましたら、また後ほど御指摘賜りましたら、させていただきます。

まず、1点目でございますが、平群町の投票率は比較的、県下全体に比べて高いというふうに御説明申し上げましたが、どの程度ということでございます。全体的な指標というよりも、県全体と平群町の投票率をもとに御説明をさせていただきますと存じます。

まず、県知事選挙でございますが、特に県知事、県議会というのは投票率が50%台ということで御説明申し上げました。直近の比較でございますが、23年の4月10日に執行されました知事選挙でありますとか、県議会選挙の投票率でございますが、知事選挙につきましては、県全体で、ちょっと端数は抜かさせていただいて、県全体で投票率52%でございましたが、平群町は57%ということで、約5ポイント高いということでございます。県議会選挙でございますが、県全体で53%、平群につきましては57%ということで、これも端数でございますが、4%程度、全体よりも高いということでございます。

国政でございますが、一番直近でございました平成22年7月の参議院選挙でございます。これにつきましては、県全体で59%でございましたが、平群町におきましては66%の投票率であったということでございます。また、平成21年8月に執行されました衆議院選挙でございますが、県平均といたしましては71%、平群町全体といたしましては77%ということで、これも6%、県下平均に比べまして平群町の投票率が高いということで、この辺は、この数字を見る限りにおきましては、やはり平群町の町民の方は非常に選挙に強い関心をいただいて、投票所のほうに足を運んで投票いただいているなというふうな選挙結果ではないかというふうにまず認識をしております。

次に、2点目でございますが、特に若い方の選挙離れが著しいというふうなことで御答弁申し上げます。その中で年代別の投票行動ということでございますが、ちょっと直近で持っております資料で御説明申し上げますと、平成21年8月の衆議院選挙でございますが、これはちょっと県の統計資料ということで、小選挙区の投票率の年代別の投票状況ということでございますが、やはり若年層の投票率が低いというのが顕著にあらわれてございます。ちなみにでございますが、20代では50%、30代では64%、40代から50代、あ、すみません、20代から29歳までということにくくらせていただいています。それでは50%、30から39歳で64%、40歳から49歳の年代で74%、50歳から59歳までで81%ということで、やはり年代が上がるごとに約10%から7%ぐらい程度の投票率が上がっておるということで、これを見る限り、やはり若年層と言われる年代の方の投票率が低下しておるというのが数字上あらわれておるのではないかというふうに分析をしておるところでございます。

続きまして、PRの部分でございますが、これにつきましては、議員お述べのように、本当にこれは平群町の選挙管理委員会だけの問題ではなく、非常に大きな問題であると、ある意味、国全体の問題ではないかなというふうに理解をしております。ある意味、やはり民主主義の政治といいますのは、国民のやっぱり積極的な政治参加ということで、また、その政治参加をするに当たって最も基本的な行為というのが投票という形であるのではないかというふうに理解をしております。そういう意味では、やはりこういういままでの取り組みも含めまして、地道なことになるかですけども、個々の対応をしていきたいということと、いま申し上げましたような啓発活動を絶えず継続してやっていきたいということと、選挙事務に携わるものとして、この辺は肝に銘じながら対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目の掲示板の件でございますが、掲示板につきましては、現在86カ所ということで御答弁申し上げます。かなり町内におきましてもたくさんの掲示板がございまして、選挙の折々に、やはりいままで立っておいりました掲示板が、何か支障等ございまして、移設、移転、また移動することも多々ございます。ちなみにでございますが、今回、いま国政選挙が取りざたされてございます。その中で選挙管理委員会といたしましても、いまの現状を、86カ所を立てる掲示板の現状につきまして、もう既に確認をしております、今回、従前の場所に立てれるかどうかということも含めて検討はしてございます。その中で、今回、時期はわかりませんが、選挙の折に何カ所か変更するところもあるかなということで予定をしておるところでございます。箇所といたしまし

ては、今回、ちょっと4カ所程度、従前の形状の変更等によりまして、掲示板の移設を、変更を予定しておるところがございます。

以上でございます。

○議長

下中君。

○10番

いろいろとありがとうございます。

本町の選挙のとおりということで、県下の中ではかなりポイントも上で、上位であるというような報告をいただきました。たしかに、以前から平群町は、割とそういう選挙に、また政治に関心が高く、投票率が高いというふうには言われてきておりますので、それが如実にあらわれているのかなと私も思います。ただ、県全体の平均は本町では上回っておりますけれども、これはかなり、国政選挙は別として、県の選挙はかなり低率であるというのを、これは県全体もそうであるし、我々の平群町もそういう傾向であるので、若干気がかりなことで、今後の課題かなと思います。その辺の啓発もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、その主な原因を分析しても、なかなかすぐには答えは出てこないかと思ひます。きょう、これから始まりますので、学校へ行きなさいと行って、始業点検するのではないので、なかなか難しいところがありますけれども、やはりそういう風土を育てていく、それが我々に課せられた使命ではないかと思ひます。また、担当部署としても、やっぱり常々そういうことに気を使って、いろんな制度も整えてはおりますが、やはり常日ごろの継続的な取り組み、これが一番肝要ではないかと思ひます。先ほどのいろいろな取り組みとともに、今後とも若年層を中心に継続的にやっていきたいということですので、今後とも取り組みについては継続的にお願いをしたいと思ひます。また、これといういろんな方策があれば、また、それに取り組んでいただくのも結構かと思ひます。

それと、全体的な傾向として、若年層がかなり投票離れを起こしているという結果が出ました。非常に残念な結果で、年齢を重ねるごとに上がっていく、これは全国的にもそういう傾向かなとは思ひます。やはり、これから私たちのまち、我々の県、また、大きく言えば我が国を支えていってもらふ、そういう若い世代の方が、やはり本当に将来あるべき姿はどうであるかということで、選挙に関心を持ってもらふ、また政治意識を高めてもらふということが一番大切ではないかと思ひます。ただ、このように結果として若年層が約半分ぐらいは棄権されていると、投票に行っていない、行くことができないのか、これはわ

かりませんが、そういう事態があらわれているので、残念としか言いようがないですけれども、今後、こういうことについても、なお一層若い人にも啓発をよろしくお願ひしたいと思います。

それと、掲示板の見直しということで、次にある選挙、何かわかりませんが、予定されているところで、事前に点検をされたということですが、4カ所ぐらい、ちょっと移設、移動というのが起こり得るだろうという答えでありましたが、この、いま言われているこの4カ所については、いま一時的なものなのか、今後、選挙のたびに変わったところで続けてされていくのか、それだけちょっとお答えを願ひます。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

ただいま申し上げました、今回の予想される選挙におきまして、4カ所、掲示板等の移設を考えておるといことでございますが、基本的には4カ所のうち、おそらく3カ所はちょっと一時的、仮設的などというふうにご考慮しております。この部分につきましては、現在施工しております平群駅周辺整備事業の関係を含めて、公共施設であるとか、その他の設置場所を含めて、工事に支障という部分で、一定移設といひますか、移動を検討しておるといことでございます。あと1カ所につきましては、投票区の方の目につきやすい場所といひことで、一定移設を考えておるといことでございますので、これにつきましては、どちらかといひば恒久的な移設といひふうになるかなといひふうにご考慮しております。

以上です。

○議長

下中君。

○10番

その点についても、また、その地域の事情等によっても変わってくると思ひますし、その点はまた、今後とも、各地元でも協議していただき、見やすいところに、設置しやすいところに設置できるようにお願ひしたいと思います。

全体的なこととして、やはり若者中心に選挙離れ、政治離れが進んでいるところではありますが、やはり時代を担っていただく若い人にできるだけ投票に行っていていただくと、そういう取り組みは一番肝要かなと思ひます。制度的にもいろいろ進められているところもあるし、また、町のその投票所自身にしてもいろいろ工夫されて、投票しやすい環境づくりといひことも取り組んでおられるといひことで、今後とも、かつての平群町が本当に投票率を誇ったように、

もう一度そういう率に戻るように、我々も今後とも努力していくつもりであります。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

発言番号2番、議席番号8番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○8番

8番、窪でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております3項目について質問させていただきます。

1項目めは、がん検診の受診率向上に向けた取り組みをについて質問いたします。がんは日本の死亡原因の第1位であり、2人に1人ががんに罹患し、3人に1人ががんが原因で、年間約32万人以上の国民が亡くなっています。奈良県においても、死亡原因のトップはがんで31%、年間4,000人以上の人ががんで亡くなり、その数は増加の一途をたどっています。国は2012年度からがん対策の骨格を定める第2次がん対策推進基本計画案をまとめ、がん対策基本法に基づき2007年に制定された計画の5年ぶりの見直しです。現行計画の大きな目的は、がんによる死亡率を10年間で20%減らすことです。そのため、がんの早期発見、早期治療を目指し、肺がん、胃がんなど、すべての検診受診率を2011年度末までに50%以上とする目標が設定されてきました。

しかし、五つのがん検診の受診率は、現在20から30%にとどまっています。次期計画でも、検診受診率の向上が大きな課題になることは言うまでもありません。現在、国においても、がん検診受診率の向上のため、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を対象者へ配布するがん検診推進事業を市町村事業として実施していますが、奈良県のがん検診受診率は、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんと、すべてにおいて全国平均を下回っております。平群町の平成23年度では、胃がん5.2%、肺がん5.4%、大腸がん14.5%、乳がん24.1%、子宮がん17.4%という現状で、乳がん検診受診率以外は、すべて県や国平均よりも低い受診率であります。いまこそ行政、地域、企業、団体等が協働し、がん検診受診率向上をめざし、予防に力を入れて取り組むことが、町民の皆様の健康と命を守るための責務であると思います。

そこで、がん検診受診率向上のための施策として、4点についてお伺いいたします。1点目、がん検診の受診率向上は、住民への個別勧奨が鍵となることが多くの自治体でわかっていながらできていないというのが現状です。そこで、

まずがん検診受診対象者を正しく把握するため、がん検診台帳を整備し、対象者本人への働きかけをするとともに、未受診者への個別受診勧奨を早急に実施するべきではないでしょうか。そして、本町が国保対象の特定健康診査の受診率向上に向け取り組まれている、国保の未受診者へのはがきや電話による個別受診勧奨を実施すべきと考えます。

2点目、無料クーポン券配布事業も高い効果がありますが、各種がん検診の受診費用の軽減見直しも検討するとともに、新たに前立腺がんへの助成、胃がん検診でピロリ菌感染の有無検査、さらに子宮頸がん予防ワクチンの成人の接種に支援も検討すべきではないでしょうか。

3点目、平群町では国保の人間ドック受診者が増加傾向にあります。さらに高めるため、国保の人間ドックの個人負担費用をさらに軽減すべきではないでしょうか。

4点目、がん検診の重要性を理解していただくために、普及啓発の広報が大変重要であると考えます。そのうちの1点目として、まずがん検診のイベントや講演会などによる勧奨が必要です。4月9日の子宮がん、10月の乳がんのピンクリボン活動やがん経験した著名人の講演などを開催してはどうでしょうか。2点目、医療機関へのポスター掲載による啓発のさらなる強化を、3点目、がん検診受診勧奨用の横断幕を平群町内で掲示し、町を挙げて住民の健康と生命を守ることが大事であると考えますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

2項目めは、町税のコンビニ納税とコンビニ証明書交付の導入をについて質問いたします。まず、コンビニ納税についてですが、現在平群町において、町民が税金を納めるには、役場や金融機関の窓口で納める方法と口座振替で自動的に引き落とされる2つの方法があります。口座振替は指定された預金口座から納期の期限日に自動的に引き落とししてくれる制度で、納付の手間や納付忘れの心配がなく、安心して便利な制度で、現在、平群町では町税として町県民税のほか、固定資産税、軽自動車税、国保税の納付で利用ができ、多くの町民の利便が図られているところです。

しかし、現在、IT、情報通信技術の飛躍的な発展で、国民の日常生活レベルにおいて急速な情報化をもたらしているところで、インターネットでの買い物などが積極的に行われるようになり、それに伴い、その決済方法として、24時間、いつでもどこでも即座に決済できるクレジットカード、ネットバンキング、モバイルバンキング、コンビニなどでの決済利用が拡大しているところです。このような国民レベルでの社会環境、決済環境の大きな変化などにより、地方自治法も改正され、税金や公共料金についてもクレジット収納ができるよ

うになり、自治体の中には、納税者の利便性の向上や収納率を上げるため、税や各種公共料金のクレジットカード、コンビニ、マルチペイメントでの収納といった新たな収納手段の導入を初めているところも増加しています。本年4月からは、近隣の三郷町、斑鳩町、また生駒市等が始めております。

コンビニ納付は、日常生活でのさまざまな代金決済の窓口として、ごく普通に利用されるようになっております。町民にとっては、24時間利用可能な支払窓口が開いているメリットがあり、町にとっては、不便さを原因とした料金滞納などの解消にもつながると思います。まずは、コンビニ収納を活用した町税等の徴収環境の整備の実施についてお伺いをいたします。

次に、コンビニによる証明書等の交付について質問いたします。現在、一部で実施されているコンビニ交付サービスは、交付業務を委託する自治体が発行する住民基本台帳カードを利用すれば、セブンイレブンの約1万4,000店舗のマルチコピー機から、住民票の写しや各種税証明書などを入手することができます。このサービスは、2013年春から業界2位のローソンと同4位のサークルKサンクスも参入することになりました。コンビニ交付は、2010年2月から東京都渋谷区、三鷹市及び千葉県市川市で試験的に始まりましたが、総務省の調べでは、本年9月5日現在で56団体の市区町村で実施をしています。まだまだ普及が進まない要因の一つに、利用できるコンビニがセブンイレブンに限られていることなどが上げられています。全国的に見ると、セブンイレブンの店舗がない地域があり、来春から、先ほども申しましたが、大手2社が参入し、3社が交付サービスを取り扱うことになると、利用可能店舗が全都道府県に広がり、参加自治体数も大幅に増加することが見込まれ、今後の展開が期待されるところです。

コンビニ交付サービスは、自治体の窓口があいていない日でも、朝の6時30分から11時の間、証明書を取得することができ、住民が必要なときに、都合のいい場所でサービスを受けられ、自治体にとって住民サービス向上させられるほか、窓口業務負担の軽減など、コスト削減の効果にもつながる施策です。来春からの参入企業拡大に伴い、住民サービスの向上とともに、多様化する住民の行政ニーズに適切に対応していく取り組みが、本町にとっても必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。お伺いをいたします。

大きな3項目めは、ごみになるものをつくらない、ゼロ・ウェイスト宣言を質問いたします。ごみ減量対策は、どこの自治体にとっても大きな課題であります。平群町においても、現在に至るまでごみ減量対策に取り組んでこられました。1日1人当たりのごみ排出量が722グラムと、国や県平均より高い現状であります。環境省は、平成27年までに、1人1日に排出する家庭ごみ

を全国平均で20%減らし、約530グラムとする目標を第2次循環型社会形成推進基本法に盛り込みました。この目標に基づき、平群町が今年度策定された一般廃棄物処理計画では、平成23年度、722グラムを基準として、平成28年度までに20%削減で605グラム、その後、平成34年度までに35%削減で521グラムの目標が明確に示されました。大変厳しい目標であり、目標達成への道のりは大変厳しいものがあると推測をします。

町は、ごみ減量化の一つの方策としてごみ有料化を提案されていますが、これだけでごみ減量化が着実に進むかという点、少し疑問が残ります。一時期は減少しても、リバウンドする可能性も考えられます。斑鳩町は、平成12年10月よりごみ有料化をスタートしていますが、以降もごみゼロ・ウェイスト・フェスティバル等を開催し、着実にごみ減量化を進めておられます。ゼロ・ウェイストとは、皆様御承知のとおり、近い将来に焼却・埋め立てゼロを目標に掲げ、発生抑制、リデュースを中心として、再利用、リユース、再生利用、リサイクルを徹底するごみ政策で、ごみになるものをつくらせないという、国全体にかかわる廃棄物政策です。

既にゼロ・ウェイスト宣言自治体は、国内で上勝町、大木町、水俣市で、目指している自治体が斑鳩町等、多数あります。世界ではキャンベラ市、サンフランシスコ市などです。循環型社会形成推進基本法では、3R、リデュース、リユース、リサイクルの順番で優先させ、やむを得ない場合、焼却、熱利用、融解化、埋め立てとされています。そこで、本町においてもゼロ・ウェイスト宣言をし、町民の皆様と共同で、ごみをつくらない意識改革を高めるための取り組みをしなければ根本的な解決にならないと考えますが、いかがお考えでしょうか。お伺いいたします。

以上、端的に明解な御答弁をどうかよろしくお願いいたします。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

それでは、ただいまの1項目のがん検診の受診率向上に向けた取り組みについての御質問に対して、お答えを申し上げます。

その中の、また第1点目でございます。議員御指摘のがん検診台帳の整備による、対象者本人への働きかけや未受診者勧奨について、平群町では健康カルテという、住民基本台帳に連動した健康管理システムによって、健診の案内、結果通知、受診履歴の整備を行っております。今後も、この機能を最大限に活用して啓発を行っていきたいというふうに考えております。

特に、御質問の国民健康保険対象の特定健康診査の受診率向上対策と同様に

ですね、がん検診受診率向上をとの御質問でございます。国民健康保険の被保険者対象の特定健康診査は、平成20年度から始まっておりまして、特に昨年は受診率向上対策に重点的に取り組み、確定ではございませんが、10%以上、住民の方々の御協力によりまして、受診率が向上しているというところでございます。この受診率向上対策を参考にですね、国民健康保険被保険者を対象に、がん検診受診率向上対策を検討し、取り組んでまいりたいというふうに考えております。よろしく願いをいたします。

次に、2点目でございます。各種がん検診の受診費用の軽減については、管内の23年度のデータを比較いたしますと、当町が特に他と比べて高いということではないかというふうに思います。そのことをもっとPRしていく必要があるのかなというふうに考えております。

また、新たな検診内容として、議員御指摘の前立腺がん検診については、以前何度か他の議員からも質問いただきました。前立腺特異抗原PSA検査が、診療として用いるには有効な検査であることは承知をいたしております。ただし、がん検診の有効性の指標は、死亡率が原則であるということを前提としておりまして、公共政策として実施をいたしますには、対策型の検診は、その死亡率を減少させることが目的として行われます。そのためには科学的根拠が必要でございますが、その有効性評価に関する科学的根拠が出ていないという現状でございますので、慎重に検討させていただきたいというふうに考えております。これは前回と同じ見解でございます。

また、胃がん検診にピロリ菌感染検査を行う点についても、今後の県や国の動向を見ながら、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。子宮頸がんワクチンの成人の接種につきましては、まず検診を受けるという意識を持っていただく啓発に努力をしてまいりたいと思います。そのために、検診年齢到達者や若い世代の女性をターゲットにPRを行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、3点目でございます。現在、疾病の早期発見を目的として、40歳以上の平群町国民健康保険被保険者に対し、総合健診事業、人間ドックとして、日帰りコースでは2万円、1泊以上コースでは3万円を限度として、受診費用の一部を助成をいたしております。受診者数は年々増加傾向にあり、健康に対して個々の意識の高まりが見受けられます。より多くの方に総合健診事業を受診していただくことで、元気で日々の生活を送っていただくことができ、何か病気が発見された場合は早期に治療していただけるということでございます。皆さんの健康を守るために、受診しやすい環境を整え、今後、総合検診事業を精査し、より充実した内容で受診していただけるよう検討してまいりたいと考

えておるところでございます。

次に、4点目でございます。がん検診の重要性を理解していただくための普及啓発として、毎年10月はがん検診普及月間として、広報やチラシの配布、ポスター掲示等で周知を行っているところでございます。ことしは10月10日に、奈良県が「がん検診を受けよう！」奈良県県民会議を新たに立ち上げられ、県下の市町村長さんの同席のもと、啓発キャンペーンがございます。こうした県のイベント、PRにあわせまして、町としてどのようなことができるのか検討していきたいというふうに考えておるところでございます。啓発ポスターについては、工夫をしながら、関心を持っていただけるようなインパクトのある媒体づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

今年度から、プリズムへぐり内の掲示板の数を増やして、検診や健康づくりのPRに努めているところでございます。横断幕の設置でございますが、以前よりプリズムへぐりのほうに、毎月第1金曜日は禁煙デーですという横断幕をプリズムへぐりに掲載しておりました。国道側から見やすかったためか、昨年行った健康づくりアンケート調査では、31%の方が知っているという回答をされておりまして、横断幕の掲出についても検討をしてみたいというふうに考えておるところでございます。議員御指摘の、まちを挙げての住民の健康と命を守る施設としてプリズム平群があるわけでございますので、施設内外を利用してPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。それでは、少し再質問をさせていただきます。

まず、がん検診のこの受診率向上には個別勸奨が一番大事だと、冒頭あいさつで申し上げましたが、大変皆財政的なもので、約2割の、全国2割の自治体しか、こういう取り組みがなされていないという大変悲しいことなんですけれども、平群町としては、がん検診の台帳、健康カルテというのをつくられておられます。県下ほとんどいろんな種類の、そういうシステムを使われておりますけれども、いま冒頭言われましたように、しっかりとそれを本当に未受診者対策に活用をしていただきたいことをお願いをしておきます。

それからですね、本当に特定健診、国保の対象者の、特定健診、平成20年度から始まりまして、いま課長のほうから、もっとお声をあげて、自信を持ってお声をあげていただきたいと思うてたんですが、奈良県下39市町村中、市町で県下トップのという37.7%ということで、県下トップだろうという結果

が、本当に職員の皆さんの御努力と、もちろん受診者の皆さんの健康意識の高まりと同時にこのような結果が出たと、本当に高く評価したいと思います。このことは、もっともっといいことは住民の皆さんにお知らせをしていただきたいんですね。

この9月議会でも、特定健診、どうしてこのようにいい受診率向上になったのかと質問させていただいた折、やはり個別受診勧奨、もういろんな取り組み等々、もうそれを中心に未受診者にも個別ではがきを送られたり、電話をされたりと、本当にありとあらゆる対策をとって、プリズムのほうでとってくださっております。このことを、もう県下でトップなんですから、このことをがん検診にも、受診率向上の対策として、本町にいいお手本があるんですから、この特定健診の取り組みをがん検診にも生かしていただきたいと思います。取り組んでまいりたいという前向きな御答弁いただいておりますのでね、まず国保の加入者、6,000人いらっしゃいます。その皆さんからまずしていただいて、あとは企業、またいろんなところと共同で受診していただけるような、社会保険の皆さんにも受診していただけるような取り組みを、まず結果を、平群町が結果を出して、アピールをしていただきたいとお願いしておきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、各種がん検診の受診費用の軽減ということで提案させていただきました。他の自治体と比較して高いとは思わないと。私もそのように思います。しかし、がん検診受診率を上げるためには、もういろんな対策、特定健診も本年から無料にされてるんですね。これは受けやすい環境にするために無料にされたと思います。そういうこともありますし、先日、先週ですけれども、私も吹田市保健センターに研修に個人で行ってまいりました。そこも行かせてもらいましたら、大阪府は特定健診という名称じゃなくって、国保健康診査という名称になってるんですね。そこも大阪府下でトップの吹田市が、トップの受診率をあらわされているということをお聞きしまして、そこでは、またがん検診とは少し違いますけれども、各種がん検診の受診費用を国保の対象者に限り、申請をすれば無料のチケット配布をする取り組みをされているんですね。ですから、やはり多くの人たちに受けやすい環境にするためには、特定健診のように費用も無料にしたように、まずは国保の皆さんの検診の受診費用を無料にして、健診をさらに受診しやすくすべきと考えますが、これは再質問をさせていただきます。

それから、前立腺がんですけれども、いま国の五つの検診の中には入っておりません。しかし、全国の自治体で、64%がこの前立腺がんの受診費用の軽減を、助成制度を導入されておられます。近隣でも多くの自治体で導入されて

おられます。ある程度の御年齢になられましたら、男性の方で前立腺がんということをよくお聞きしますのでね、以前からも質問もあったと思いますが、やはりこれも平群町として検討していただきたいと思います。あとは胃がんのピロリ菌、国もいま動き出しておりますので、国の動向を見ながらという御答弁ですが、しっかり県、国の動向を見ながら、県や国が動き出したら、平群町も乗り遅れないように、それも助成対象にさせていただきたいです。

子宮頸がん予防ワクチンにおきましては、本当に平群町は県下でも先だって、中学1年生から、いま高校2年生までやっていただいております。来年度から、本当に公明党が大きく国で推進してまいりまして、定期接種すべて無料という方向性になりますが、若い20代から30代の方の罹患が大変多い状況ですので、5万近く費用がかかりますので、これもすぐとはいかないと思いますが、今後の検討材料にさせていただきたいです。特に、このがん検診受診費用の軽減について、再度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、三つ目の、国保の人間ドックの受診者の件ですけれども、課長のほうから前向きな答弁いただき、より多くの方に受診していただけるよう精査し、充実した内容で取り組んでまいりたいと。これは本当に、いま御夫婦で一緒に行かれるとかいうことをとか、平群町もいろんなアピールされてますのでね、人間ドック、また脳ドック、またペットですね。ペットも、本当に10万ぐらいかかるんですよ。ですから、検診受診率の率には入らないかわかりませんが、やはり健康で長生きをしていただくということが一番の目標ですので、この国保の人間ドック助成費用の拡充をお願いしておきたいと思います。これは結構です。

次の4番ですけれども、やはりがん検診の重要性の普及啓発が、もう大変大事になります。私は、平群町の特定健診の本当に取り組み、大変高く評価しているんですね。それにあわせて、やっぱりもっともってこれからは、10月はピンクリボンの活動が全国的に広まってまいります。私、ここずっと何年も見てますが、余り平群町内でそういう動きが余り見えないんです。しっかり、私もきょうピンクリボンのバッジをつけておりますけれども、町長初め、すべての職員の皆さんもこういうバッジをつけていただいて、それは何なんだと言われるぐらいの、そういう取り組みを、いろんな児童虐待はオレンジとか、こういうありますけれども、そういう取り組みを、広報やチラシの配布もしていただいておりますけれども、もっともって、何て言うんですかね、大胆な啓発をすべきなんですね。いろんな取り組みしていただいているんですけれども、ちょっと静かかなと。

今回の奈良県も本当に危機感持たれまして、いま課長言われました、10月

10日、「がん検診を受けよう！」奈良県民大会が、もとプロテニスの杉山愛さんを迎えてされます。すごくいいことだなと。前はアグネス・チャンを迎えてされました。このことも一つの、これに乗かってね、もっともっと多くの人に、県が大きなお金を使ってやられるんですから、このことを大きく平群町もね、利用していただきたいと思います。もっと大胆なキャンペーンをしていただきたいと思います。これは再質問をさせていただきます。

それから、医療機関へのポスターの掲載による啓発というのが、ちょっと私の聞き漏らししかわかりませんが、御答弁があったのか、ちょっと、もう一度お願いしたいと思います。

3点目、がん検診受診勧奨用の横断幕ですね。本当にプリズムめぐりは国道沿いにありますので、大変見やすいですね。また、特定健診も、のぼり旗で特定健診を受けようとか、また、役場内の窓口には、ちっさなかわいらしいのぼりを置かれたり、もうたくさん目の見える、またコミバスでは、もう特定健診を受けましょう、そればっかしで、もういいっていうぐらいにコミバスはされて、それもすごく大事な取り組み、また体育大会で、前年度は課長が突然御あいさつされたりとか、いろんな突発的な取り組みもしていただいていますけれども、これは検討してまいりたいということですので、目に見える、皆さんの視覚に入るような取り組みも、今後早急にしていきたいと思います。

それでは、たくさん言いましたけれども、再質問させていただきます。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

たくさんいただきましたので、もしか漏れている場合は申しわけございません。改めて回答させていただきたいと思います。

まず、1点目については、高い評価をいただきまして、非常にありがとうございます。職員のほうも、特定健康診査の受診率向上については一生懸命やらせていただきますが、住民の方の深い御理解と御協力がございまして、県下で、いま議員さんお述べのようにですね、確定ではございませんが、37.4%という数字を現在出しているところでございます。今後も引き続いて、今年度、最終年度ということで取り組みをさせていただきたいと思います。その取り組んだ内容をですね、国民健康保険の被保険者の方にですね、がん検診の受診率向上ということで、引き続いて取り組みをさせていただきたいかなというふうに思います。

それから、2点目の、各種がん検診の受診費用の軽減ということでございます。吹田市のほうでは無料でそういったことができるような環境づくりをされ

ておるといこととございますし、またP S A検査については、議員さんお述べの65%のところという御意見でございます。これについてはですね、大変貴重な御意見であるというふうに思います。ただ、国民健康保険としてどこまで取り組めるかということもございますので、今後の検討課題というふうに考えさせていただきたいというふうに思います。

それから、4点目のですね、がん検診のPRと申しますか、普及啓発のこととございます。もっと大胆な取り組みをとということ、県の10月10日に行われる取り組みのことも含めてですね、もう少し大胆な取り組みにしてはどうかということとございます。大変ありがたい御意見かなというふうに思います。町としても、県のイベントにあわせて、どういったことがいいのかどうか、この辺ですね、検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、申しわけございません。言葉が足らなかったかなというふうに思いますが、啓発ポスターについては、今後さらに工夫をしながら、関心を持っていただけるような、インパクトのある媒体づくりに努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。どちらにいたしましても、プリズムめぐりが住民の方の健康づくりの拠点としてですね、なりますように、施設の内外を利用してPRに努めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。

1点だけ、広報ですけれども、今回は県が直近でされますので、早急にそういう取り組みをすべきだと思います。それと、やはり平群町を挙げて、やはりイベント、いろんなイベント、またそういう著名ながんのそういう経験のお持ちの著名人の方を講演に迎える等々でね、やはり平群町独自の、やはり奈良県へ出向く、奈良県文化会館へ行くというのはなかなか無理な話ですので、少ない方しか行けませんので、やはり町内でそういうイベントの啓発等もお願いをしておきます。

最後になりますが、本町の特定健診での受診率向上に向けたすばらしい取り組みを、本町として、お手本として、がん検診の受診率向上にも同じ決意で取り組んでいただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、2点目の町税のコンビニ収納の導入についてということで御答弁させていただきます。この質問についてはですね、議員のほうから平成19年3月議会において同様な質問をいただいておりますので、それをもちまして、再度御答弁とさせていただきますと思います。

コンビニ収納は、平成15年4月1日、地方自治法の施行令及び改正国民健康保険法の施行により可能になりました。これを受けて、多くの自治体がコンビニ等における収納業務委託が行われており、これも納税者の利便性の向上につながり、時代のニーズに即した結果であるというように認識しているところでございます。そういうことから、コンビニ収納は24時間利用であることから、納税者の利便性の向上につながり、導入すれば、約、平均15%から20%程度の利用があることも、県内導入市町村からのアンケートにより回答をいただいております。

また、この数年、先ほども言いましたように、多くの自治体がコンビニ収納またはクレジット収納、これは平成18年5月から自治法の改正により、クレジットカードによる収納が可能になったところでのクレジット収納が、現在多くの自治体で導入されており、現在、全国的にも約3分の1、591団体がこのコンビニ収納、あるいはクレジット収納等を導入しているところであります。本町においてもですね、こういう近隣市町村と同じくですね、生駒郡内でも、平群町以外すべてコンビニ収納を導入する予定になっておるといように聞き及んでおるところであります。

平群町においても、近隣市町村とも同様のサービスが提供できるようにしっかり前向きに取り組んでまいりたいというように考えておりますが、導入については、約700万程度の経費が、初期導入費用が必要であることから、やはり本町における現状から見れば、現在財政状況も無視できない状況でありますので、もう少し期間が必要であるというように思っているところでございます。どうか御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

続きまして、コンビニ証明書交付の導入をとの御質問にお答えいたします。

現在、県内において、住民票、戸籍謄抄本、印鑑証明などをコンビニ交付導入している自治体は、昨年の4月に導入されました生駒市のみで、コンビニにおいて発行されている証明書は全体の約10%ほどであるとお聞きしています。住民サービスとしては一定の効果が出ていると考えるところですが、人口規模は10万人以上の自治体であり、また、全国で導入している自治体では、

人口が3万人以上の自治体が大半となっています。また、コンビニ交付申請をしていただくには、必ず住民基本台帳カードを保持する必要があり、導入市町村に調査いたしましたところ、住民基本台帳カードの発行手数料は自治体負担となっています。当町においてのカード発行負担総額を換算いたしますと、約2,900万の負担となります。また、コンビニ交付のシステム構築料としまして、初年度に約6,000万円の経費がかかり、ランニングコストといたしまして、毎年保守料として約500万円の費用が必要となり、財政負担は大きなものとなります。コンビニ証明書交付の導入は、住民の利便、サービスの向上ということでは十分理解するところですが、町の現在の財政事情では大変厳しいところで、難しいと考えています。

以上です。

○議長

長
窪君。

○8番

ありがとうございます。それでは再質問させていただきます。

まず町税のコンビニ収納ですけれども、全国自治体の3分の1が、この、そういう導入をしてると、コンビニでの納税ができるようにしているということですが、本当にクレジット収納もされてるところもたくさん出てきております。そこで、再度、近隣自治体の今後の導入も含めて、どこが、いまどのような現状になっていて、今後、来年度はどこが導入されるとか、そこまで調査されておられるのであれば、教えていただきたいと思います。

それから、コンビニにおける証明書の交付です。生駒市のような大きな自治体では、もう先進的に取り組みをされておりますが、いろいろ、いま課長のほうからできない理由をたくさん述べていただきました。全国でですね、もう本当に54団体ですか、冒頭申しましたけど、とこしかやっていない状況ですが、このことも、やっぱりいますぐですね、できないことも理解もしております。しかし、このことも含めて考えていただきたいと思います。平群町には窓口しか、役場の窓口が開いているときしか交付ができないという不便さがあります。ほかの自治体では、各種証明書の自動交付機が置かれてるんです。他の議員も以前にはこのような質問もされてたことも私も存じ上げておりますけれども、このコンビニ証明書交付、住基をとということです。

今回の議会でも質問しましたけれども、1,500円前後かかるところを、自己負担500円で、わずか600人前後しか住基のカードは、いま平群町では発行してないと。でもこれを導入するに当たって、住基のカードを無料にされている自治体もあると聞いてます。また、国のほうでマイナンバーのことも

出てきますので、大きな課題はありますけれども、やはり、そのことも財政等を見きわめながら、住民の皆さんが大変不便をしていると、もうお仕事を合間抜けるとか、また、どなたかに行ってもらおうとか、そういう不便していることについてどのように考えてるのか、再度質問させていただきたいと思います。

○議長

税務課長。

○税務課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

いま現在、奈良県内の市町村におけるコンビニ収納の状況でありますけれども、既に奈良市、桜井市、五條市、生駒市、広陵町、大淀町、4市2町が既に現在もう導入、去年まで、23年度まで既に導入済みであります。それから、この本年4月から実施している団体でございますけれども、天理市、香芝市、葛城市、河合町、川西町、三郷町、それから斑鳩町。斑鳩町についてはですね、コンビニ収納プラスクレジット収納ということで、同時に導入されております。その次ですね、25年、来年4月から予定をされている団体が、上牧町、それから安堵町というように聞き及んでおります。

近隣町では、郡内では平群町以外、すべて来年、25年、安堵町が開始すれば、平群町が残るということになるんですけども、本町といたしましても、いま現在、ことし4月から三郷町、斑鳩町が導入しておりますので、どれだけの利用があるのか、また、効果もどれぐらいあるのかとも含めて、平群町としてもよく検討していきたいというように思っているところであります。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

証明書交付で、どのようなことが不便とされているのかというところがございます。当然、いまの町の証明書の交付といたしましては、本町の開庁時、午前8時半から5時15分までの間に窓口で申請いただき、交付させていただいてるという形では、遠方の方、あるいはお仕事を持っておられる方で、本庁の窓口にお出でいただけないというところでの不便さというのは確かにあるというふうに感じております。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。いいですか、再質問させていただきます。

コンビニ収納ですけれども、奈良県下、平群町を囲み、周りがすべてコンビニ収納が始まってくるという、いま王寺町の名前は入っておりませんでしたけれども、本当にやはり納税環境は近隣と、ある程度すべてのことですが、いろんな横並びでは、横を見ながらというような行政のあれもありますが、本当に余りにもちょっと差がありすぎてはね。また、いま課長が利用効果と言われた、利用と効果があるのは確かでありますよね。本当に3時までに銀行に行かないといけない、また口座振替、御存じのように何%か、大変、20%ばっかしです。国保税だけ約50%弱ですけれども、口座振替率も低いです。でも、ですからこそ、やはりもうちょっと前向きな御答弁を、すぐと、今年度ですぐってということは言いませんけれども、来年度、安堵までされるということで、郡内で平群町のみがコンビニ収納はされてないというのは、余りにも住民の皆様に対して、本当に申しわけないと思うんですね。収納率、大変平群町は住民の皆様のおかげ、また職員の皆さんの御努力で、大変ほかの自治体より高いです。もう一度決意ですね、課長、また町長。町長、お願いします。しっかりと前向きな御答弁を引き出させていただきたいと思っておりますので。

それから、コンビニの証明書の交付につきましては、まあ本当にこれから、今後の課題だと思うんですけれども、しっかりと窓口がですね、役場の窓口が開いてるときしか交付できないというような、もう本当に田舎のっていうんですか、大変不便な環境、今後各自治体が、これも整備されていくと思っておりますが、住民サービスの向上とともに、多様化する住民の行政ニーズに適切に対応していく取り組みが必要であると考え、これはしっかりと検討をお願いしておきたいと思っております。まず、最後に、町税のコンビニ収納について、もう一度御決意をお願いいたしたいと思っております。

○議長

税務課長。

○税務課長

先ほど議員のほうからも御指摘ありましたように、やはり近隣町との行政サービスっていう意味では、ある意味、行政というのは近隣町も含めて行政サービスを同じように提供していく、それを見ながら、意識をしながら行政を進めていくってというのが、いままでしてきたところかなというように思っております。収納率についてはですね、いろいろ議論もあるとこなんですけれども、やはり税といたしましては、そういった納税環境を一定行政サービスの水準に置くというところではですね、いつからということは、ちょっといま現在申し上げられませんが、一定これについてはですね、是非とも前向きにしっかりと取り組んでいくということで、決意のほどさせていただきたいというように思います。

よろしくお願ひいたします。

○議 長

窪君。

○ 8 番

本当に、いま課長のほうから、町長も同じ思いだと確信しときます。近隣町との行政サービス、一定同じようなレベルに置かないといけないということで、是非とも前向きにしっかりと検討してまいりたいと御答弁いただきました。本当に導入に伴い、経費ですね、600万か700万と聞いておりますけれども、やはりそれも発生しますが、本当に収納率が高い平群町の住民の皆様、本当に何らかの形でやっぱり行政サービスとして返さないといけないと思うんです。納税者の利便性の向上に、新たな収納手段の導入を早急をお願いをしまして、この質問は終了させていただき、次の質問に移らせていただきます。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

続きます、ごみになるものをつくらない、ゼロ・ウェイスト宣言をとの御質問にお答えいたします。

平群町では、これまでごみ減量対策やごみの資源化についてさまざまな取り組みを行ってきたところで、毎年少しずつではありますが、ごみの排出量は減ってきております。しかしながら、住民1人1日当たりの排出量は、全国平均を15%程度上回っており、約100グラム多いまま推移しております。その中で、本町が目指すべき廃棄物行政の姿が明確になるように、平群町一般廃棄物処理基本計画を本年7月に策定し、ごみ減量の数値目標を設定いたしました。家庭ごみを平成34年度までに35%の削減目標は、議員お述べいただいているように、大変厳しい目標であると考えますが、すべての住民の皆様にごみ減量意識を持っていただくことで達成できると考えております。

そのためにも、来年10月から可燃ごみの有料指定袋制を施行できるよう、準備を進めているところでありますが、有料化でごみ減量が完結するとは思っておりません。近隣には早くから有料化を実施し、数々の減量施策を重ねながら、ごみ減量に成功している自治体もありますので、そちらも参考にして、ごみ減量意識が低下しないよう、継続的にごみ減量施策を進めていく中で、議員御指摘のごみゼロ・ウェイスト宣言につきまして、調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。

大変簡単にお答えをいただいたんですけれども、やはり最初言いましたが、有料化だけでごみが、一つの手段です。奈良県下でも多くの、半分以上の自治体が有料化をされておりますが、これは一つの手段で、住民の皆さんにも大変負担をかけることにもなるからこそ、しっかりともっと町が挙げて、ごみ減量の対策をとらないといけないと思います。

9月号の広報ですが、私も大変ショックを受けまして、4ページでごみ出し方法、段ボールのごみ出し禁止、10月から収集しません。また、13ページでは、子ども服、ベビー用品、陶器類等の提供のお願いということで、11月にリサイクル館でリサイクルフェアを開会される、このことは大変住民、ごみの懇談会等でも住民の多くの皆さんからきっちり御意見も出されて、こういうことに至ったと思うんです。

これは大変大事なんですけれども、大変広報の仕方が余りにもちょっと見にくい。本当に広報の紙面の割り当てもあって、つくってはる担当課は苦勞されてると思うんですけれども、やはりその点が一貫して、もっと大々的なアピールをね、していかないと、やはり何かに、新聞に載るとかいうこと、こう載せたりしたら、皆、住民、ああ、そうかと関心あるんですけど、なかなかその発信力がすごく、御努力してくださってるのはわかるんですけど、大変低いかなという思いなんです。

ですからこそ、ゼロ・ウェイスト宣言、斑鳩町もゼロ・ウェイスト宣言はされてないことはわかっております。ゼロ・ウェイスト宣言というのは大変厳しい課題ですので、しかし、ゼロ・ウェイスト・フェスティバルという形で去年取り組まれたわけですよ。上勝町の町長さんをお迎えして、講演されたり、またそのときに家庭で不要になった陶器、食器を無料で回収して、そのときに、11月13日のときに、「くりかえし使ってくれてありがとうき（陶器）市」とか、こういうネーミングで町民に自由に持って帰ってもらうと、このようなことを、上手なんですよね、アピールがね。それは生駒市が以前から、このNPOの方のお話も一部から聞いたことがあるんですけど、市が、生駒市もですね、「もったいない食器市」とかいうことで、市内3カ所で毎月1回開催されておられるわけです。生駒市はNPOですが、これを行政単位で取り組まれたのが斑鳩町なんです。

近隣、本当に生駒市と斑鳩に挟まれた平群町ですので、いいことはコピーをしたらいいと思うんです。しっかりとこういう発信をしないと、意識っていう

んですが、有料化して、ごみ袋高いな一って、もうほんと負担やな一って、もう皆不満に、声が出るかもわかりませんが、だんだんだんだんそれがもう慣れてきたら当たり前のような感覚になる恐れもなきにしもあらぬのでね、もっと実践的なキャンペーン、もう斑鳩町のようなそういうフェスティバル、いろんな形でリサイクル館で、今回11月されるのも大変いいことなんですよ。これ、2回目だと思うんですが、それを中央公民館で、平群町を挙げて、町を挙げてですね、担当課だけに回しとく、任せとくじゃなくて、ごみの懇談会もたくさんとってくださって、多くの住民、関心のある、本当にすばらしい住民の皆さん、たくさん来られてますけれども、やはり実践的なごみのキャンペーン運動を図らないと、これは町が目標に出されてる達成には大変厳しいものがあると思いますが、再度御答弁お願いしたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

ごみの減量対策には、もっと住民の皆さんにアピールをしたらどうかと、実践的な取り組みをしていってはどうかということでございます。

当然、ごみの減量意識が低下しないように、そのようなごみの減量フェスティバル、あるいは環境フェスティバルなどを開催いたしまして、住民の皆様には十分意識を継続していただけるような取り組みとして、実践的なそのような催しを開催させていただくように考えております。その一つとして、近年、ごみの懇談会、あるいはリサイクル館におきましてリサイクルフェアなるものを開催させていただいて、住民の皆様の御参加をいただいていたところでございます。なお一層、これからの大きな課題として、住民の皆様向けに実践的なことができるように、今後進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

ありがとうございます。

本当に懇談会やら、何回もとっていただいて、住民の皆様、お忙しい中参加してくださっているわけなんですね。そこで意見聞いて、で、はいって感じ、生かされてる部分もあると思うんですけれども、やはり行動を起こさないと、机上の上で論議も、もちろんこれも大事です。皆さんの、住民のお声を聞く場を、そういう場をつくっていただいているんですからね。まあ、リサイクル館も本当にだんだん提供の数も減ってきて、その割に来館者が増えていると、

こういう対策もごみが出ないからリサイクル館の提供が減っているのか、それとも、それを余り周知してないから、提供するのをわからないでごみに出しているのか、そこは微妙なとらえ方の違いがあると思うんです。ですから、私、突然このゼロ・ウェイスト宣言というような言葉、出しましたけれども、そのぐらいの、これ何やねんやろというような、やっぱり住民にアピールをするね、小さな単位でやってたら、意識改革ってなかなかできませんので、いま課長のほうから実践的な取り組みをしてまいりたいというような御答弁と受けとめさせていただきました。

最後になりますが、ありとあらゆる平群町のごみゼロ作戦を展開していただいて、特に住民の皆さんの御協力がなくてはならないことですので、ごみ減量化のお願いをしっかりと発信していただき、取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時30分)

再 開 (午前10時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

発言番号3番、議席番号5番、植田君の質問を許可いたします。はい、植田君。

○5 番

それでは、私のほうから3点について質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、生駒市との施設相互利用についてであります。

現在、生駒市との施設相互利用について、生駒市のきらめきスポーツ施設と平群町のウォーターパーク、町民プールが、相互利用、町民・市民料金で利用できるようになっていました。今後、さらに他の施設も相互利用できる関係を検討しているとの報告が議会のほうにもされています。来年4月から新たに相互利用できる施設が増えるとのことですが、改めて、現在どのような施設がその

対象となり、どの程度のところまでその調整がなされているのか、これについてお聞きをしておきたいと思います。

2点目は、168号線の上庄バイパス、月見台地域の歩道、車道の安全確保についてであります。

豪雨のときに、月見台の焼き肉店前付近のバイパス道路にですね、バイパス東側の山側、町道の北上庄229号線から土砂がバイパスに流れ込み、石なども流されてくることから、車道を走る車がそれをはじいて歩行者に当たる危険があること、また、流れ込んだ土砂によって、車がスリップして事故を起こす危険性があることや、実際には、バイクがこの土砂に乗り上げて転倒するというような事故も起こっていると聞いています。

また、道路わきの側溝がですね、流れ込んだ土砂によって詰まり、埋まってしまって、歩道が冠水して、浅い川の中を歩く状態になってしまうということを、近隣住民の方から、この道路への土砂の流入を防ぐ対策をとってもらいたいという相談も寄せられています。住民生活の安全性の確保の点からも、どのような対策がとられているのかお聞きをしておきたいと思います。

3点目は、家庭ごみ有料化の問題についてであります。

この問題、平成17年に減量審議会に有料化への諮問がなされました。その後、17年11月には、有料化については時期尚早ということで凍結していたわけです。その後、19年8月に、これ、岩崎町長になってからですが、改めて有料化の諮問が審議会にされたという状況の中で、現在に至っているわけですね。そういう中で、町は来年10月からごみ袋の有料化を実施したいと、先日行いました文教厚生委員会でも説明をされましたが、説明資料の中でですね、4月からペットボトルやトレイ、廃プラスチックなど、ステーション回収がスタートしたことで、分別が進んでいると、こういう評価をされています。また一方で、しかし、それは資源ごみとなっただけで、ごみの総量は変わらないと。こういう中で、変わらないのだから、減量意識の高揚を高めるために有料化をしたいという見解が示されています。しかし、多くの住民は、分別によって可燃ごみが減ると、このことが減量化につながると確信している方がたくさんいらっしゃいます。それが、分別しても、資源を可燃ごみと同様に扱って、ごみの総量が減らない、だから、有料化を導入するんだというやり方は、余りにも、私は住民をばかにした話だと思っています。

また、現在、トレイはインゴットとして売却をしています。ペットボトルは17年度までは、確かに年間300万から330万か40万、処理料を払って処理をしていた。しかし、この問題については、我が党の山口議員が質問する中でですね、無料になり、この24年度から、1キロ当たり31.5円で売却

する。ある意味、町の収入になっていると。これ、有料でしてきたときからすればですね、ペットボトルについては、年間、多分400万円ぐらいの、何て言うんですかね、24年度から収入することに、まあ言うたら、そんだけ経費が節減できると、収入も含めて経費が節減できるという状況になってきていると思います。

そして、廃プラについては確かに処理費がかかります。しかし、廃プラを分別することで、廃プラを焼却しないことが、焼却炉の延命、あるいは修理費のコストを減らすことにもつながり、このことは、ある意味、そのことが大きく町財政にも貢献をするというふうに考えています。資源ごみではなく、資源としての役割を、そういう意味では十分担っていると、私はこのように考えています。また、環境面でも、その役割っていうのは大きなものだと思っています。そのことをもっと私は住民に知らせていくと、で、分別を促進していくということで、本来有料化、住民負担をしないために、どう行政として、このごみの問題、住民への協力も含めた働きかけは、もっともっとやっぱり必要だと思っています。

そういう意味では、平群町では、資料の中でも可燃ごみの46%が紙、布類が占めるというふうな統計も出ています。そういう中で、ある意味、この10月から段ボール出しを禁止をするというか、収集をしないということは大きな英断だったと思います。確かに、その住民への周知の問題はあろうかと思いますが、ある意味、このことで、これまで平群町が行ってきたごみの懇談会でも、課長自身が段ボールを一つ出すことで、500グラムの、まあ言うたら重さがあると。これをできるだけ減らしていただきたいというふうな説明をされてきました。そういう意味では、この10月から行われる段ボールでの収集をしないということが行われるわけですから、その状況も、一定やはりきちっと見ていく必要があると考えています。

そういうものがありながら、私はそれを無視して、この10月に有料化の住民説明会、12月に条例提案するというふうなスケジュールが出ていますが、余りにも性急過ぎると思っています。そういう意味では、再度検討する必要があると考えますが、再度検討するお考えはあるのでしょうか。

以上、3点について明解な御答弁をお願いいたします。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

植田議員の御質問いただきました1点目の、生駒市との相互利用につきまして御答弁させていただきます。

生駒市との相互利用につきましては、既に一部の体育施設、温水プールと平群町のウォーターパークということでございますが、一部で実施をされております。このことを踏まえまして、両市町の公共施設の有効活用と住民の利便性向上、また、住民相互の交流を目的に、本年5月31日に生駒市長並びに平群町長による共同の記者会見を行いまして、その後、相互利用を行う施設につきまして協議を行っているところでございます。

対象施設といたしましては、現在のところ、図書館、社会教育施設、体育施設を中心に、相互利用を行う施設の洗い出しなどを行っておるところでございます。また、料金の設定でありますとか、申し込み等の事務手続きにつきましても調整を進めるとともに、あわせて農業振興施設でございますくまがしステーションや、災害時の避難所などの施設につきましても、相互利用、相互応援の対処としておるところでございます。

次に、具体的な相互利用のスケジュールでございますが、来年の4月を一つのめどに、それぞれの施設が相互利用できる予定で、現在進めておるところでございます。また、そのために必要な条例改正等の事務手続きにつきましても、あわせて進めてまいるところでございます。また、これ以外の衛生施設につきましても、お互いの行政の強みを高め、弱みを克服するというのを念頭に、今後の課題といたしまして、衛生施設につきましても、現在協議を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長

植田君。

○5番

いま、課長のほうから御答弁いただきました。来年4月ということなので、条例改正等をどれぐらいをめどに出してこられるのか。それから、もう一つ、いま4月から、4月以降ですね。まだ多分、今後いろんな施設の相互利用ということで、いま課長のほうから衛生施設ということが出ました。多分、斎場の関係だというふうに思うんですけども、これについて、生駒市からすれば、平群町の斎場を利用したいというのは一番大きな相互利用する上でのメリットではないかなというふうに私も考えています。

ただ、この斎場利用に当たってはですね、厚生委員会のときもそうでしたが、利用率とか稼働率という関係からいけば、相当、特に葬祭棟についてはですね、平群町の中でも3日とか待たないと使えないとかいう状況も発生してます。稼働率にしたら、あのとき44%か6%かな、そういうふうな答えも返ってきてる意味で、そういう意味では、ある意味かなり稼働率が高いところだというふ

うに考えているんですね。そういう意味では、それを共有するとなれば、相当問題と言おうか、平群町の町民の方にも御不便をかけるような状況が発生するのではないかなというふうに私は危惧する部分があるんですが、その点のところ、どう考えておられるのか。

それと、もう一つ、三郷町にあるのかな、動物炉も平群町、やっぱりいますごく住民の方の利用が高まっていると言いましょうか、ありがたいなという施設の一つだと思うんですね。これもちょっと年間の稼働の状況を調べてみましたら、やはり四十四、五%あるわけですね。いま、ペットを家族の同様に飼われる方ってか、こう多くて、結構収骨、ペットの火葬の収骨ってのも相当やっぱりニーズが高いということもありまして、動物炉については1炉しかございませんので、もしこれが生駒市との共有になれば、もうちょっと私にはパンクするのではないかなという、ちょっと危惧もしてるんですね。ここら辺ところはすごく、ある意味慎重に、それから十分そこら辺のところも考えて、どういう相互利用の中身にするのかというふうなことが大変大事ではないかなというふうに思っているんですが、その点について、再度御答弁をいただきたいと思います。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

ただいまの再質問のほうにお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、スケジュールの関係で、一定の予定といたしまして、4月をめどにということ御答弁をさせていただきました。これに伴います条例改正等の事務処理でございますが、当然議会のほうにもお諮りをさせていただいて、お願いをさせていただくものになるかというふうに存じております。具体的な時期につきましては、どの程度、いわゆる各施設の現在洗い出しをしておりまして、その各施設を相互利用していくために、どの程度の条例の改正であるとか、こういった事務手続きが必要なかっていう部分が、まだ正直詰め切れておりませんので、その辺を再度またきっちり精査する中で、早ければ12月議会、また、4月からということになりましたら、遅くても3月議会には、必要なものについては御提案をさせていただくというふうなスケジュールになろうというふうに考えております。

2点目の火葬場等の衛生施設についてでございますが、この部分につきましては、まだまだ協議という部分で、お互いの、私ども平群町と生駒市との行政施策を補完するという観点から協議は行っておるといってございまして、どういった、どの施設をどういうふうにご利用するとかいうふうな、個々の

内容にまでは、まだちょっと協議としては正直至ってないのかなというふうなところがございますので、この部分につきましても、今後、お互い協議のテーブルに載せながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長

植田君。

○5番

まあまあ4月からやるということになれば、当然12月、遅くても3月って、まあそうかと思えます。衛生施設、そのほかにもまだこれから共有していくっていうか、総合利用していくっていう問題が多々いろいろ出てくるとは思うんですね。そういう中ですね、施策の補完をしていくことは非常に大事だと思うので、そういう意味では、平群町の住民の方が大きな不便を感じるというような状況ってのは、やっぱり避けなければならないと思いますし、それは生駒市にとってもそうだと思うんですけどもね。そういう中で、どういう相互利用とか、連携の仕方があるのかということは、これから十分探っていかなければならないですし、是非この問題については、また議会のほうにもですね、やっぱりそういう意味では、十分な議会への説明も含めて、論議ができる状況をつくっていただきたいというふうに思っています。

この件については、以上で結構です。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、2点目、国道168号上庄バイパスの歩道、車道の安全確保についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、特に一定量の豪雨後に土砂や砕石がバイパスに流出をし、路面に堆積をし、危険な状況にあるということは承知をしております。これまでの対策としまして、横断側溝と仮設の沈砂池を設置をし、流出土砂が沈砂池に流入をすることによりまして、バイパスへの流出の防止策を講じた経緯がございます。このことによりまして、一定の効果はあったものと考えております。また、日常管理としまして、毎月1日、15日の道路パトロール、さらには豪雨が予想される前後には、現場点検を実施をし、土砂、落ち葉の撤去作業を行っております。

直近では9月3日の集中豪雨で、土砂等が国道168号上庄バイパスへ流出した経緯があります。その後の対策としましては、流出土砂の撤去や側溝の清掃を行い、あわせて上流部に土のうを設置をし、逸水した土砂は横断側溝から仮設の沈砂池に流入するような対策を講じることによりまして、バイパスへの

流出の対策を行っております。このようなことで、日常管理を徹底をすることによりまして、国道への土砂流出を防止をしていくと同時に、国道管理者の奈良県とも連携を持たせながら、適正な道路管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

植田君。

○5番

いま、課長のほうから御答弁いただきました。担当課自身もこの問題は十分認識をされてるといふふうに思っています。そういう中で、私も現場を見させてもらいました。やはり、何て言うんですかね、相当土砂が、私が見たときには相当土砂が側溝なんかを埋めてる状態になってましたので、そういう意味では、本当に小まめな管理というのが必要ではないかと。たまたまそのときに、その処理に訪れてこられた職員さんっていうんですか、何て言うのかな、多分緊急雇用か何かで雇用されてる方だとは思いますが、ちょっとお話を聞かしてもらうのに、結構、しょっちゅうそういう状況が発生してるといふふうにもお伺いをしました。そういう部分では、小まめなやっぱり管理というのが大変必要ではないかなと。

月見台のお住まいの住民の方々から、とにかく大雨が降ったらあそこが大変なんですということを私も何遍かお聞きをしておりますので、いま土のうを積んで、沈砂池ですか、沈砂池をつくっておられるんですが、時期によっては沈砂池自身がね、十分機能を果たせないというふうなこともあると思います。そういう意味では、今回新たに多分土のうを積んで、流出をできるだけ防ぐというふうなことで状況を見たいということですので、これは私もちょっと状況を見させていただきたいと思いますが、それでもやっぱりかなり状況が余り改善されないという部分では、根本的な対策っていうのがとられる必要があると思います。そこら辺についてはどうなのか、再度答弁をお願いいたします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

議員御指摘のとおりですね、一定量、集中豪雨が降ったときには、年間に複数回土砂撤去を行っておるといふ状況でありまして、仮設の沈砂池をつくったんですけども、現在満杯状況で、その沈砂池も機能してないということでもありますので、その沈砂池につきましては早々にしゅんせつをして、機能を回復させるということで、一たん流出の土砂なり、そういった碎石とか、そういった

ものについては、その沈砂池に堆積をさすという、そういったことで対策をしていきたいということ。

それと、土のうをですね、いままでは土のうは敷設はしてなかったんですけども、9月3日豪雨の後ですね、土のうを3カ所横断をさせて、そこで一たんせきとめると。この道路は、国道バイパスからずっと斑鳩の行政界の近くまで通っておりまして、約ですね、900メートルほどの道路が通っております。非常にその縦断勾配が、平均でいきましても14%以上あるということで、非常に縦断勾配がきついと。あわせまして道路排水構造物が全くないと。そんなことですね、すべて大雨降ると、その道路が川になって、結果的に水が集中して国道に集まってくると、そういった状況です。残念なことに、道路に接続したところで、法定外公共物の水路もないということで、その放流する場所がないと、いまそういったことをございます。答弁いたしましたように、当面の間につきましては、仮設のそういった沈砂池、また側溝、土のう等で対策をさせていただきたい。集中豪雨のときに再度確認をさせていただくということで、対応してまいりたいと思っております。

抜本的な対策なんですけども、当然その流域を分散さすというのが一つのその手法であろうかというふうに思いますけども、ただ、申し上げましたように、水路がないということをございますので、当然、その分散した水については民地のほうに放流すると。となれば、民地側の所有者の方の理解と協力が要ると、まあ、このようなことをございますので、そういうことを想定はされますけども、そういう民地の方の合意も必要でありますので、いましばらくですね、ちょっと様子を見る中で、そういった対策についても検討してまいりたいということ御理解を願いたいなというふうに思います。

○議長

植田君。

○5番

いま課長のほうから再度答弁をいただきました。まあ、沈砂池も新たに、いま満杯なので、それを取り除いて、そういう状況をつくるということもおっしゃってくださいましたし、まあそれでもだめな場合は、民地への放流ということも含めてですね、考えていきたいということですので、当面、とにかくこういう気象状況が変わってきてる中で、やはり集中豪雨のときのパトロールといえますか、現場の確認てのはきちっとやっていただいて、極力住民生活がやっぱり安全に過ごせるという状況を確保していただくということが第一ですので、私もこの点については、もう少し様子を見させていただいて、また今後、それが改善になかなかならないというのであれば、また質問をさせていただき

たいと思います。とにかくきっちりと道路管理についてはお願いとしときたいというふうに思います。

以上で、この件については結構です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、3点目の家庭ごみ有料化問題についての御質問にお答えいたします。

プラスチック容器包装物でありますペットボトル、トレイ、廃プラスチックの3品目について、この4月からごみステーションでの収集を開始したことにより、リサイクルされたごみの量は、昨年同時期と比較して、3品目合計で約3倍に増え、それまでの拠点収集時と比べますと、約44トン増の65トンなっています。これは、昨年まで可燃ごみとして清掃センターで焼却されていたごみが、資源としてリサイクルされたということであり、議員お述べのとおり、焼却施設の延命に大きく貢献するものであると考えております。

町では、これまでさまざまなごみの減量化対策や資源化対策を行ってまいりましたが、抜本的な減量化対策として、かねてより検討を重ねてまいりました家庭ごみの有料化は重要課題であると位置づけ、すべての住民の皆様にごみ減量意識を持ってもらい、ごみの減量化を成功させ、平群町の廃棄物行政を今後も安定的に運営するためには必要な施策であると考えております。これまでも減量の成果も踏まえ、より一層減量を進めるための取り組みとして、有料制を実施してまいりたいと考えています。

議員御指摘の12月議会への条例制定は性急すぎる、再度検討する考えはとのことですが、8月29日の文教厚生委員会でスケジュールを御説明させていただきましたように、12月議会に条例提案をさせていただく予定でございます。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

いま、課長のほうからは、厚生委員会に出されたスケジュールに変更はしないという御答弁だったと思うんですね。ただね、これもいろいろ議論があると思うんですが、私は、ごみの有料化がごみの減量にね、つながるとは、基本的には考えられないというか、考えていないんです。それは、これまで有料化された自治体の多くが、やはり4年ぐらいでリバウンドを起こしているというこ

とは事実だと思うんですね。そういう中で、それが大きな減量化につながるというふうに課長が答弁されたことについては、ちょっと私は異論があるんですね。

そういう中で、もともこのごみを有料化するというのは、減量化が目的やからするというをおっしゃってたんですね。まあ、私はそれ、先ほど言いましたように、それはそうではないと思うんですが、それであるならばですね、最初にも言いましたようにですね、平群町のごみの半分近くが紙ごみが占めていると。それをこの10月から段ボールを回収しないことによって、私は大きく、そういう部分では紙ごみが、まあいわば減るというふうに考えているんです。ごみが減れば、有料化する必要があるのかという問題ね。これだけいろんな負担が増えていく中で、本来行政としては、いかにして住民負担をしないで、まあいわば、全国の自治体が課題として抱えているごみ問題をどうしていくのかということが問われているんですね。

それを、この間の、何ていうの、検証の中で出てきている、有料化しても余りその効果が得られないと、数年たてばもとに戻っていくというような状況の中で、本来ならば、やっぱり有料化というのをしないでどう減らしていくのかという、その一つとして、今回段ボールを10月から収集しないというふうにされたわけですから、まずそこでのね、状況を見るということから、私はこの間、数年、この問題でいろいろあって、現在に至っているわけですけど、やっぱりそこら辺、まだそういうことをきちっと見ていく必要があるという問題と、やはり行政側の住民に対するさまざまな、このごみの減量化についてのアプローチがまだまだ少ないというふうに思っています。

それと、もう一つ、ちょっと違う観点からね、このごみの有料化は手数料として徴収されるんだらうと思うんですけども、その法的根拠ですね。有料化するに当たって、手数料として、法的根拠はどこにあるのかっていうことも一つお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

再質問ということで、まず懸念されるリバウンドの問題というのを取り上げていただきました。

確かに有料化導入当時から、数年たてばリバウンドということの懸念は確かにあろうかと思えます。ただ、全国あるいは近隣の実施自治体の状況等を見させていただいて、やっぱりそれなりに住民意識を続けていただく、住民さんの減量意識を続けていただくというところでは、町も一定の啓発を十分進めてい

かなければならない、先ほど窪議員さんの御質問でお答えさせていただいたように、やはり実効性のある町の啓発活動というのは、住民の皆さんに訴えていかなければならないというふうに感じているところでございます。

それから、有料化というのが、法的な根拠ということでおっしゃっていただいております。一つの行政経費には、特定財源と一般財源の両方充当する例は予算執行上一般的な手法であって、このことは特に法的には問題にはならないというふうに考えております。住民の皆さんに、処理を必要とする役務の提供という面で、手数料をいただくということは手法としては妥当な方法と考えているところでございます。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

もう一つちょっとようわからへんかったんですけどね、町が住民税とか、そういう税金を収納するという以外に、手数料として徴収、多分これ、手数料になると思うんですが、として徴収する場合に、地方自治法の227条で、手数料、普通公共団体は当該普通公共団体の事務で、特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができるというふうにならなっています。これをよくよく読みますとですね、特定の個人のためにする事務がこれに当たると。一個人の要求に基づいて、その対象となる利益のために行う事務というのが、身分証明であったり、印鑑証明であったりと。あるいは、その事務が一個人の利益につながるもの、そういうための必要となるもので、基本的には地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務ではない、それには手数料は徴収できないというふうにならなっています。

これは、昭和24年の自治課長の回答という形で、私もちょっと調べさせてもらいまして、出てるんですね。ということは、平群のごみ収集、ごみの処理というのは、基本的には地方自治体独自の固有の事務だと私は考えているんです。固有の事務であるならば、それに手数料を課すというのはおかしいんじゃないか。ある意味、税金の二重取りになるんじゃないかというふうに考えるんですね。この点についてはどのようにお考えですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほどお答えしました、少し不足しているお答えになってしまったと思いますが、いまおっしゃっていただいたように、税の二重取りに当たらない

かというようなところでございますが、先ほど言いましたように、一つの行政経費には特定財源と一般財源の両方を充当するという例は、予算の執行上、一般的な手法であると考えております。既に実施されている全国の60%以上、あるいは奈良県の39市町村のうち26市町村が有料化を実施されている中で、この手法を用いて有料制という形で実施をされているところでございます。地方自治法で、227条でうたっております地方公共団体は普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき手数料を徴収することができるというところの根拠で、これは妥当な方法だと考えているところでございます。

○議 長

植田君。

○5 番

あのね、妥当だと考えるところに、いまおっしゃいました、特定の者というふうにおっしゃったんですか、何をもって特定の者と。手数料を徴収する根拠とするね、特定の者に対する利益のために手数料をいただくんだと。じゃあ、平群町は、このごみ問題、ごみ有料化について、何をもって特定の者と断定されるんですか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

何をもって特定の者と断定するかということでございますが、当然ごみを排出される方々を対象ということになります。

以上です。

○議 長

植田君。

○5 番

あのね、また話戻るんですが、ごみ処理というのは、地方自治体の私は固有の事務だと考えているんですね。それ自体が、じゃあ間違いということですか。固有の事務であるならば、それは税金である意味賄われるもの、それが住民税や固定資産税やったら、平群に収納されている、そういう目的、いろんなものに使えるという税金の中で賄われるものやと考えているんです。それを、特定の者というのが、ごみを出す人が皆特定の者になるのかと。それっておかしいんじゃないですか。平群町の住民がほとんどが全部特定のものになってしまうわけですよ。それはちょっともう、答弁としていうか、私は納得できないんですね。

このことについては、全国的には裁判も起こされたところもあります。そこ

まで言うてええのか、これはごみ有料化条例に対して無効を求める裁判が、藤沢のほうでですね、神奈川県藤沢市の住民が起こした。そこで、これ、裁判になって、判決が出たんですけども、そういう中で、この判決自体も私もなかなか難しいから読みにくいものはあるんですけども、かなりこじつけ的なというか、もう無理があるな一と思いつつながら、ここでは基本的にはごみ袋有料化の分については認めるという裁判結果が出たんです。大ざっぱに言いますとね。ただ、それに当たっては、占有者、住民ですね、住民の敷地内の公道寄りに出されたごみ、これがごみの特定する根拠だと言われているんです。ということは、個別収集というのが一つごみを特定する根拠になるから、藤沢の場合はごみの有料化については認めるという、まあ妥当だという判決が下されてるんですね。

じゃあ、平群町の場合、いま現在どうなのかっていうときに、いま現在ステーション回収でされている、ごみの収集自体は。ということは、この裁判でも問題になった、ごみのいわば個別収集が一つの占有、何ていうんですか、特定の利益と見なされるということからすればですね、平群の場合は、ステーション回収ってことは、それには当たらない。ある意味、特定の利益としては、それは認められないというふうに取り扱われるんですね。そういう中で、平群町がごみの有料化を、住民負担を来年10月から新たに実施するっていうのは、私は間違っていると思うんです。

まして、またこの10月から段ボール回収をしないという方向で、それがどういう方向に動くのか。それをしながら、まだまだ住民への分別の啓発っていうんですか、自治会への懇談会も、私はもっともっとすべきだと思うんですね。斑鳩は確かに有料化というのか、そういうのを、あれを実施されるに当たって、その後、リバウンドはされていません。されていないというふうにお聞きをしています。それは、事前に本当にこう、細かいというか、何遍も何遍も自治会ごとにいろんな説明会をしながら、そして、常にその分別の品目をどんどん増やしていった中で、リバウンドをしなくて現在に至っているのかな一と私自身は思うんですけども、そういう努力が申しわけない、この間、やっぱりまだ平群には足りないんじゃないか。もう少し、そういう意味では、そこも含めながら、やはり10月からの状況の見ていくということも一方では必要ではないかなというふうに思います。

そこら辺のところ、手数料のその考え方っていうんですかね、の問題と、それから本当にごみを減らすことが目的で、最終目的であるならば、やはりもう少し状況を見ながら、住民への説明責任といいますか、協力要請をもっともっと細かく、あるいは行政側の自信を持ってお答えいただきたいなという部分もあったんです。だから、ごみを減らすために自分たちはこうするんだと、だか

ら住民の皆さん、協力してくださいという、確固として、やっぱりそのごみ減量に対する認識を持ってないとは言いませんが、改めて持っていただくことで、その中で住民負担をしなくて、ごみを減量したいから、是非こういう協力をお願いしたいと、そういう視点にもっともっと立っていただきたいというのをすごく感じているので、この2点について再度御答弁をお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

手数料の考え方は、議員お述べのように、考え方として、議員がおっしゃっていただいているということで、それぞれ考え方としての、私どもの考えと相違がある点はあるかとは思いますが、事務としては、固有の事務として行っているところで、ただ有料制を引かさせていただいて、手数料としての費用の一部を負担いただくという方向で進めていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、ごみを減らすために、自信を持って町としては進めていくようにというところで、住民負担をしない取り組みとして、もっと進めていくべきではないかというところがございます。これまでも、いままでの経過については、先だつての文教厚生委員会でもお話しさせていただいたように、いろんな取り組みもしてまいりましたし、それまでに平群町の廃棄物減量等推進審議会でも相当の議論もしていただいたところがございます。有料制につきましても、一定町の方針として進めていくということで、いま現在、その方向で進めていきたいというところは変わりなく思っております。

以上です。

○議長

植田君。

○5番

いや、方針は結構ですよ。ただ、その手数料という観点から考えたときにですよ、ある意味、ごみの有料化は個別収集によらなければ違法と示唆されるような判決が出てると。そういう状況があるのに、平群町としてはそれを推し進めるのかということをお聞きをしてるんです。そのところ、そういう状況、そういう判決の判例的なところをどう考えるのかと。それについて、まあ違法と示唆されているような判決が出ている中で、平群町はそれをやっていくのかということについて御答弁ください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

いまおっしゃっていただいているところですが、その辺は、まあ見解の違うところがございます。何回も言いますように、当然いままで、これまでも有料制を引いておられる市町村もございますし、その辺については十分妥当な方法だと考えております。

○議 長

植田君。

○5 番

これ以上言っても答えは同じだと思うんですけど、だけど、そういう問題があるということで十分認識していただきたいし、今後、私たちも、そういうことも含めて、この問題については、とれる手段といいますか、方策といいますか、住民にとっては新たな負担となりますのでね、そこら辺は十分私たちも、これからまた行政に対して物は言っていきたいなというふうに思っています。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

発言番号4番、議席番号1番、井戸君の質問を許可いたします。井戸君。

○1 番

では、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして一般質問させていただきます。

大きく三つあります。一つ目ですが、国の政策は、新聞やマスメディア等で報道されることもあり、情報が広がりやすいと言えます。しかし、平群町ではどうでしょうか。実行していること、これからすること、例えば条例改正や増減税、住民の生活に直結するようなことが、まだまだ町民の方にきちんと伝わってないと考えます。その要因として、町の場合、情報発信のツールが基本的に広報とホームページだけであること、そして、その広報の役割が大きい割には広報を読んでいない人が多いことではないかと考えます。私が今まで見聞きした感触としては、若い世代、または働く世代ほど広報を余り読んでいないようです。読んでいない人から見れば、町がどんな重要なことを発信していても、効果がありません。

そこで提案します。広報がより効率のよい情報発信ツールになるためには、どのくらいの割合の人が読んでいるのか、読者層はどうか、どの記事を読んでいるのか、ニーズがどこにあるのかをきちんと調査し、把握した上で、それぞれに応じた対策を練ることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

二つ目です。駅周辺事業について、大きく2点についてお聞きします。この事業は、相手があることも加えて、工事が大規模ということもあり、計画どおりに進んでいるか気になるところです。現段階においての進捗状況をお聞きしたい。二つ目、住民の関心事であるので、広報に進捗状況、これからの予定等を示してはどうでしょうか。住民の皆さんが知りたいこと、特に実生活に直結している身近なこと、例えば、いつでこぼこの道路が平らになるかや、いつロータリーが使えるようになるのか、いつ駅から役場までの広い道が完成するかなど、決まり次第、細かく広報などに記載してはいかがでしょうか。

大きく、三つ目です。若葉台、椿台、緑ヶ丘、櫛原地域の公共交通改善に向けて。先の議会において一般質問した際に、NCバス路線地域の公共交通について、これらの地域のことを見捨ててはいないという答弁をいただきました。そこで、若葉台、椿台、緑ヶ丘、櫛原地域の公共交通改善に向けての、現在の具体的な取り組みはどうされているのかお聞きしたい。

以上、三つでございませう。よろしくお願ひします。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

それでは、井戸議員の御質問にお答をいたします。

まず、第1点目の、広報について実態調査をした上で、効率のよい発信をすべきではないかという点でございませうが、まず、町が住民の皆様へ情報発信をするツールといたしましては、主に広報とホームページとなつてございませう。また、このほかに、行政防災無線やメール配信システムなどといったものも整備をしており、広報、ホームページと組み合わせながら適時活用し、多種多様な情報の発信に努めているところでございませう。

御質問にありました、広報紙を読んでない人が多いのでは、また、このことについて実態調査をすべきではということにございませうが、これにつきましては、若干前のデータではございませうが、平成19年度に平群町まちづくりアンケートつていうのを実施をいたしました。この中で、広報紙に関する調査項目がございませう。そこでですな、その調査項目の中で、有効回答者の65.5%の方から、広報紙は役に立つというふうな肯定的な評価をいただいております。また、広報紙につきましては、毎月1回発行しており、各大字や自治会の役員の方に大変お世話をおかけしながら、御協力をいただきながら、各世帯に直接配布しておるツールでございませう。

また、住民の皆様方から、記事の内容などについて、さまざまな問い合わせ等もいただいております。このようなことから、議員お感じに

なられてるような、広報を読んでない方が多いということではないかと、ないというふうに認識はしておるところでございます。

また、各世代ごとの部分でございますが、若い世代の方、働く世代の方が余りお読みになられてないというふうな御指摘でございます。この部分につきましても、アンケート調査の結果でございますが、男女別など、属性別に詳細に分析をしたところでございます。まず、年齢別に見ますと、18歳から40歳までの比較的若いとされる年代の方の有効回答者の中からでございますが、役に立つというふうな肯定的な御意見をちょうだいしておりますのが61.2%、次に、職業別というふうな分析でございますが、自営業や会社員など、いわゆる勤労者の方で有効回答いただいている中におきましても、まあ役に立つというふうな肯定的な御意見を58.8%、約6割ぐらいの方が意見としていただいておりますところでございます。

このアンケート調査の結果におきましても、若い世代の方、勤労世帯の方々、回答割合が相対的に、やや低いというところはございますが、これらの調査結果から、幅広い年層の方が何らかの形で広報紙をごらんになっていただいているというふうに考えており、また、そのうち約6割程度の方が広報紙を御活用いただいておりますというふうな実態ではないかというふうに認識をしておるところでございます。

町といたしましては、広報、ホームページは、住民と自治体をつなぐ重要なパイプ役として、多岐にわたる行政情報を掲載し、行政が伝えたいこと、また住民の方がお知りになりたいことのバランスに配慮しながら、一定ページ数の制約がある中ではございますが、創意工夫をした、充実になるような編集を行っておりますところでございます。あわせて、住民の方々のライフスタイルの多様化や核家族化、多種多様な媒体、情報ツールが現在広がっております中ではございます。その中で、若い世代の方、勤労者の方々に、行政情報を知っていただくための紙面づくりやホームページへの情報提供を今後も心がけていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

先ほど、平成19年のまちづくりアンケート、いろいろその、ホームページでもそうですが、広報でも御苦勞されているところはわかります。ただ、ちょっといまもこれなんですけど、まちづくりアンケートにしても、有効回答をするような人っていうのは、そもそもこういうホームページや広報を読んでもる人

だと思っんですね。やはり、基本的に見てない人は、そういうまちづくりアンケートをしてるすらも知らないはずなので、やはりそれで、やっぱりその、満足されてると思っっては、ちょっとどうかなと思っいます。やっぱりこの場合、特に私が知る限りでは、特に若者っっても、例えば20代にしても30代にしても、特に仕事行ってる人を見ても、まあ半分は見えてないと思っいますか、女性で主婦の方は結構見られてる人もいますが、どうしてもやっぱり限定されてると見受けられます。

やはり、そこで、いまの現在で満足するのではなくて、やはりどうしても、こういう行政っっていうのは、やっぱり情報を出さなくてはいけない部分があるので、どうしても出したことによって満足に陥ってしまって、そういう、まあどういうニーズがあるのかっっていうのをやっぱり把握、把握と思っいますか、しづらい、また、目が行かない部分があるので、できる限り、もう少し、例えば街角アンケートでもいいですから、広報を見ている人の中でアンケートではなくて、一般的にやはり見ること考えたりすること、やはりこの、それやったら読者の、こういう若者向けにどうしようかとかいうのが提案できると思っんです。

また、そういう、どういう読者層かを知ることによって、例えばその年配の方が増えてきた、こういう傾向のことがあるとなれば、いまの広報にしても、少しやっぱり字が小さいところとか、見にくいところがあるので、どうしてもフォントは12以上だとか、特に70越えられる方は特になんですけども、やっぱり小さい文字が見にくいっっていうのはあります。できる限り、その新聞なり雑誌等でもそうですけども、ある程度の調査を行って、やっぱり基づいてほしいと思っいます。

できたら、答弁お願っします。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

再質問のほうにお答をさせていただきます。まずはアンケート調査自身がどの程度の範囲で、どの程度の回収であったかという部分でございますが、これにつきましては、町民を2,500人、任意抽出で抽出をさせていただきました町民の方にアンケートにお答をいただいたっるところでございます。回答者数といたしましては、1,092人ということで、回収率43.7%でございます。1,000人の方がお答をいただってるということで、平群町の人口、その当時で約2万といたしまして、5%程度の方は御回答いただってるということですので、アンケート自身としてはそれなりに、いわゆるそ

の抽出検体といたしますか、いわゆるアンケートの数といたしますか、調査件数についてはある程度クリアしているものではないのかなというふうに理解はしておるところでございます。

その中で、お読みになられてる方が多いかという部分でございます。非常にまあ全体的な答弁になってしまうわけでございますが、当然、いまの広報紙がすべて網羅して完全なものやというふうには思っておりませんので、一定、当然今後も住民の方お一人お一人に読んでいただきやすいような広報紙づくりを行っていくというのは、やはり広報に携わっている者の当然の使命でございますので、そこは日々の業務に携わりながら、鋭意努力をしていきたいというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○議 長

井戸君。

○1 番

1問目の件については。

○議 長

立ってください。

○1 番

あ、すみません。1問目の件については結構です。二つ目の件についてお願いいたします。

○議 長

岡田参事。

○経済建設課参事

それでは、2点目の平群駅周辺整備事業の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございます。現時点での進捗状況について御説明を申し上げます。全体事業費75億9,000万から事業費ベースで御説明を申し上げます。収入でいきますと、通常費交付金あるいは土地再生、効果促進というふうに補助金がございます。補助金部分でいきますと、37.95%の進捗でございます。そして、町助成金、これは町の単独費で補助金として支出をする分でございます。これにつきましては、16.24%でございます。公共施設管理者負担金、県道信貴山線に係る県の負担でございます。20.43%でございます。続きまして、保留地処分金でございます。8.56%でございます。収入の部でいきますと、31.59%という進捗でございます。

続きまして、支出の部について御説明を申し上げます。まず工事費でござい

ます。11.01%でございます。次に補償費でございます。38.45%でございます。調査設計費におきましては、59.50%でございます。あと会議費、事務費がございまして、支出合計でいきますと、23年度末でございます、35.71%の進捗ということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、現在行われてます事業の内容について、若干御説明を申し上げます。まず、工事関係でございます。平群幼稚園の西側につきまして、街路築造工事を発注がされております。宅地の造成工事及び区画内道路の工事、上下水道の管の布設でございます。これは24年度内完了させる工事でございます。二つ目は、駅前線の一部及び駅前広場の造成工事を発注をしております。駅前線の水路の敷設及び駅前広場の粗造成の工事でございます。この工事につきまして、全体3,400平米の駅前広場のうち、JA平群支店及び現在の道路を除く約1,800平米の粗造成工事でございます。三つ目は、旧南都銀行の町道でございます。平群駅に向かいまして、下垣内へ向かう町道の区域界におきます道路の水路の敷設工事及び地盤改良、アスファルト舗装まででございます。これは、予定でいきますと年内完了で、現在進められている工事でございます。

2点目の移転補償の関係でございます。駅前線の両側を中心に、現在移転交渉を行っております。まず、換地の割り込みの確認、補償費の提示、移転・新築工程の確認、あるいは雨水・下水・上水のますの確認とあわせまして、地権者の皆さんと協議を進めているところでございます。

次に、交通規制の関係でございます。旧の南都銀行跡地から東駅前線、下垣内方面の通じます町道につきまして、以前より警察協議を行いながら、改良・拡幅工事を行ってまいりました。電柱の移設工事等が進みまして、おおむね拡幅工事が進んでまいりましたので、9月1日から一方通行の交通規制を解除しまして、交互通行として9月の広報にも掲載をさせていただきました。

現在進めております駅前線や駅前広場、JA平群支店の一方通行の交通規制につきましては、今後の移転、それから道路の改良・拡幅工事の進捗状況にあわせまして、歩行者、また車両の一定の安全確保ができるようになりまして、交互通行が可能な道路区になったことを見きわめまして、順次、現在の交通規制の解除を行っていく予定でございます。本年度は特に駅前線と駅前広場の造成工事を行っております。是が非でも年内完了をさせまして、町民の皆さんや町に訪れる皆さんが、目で見てわかる進捗というふうに、鋭意努力をしております。

最後に、議員お述べの事業進捗状況の広報掲載等につきましては、今後の進捗、あるいは掲載可能な段階を見きわめまして、今後の検討課題とさせていただきます。

以上です。よろしくお願いします。

○議 長

井戸君。

○1 番

全体的な進捗は詳しく話していただきました。これでいくと、平らに、やはりこの気になってるって、結構行政側からすると、例えばこの9月、今回載ってましたけども、交通規制の解除についてっていうのですけども、これはすごい、また重要なことで、大事だとは思いますが。さらにですけども、僕が先ほど申し上げた、結構小さいタイヤで行くと、駅まで行くのに、いまの南都銀行の横の道なんかでこぼこしてるんで、がたがた一ってなるんですね。結構気になる方がいます。やっぱりそういう、何でしょうね、行政側からは気づかないところで、結構一般の方々が気になるところっていうのがまたありますので、その辺もちょっと考えて、これも先ほどになるのですけども、この広報にも載せていただきたいなと思います。検討いただくということで、また、前向きによろしくお願いします。

確認なんですけども、結局あそこの道が24年度内に、そのでこぼこは直すっていうことなんですか。それとも、あれは先に直るんですか。それ、ちょっとだけお願いします。

○議 長

岡田参事。

○経済建設課参事

ただいま御質問をいただいております、旧の南都銀行の町道部分の改良でございますけども、部分的に5ブロックに割りまして、区域界の水路改修を行ってまいります。それ以後、11月ごろから全面道路の地盤改良、そしてアスファルト工事をいたしまして、12月、年内完了で現在スケジュールを組んでございます。その間の住民の皆さんへの周知等につきましては、看板等で御迷惑をおかけいたしますけども、組合のほうへも指示いたしまして、できるだけ御迷惑をかけないように頑張っております。よろしくお願いします。

○議 長

井戸君。

○1 番

できる限り、じゃあ、これからもできるだけちゃんと周知できるように、また、この広報にもわかりやすく載せていただくように、よろしくお願いします。
じゃあ、次、お願いします。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、3点目、若葉台、緑ヶ丘等の地域への公共交通改善に向けた取り組み状況についての御質問にお答えさせていただきます。

御質問にありました、中北部地域におけます公共交通は、現在N Cバスが運行しております路線バスが、その主たる役割を担っております。議員も御承知のとおり、現在進めております地域公共交通会議の目的は、鉄道やバス、タクシー等、これら公共交通媒体を有機的に連携させることにより、全体として公共交通の利用促進を図っていかうとするものでございます。そのことを前提に、現状のN C路線バスの運行改善について、その取り組み状況について申し上げたいと思います。

N C路線バスの運行につきましては、これまで地域の皆さんから、平群駅前まで乗り入れができないかっていう御意見が多数寄せられておりました、この点について、町としましても、駅前整備事業の進捗にあわせて、一刻も早くこうした要望の実現に向け、バス事業者とも協議を進めてきたところであります。協議のその現状では、スケジュール目標としましては、今年度末、もしくは来年度初めまでには何とかっていうことではあるんですけども、粗造成をした上のことですが、平群駅前広場への乗り入れを実現できる、つまり平群の駅前まで乗り入れができるような方向で、公共交通会議や警察及び運輸局等々との調整を図っていくというふうな確認をしているところでございます。

また、より利便性の高いバスルート変更等につきましても、バス事業者からは、地域住民の合意が形成されれば、路線バスルートの変更等も可能っていうふうなことも回答いただいております。そもそも論として、路線バスとコミバスの違いもおのずととしてあるのでございますけども、町としましては、現在行っておりますコミバスの試行走行を進める中、全体として住民に理解いただけます総合的な公共交通政策を実現してまいりたいというふうに考えております。したがって、路線バス運行につきましても、今後とも地域住民の方からのまとまった声や要望等がございましたら、当然、バス事業者との仲介役となって、それを伝えていき、実現に向けた努力をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長

井戸君。

○1番

バスについて、平群駅前までの乗り入れ等、話し合われてるということで、その他についても、地域の公共交通含めてを話し合ってるということで、いろ

いろいろ御努力はされてるとは思うんですけども、できる限り、やはりどうしても、前回申し上げたように疎外感みたいながあるので、やはりコミュニティバスというのがすごい話題性があり、大きなものですので、それに入っていないということで、置き去りがちといたしますか、なりがちになります。ですから、できる限り見える形ででもいいですから、この地域における、こういうことはやっていますということも、できる限り外へ向けても発信していただきたいなと思います。

これからも引き続き、中北部地域についても、例えばそのバスであるならば、何度も出ていますように、タクシーですね、デマンドタクシーであるとか、実現できるような内容について、大きな目で、いろんな方向の考えを持って、是非とも提案していただきたいと思います。その辺、よろしくお願いします。

○議 長

で、どうなん。

○1 番

じゃあ、答弁、できたらお願いします。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

どうしても、その中北部地域のほうでは疎外感があったり、置き去り感があったりっていうことが申されました。そのことはもちろん肝に銘じておきたいというふうには思っておりますけども、当然、先ほども申し上げましたように、全体を通じた形で公共交通の利用促進を図っていきたいというふうに考えておりますので、その方向、方針で、今後とも取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議 長

井戸君。

○1 番

よろしくお願いします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、井戸君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時59分)

再 開 （午後 1 時 3 0 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 5 番、議席番号 1 1 番、繁田君の質問を許可いたします。繁田君。

○ 1 1 番

それでは、通告に基づきまして、本日は大きく 3 点にわたり質問をさせていただきます。

まず、第 1 点であります。役場組織の見直し、適材適所、働きやすい環境づくりについてお尋ねをしております。

本町では、平成 2 0 年に大幅に組織の見直しを図りまして、従来の部制度を廃止し、1 4 課に統合をしましたが、課によっては、旧の 2 課を 1 名の課長が対応するという状況を生み出しました。それぞれに主幹を配置はしていますが、課長職の責務は以前に比べて相当重くなっています。

また、財政健全化のため、一時的に退職者の補充を控えたために、職員数は減少している半面、処理しなければならない事務量は増える傾向にあります。こういった中で、労働環境が厳しくなっていることは、先ごろ議会に提出をされました政策成果報告の中にも書かれておりました。

再度の組織改編に当たっては、こういった問題をどのように解消していくかという視点も、当然踏まえながら検討されなければなりません。組織の見直しは、本来、今年度当初から行われる予定で進められていましたが、遅延いたしております。

そこで、3 点にわたって質問をいたします。現在、どの程度進行しているのでしょうか。また、見直しに当たっての留意点、コンセプトはどういったことなのでしょう。2 点目、人事異動に際しては、適材適所とよく言われますが、本人の希望や資格の有無、また適性なども考慮した上で行われているのでしょうか。異動に当たっての基本的な考え方についてお聞かせください。3 点目、役場の来庁者からは、平群町の職員は活気がないといった指摘を受けます。役場はそもそも住民の皆さんに奉仕するサービス集団でなければなりません。先ごろの全員協議会におきましても、接遇教育や研修について質問がありましたが、明るくきびきびと対応することが接遇の基本であります。研修や教育などは充実していると言えるのでしょうか、再度お尋ねをいたします。

大きな 2 点目、道の駅くまがしステーションの整備についてお聞きいたしま

す。

道の駅は、1993年、道路の利用者に、安全で快適な道路交通環境を提供するとともに、地域振興にも寄与できる施設ということで設置されるようになりました。以来20年が経過をし、いまでは全国に1,000カ所を超えるまでになったそうです。

本町では、国道168号線バイパス（当時）の開通に呼応する形で、1999年、平成11年秋に、県内でも先駆けて道の駅がオープンいたしました。この13年間、町の観光拠点として、また農業振興の一翼を担い、同時に町民の憩いの場としても大きな役割を果たすとともに、財政的にも町を支えてきた功績はだれもが認めるところであります。

しかし、道の駅として登録される条件は、1、24時間利用可能な駐車場やトイレなどの休憩機能、2、道路情報、観光情報、医療情報、気象情報などの情報の発信基地、3、地域振興施設としての機能、これらをあわせもっていることであります。この観点から見ますと、本町のくまがしステーションでは、どうしても2点目の情報発信力が希薄であります。このことはオープン前に計画概要が明らかにされたときから指摘をしまいましたが、10年余り経過をした現在においても、改善されたとは言いがたい状況にあります。

6月定例会に補正予算で上げられていました活性化センター改修工事の内容も、レストランのリフォーム、直売所の増設という説明で、情報基地としての機能はまだまだ皆無に等しい状態であります。今後、この点についても順次取り組んでいかれる姿勢であることは、先日の答弁にもありましたが、具体的に下記の点についてお尋ねをいたします。

1点目、インターネットを活用して、ドライバーに詳細な道路情報や気象情報等々を提供できるような設備の設置、2、映像による本町のアピール、四季を通じての平群の風景や史跡の紹介など、3、観光案内ボランティアを配置することによって、観光客の便宜に供すること、以上について明解な御答弁をお願いいたします。

最後、3点目、幼児保育や幼児教育の今後のあり方についてお尋ねをいたします。

本町の幼保一体化施設の建設に関しましては、5年前から随時、一般質問の機会に質問をしまいましたが、改めて振り返ってみますと、そもそもの発端は、老朽化している町立幼稚園と南保育園の建てかえをどうするかというところにあります。町としても、幼保一体化推進調整会議をもたれ、また、プロジェクトチームを編成されて、鋭意協議を重ねてこられる中で、不安定で流動化する経済状況の中で、親の就労形態によって子どもが保育と教育に振り分け

られるのはおかしい、このような垣根を取り払って、いわゆるこども園を建築することで、親の就労状況にかかわらず、町内の子どもが同じ方針のもとで、等しく保育と教育が受けられるようにするということを基本的な考えとして、これまで準備を進めてこられたと理解をしています。

議会に対しましても、たびたび全員協議会や所管の委員会の協議会で説明を行われ、その際、敷地面積については、少なくとも6,000平米と見込まれていました。現在、第一候補とされているところで、鋭意地権者と協議を進められていると聞き及んでいます。いまの時点で予定面積を確保するには至っていないということでもあります。また、予定の候補地は、交通安全の面からいっても問題が指摘をされており、駅からのアクセスも必ずしもよいとは言えません。にもかかわらず、同候補地を見直すお考えは示されていません。

本定例会初日に、町長は、平成27年4月に開園予定とおっしゃっていました。時間がないのは否めない事実ではありますが、建設には多額の税金を投入しなければならず、しかも、一たん建設をされるとやり直しができません。ここにあってこども園を新設する合理性はどこにあるのでしょうか。発想の転換を図り、別途の方策を考えることも必要ではないかと思いますが、本町の幼児教育、幼児保育の長期的な見通しを踏まえながら、町の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、大きく3点にわたって質問をいたしました。簡潔明瞭な御答弁をお願いいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、初めに、役場組織の見直し、適材適所で働きやすい職場づくりに関しての御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、組織の見直しは、現在どの程度進行しているのか、また、見直しに当たっての留意点、コンセプトはどういったことなのかについての御質問です。

組織の見直しの進捗状況につきましては、現在一定の案はでき上がってしまし、今後、職制としての係長制度の取り扱いとも相まって、見直しに係る実務を実際行っている関係各課との最終調整の段階にあります。なお、見直しに当たりまして留意した点につきましては、地方分権下の自治体運営において、現行の業務実態をベースに、より効率的かつ効果的な業務分担を行うことと、課間の業務量のバランスの均衡化を図り、業務量の平準化を図ることにより、限られた人員資源の中で、住民ニーズにこたえられる組織づくりを目指してい

こうとするものでございます。

次に2点目、人事異動についての御質問です。

人事異動につきましては、異動希望、資格取得の状況や心身の状況等、人事に係ります希望を自己申告できる制度を設けています。もちろん希望のすべてに対応できるものではございませんが、人事異動の際の参考としております。異動に当たっての基本的な考え方につきましては、一定基準による長期勤続者の解消、また新規採用職員につきましては、一定基準より少し早い異動を基本としております。なお、適材適所の判断につきましては、各課長、所属長からヒヤリング等を行う中、勤務実態等を参考にし、よりよい職場環境づくりを目指した上での判断に努めております。加えて、試行段階の状況ではございますが、今後のこととして、人事考課も参考にしていきたいというふうに考えております。

最後、3点目、職員の接遇や研修、教育に関する御質問でございます。

接遇に係る研修につきましては、全体研修として、毎年1回、全職員を対象に開催しております。また同時に、接遇につきましては、課長、所属長会議と基幹会議におきましても、事あるごとに、来庁者や職員間のあいさつの励行を含め、指導しているところでございます。年1回の研修でももちろん十分とは言えませんが、こうした通常の全体研修以外におきましても、自己啓発研修や、職員に対し随時研修機会の紹介案内を行い、受講誘発に努めております。また、アカデミーやJ I A M研修等の、いわゆる長期間に及びます中央での集中研修につきましても、毎年積極的な派遣に努めております。人材育成につきましては、最も重要な課題というふうに考えますので、今後とも、町の人材育成基本計画を基本に、地道に研修教育の充実強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

繁田君。

○11番

まあ、いま現在ですね、一定の案ができてて、最終的な調整中ということなんですけれども、平準化とか、バランスを考慮してということも言われていますが、非常に、これはまあ決算の審査のときに出していただいた資料を見ると、超過勤務などについても、課によって非常に偏りが見受けられます。そういうところをどう平準化というか、バランスをとっていくのかなという気がするんですが、というのは、役場の業務というのは、その時期その時期によって繁忙期っていうのが、大体職制によってわかってる場合があります。ですから、一

番ピークの時期にあわせて人員を配置するっていうことは、ある意味もったいない話というか、適正な配置にはなっていないんですね。だから、その繁忙期に他の課から応援体制を引けるような形ということで、庁内に応援規定というのもつくりられているんですが、なかなかその、いままでの応援規定の実績からいっても、それが余り活用されていないように見受けられるんですね。

これ、自治労のほうの集中改革プランに対する考え方のまとめとしてですね、超過勤務の慢性化と疲労による士気の低下、休職者の増加っていうのは、これはまあ一般的な地方公務員がいま置かれている立場にあって、それを解消していかなければならないということも指摘をされています。また、同じく自治労の取り組みとしてですね、不要不急の事業の廃止など、事務事業内容の点検や見直しも必要ではないかということが提言の中で書かれていますが、こういう視点に立ってですね、実際にどういうふうに組織改革、見直しをしていくのか、再度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、異動に当たっては、自己申告によって、希望を聞いている制度があるということなんですけれども、非常にその一定の部署に長く勤務をしておられるケースが、平群町の場合、多いと思うんですね。かなりもう10年近く同じ部署にいてるという例もあります。そういう点については、いま長期勤続の解消ということを言われてるんですけれども、何年ぐらいをめどに、どういうふうな形で解消していかれるのか。

公務員の場合、よく言われるのは、新規採用されて、大体まんべんなく役場の業務を知っていただかないといけないんで、3年ごとぐらいで何回か異動して、最終的にその人が落ち着いてというか、腰を落ち着けて、この仕事についていうふうな形で異動されるという、そういう方法もあるっていうふうに聞いたんですけれども、平群町の場合、その基本的な考え方っていうのがもう一つよくわからないんですが、その点については、どういう基準をもってやっておられるのか、この点についても、再度御答弁をお願いしたいと思います。

それから、職員の方の研修なんですけれども、まあアカデミーも結構ですし、全体的な研修ということもいいと思うんですけれども、先ほども言いましたように、究極のサービス業やと思うんですね、役場の業務っていうか、職員さんの仕事というのは。ですから、来庁された町民の方が何を求めておられるのか、その方に対してどういう対応をすればいいのかという、相手の気持ちとかをおもんばかるっていうのは、通り一遍の研修ではなかなか身につかないと思うんです。

よく言われるのは、介護の現場なんかには職員さんを研修に行ってもらったら、かなりやっぱり目からうろここというか、考え方が変わって帰ってこられたとか、

それから、奈良県庁のほうでも一時期やっておられたと思うんですけども、民間の会社に研修に行ってもらう。そうすると、時間の流れ方が、役場に戻ってきたらものすごく遅いという、何かそういう印象を受けはったそうなんですけれども、そういう形での研修についても、やっぱりやっていく必要があるのではないかと思うんですが、そのことについては、内部でどのような、まあこれ、指摘をするのは、多分何回か、いままで言ってきていると思うんですが、3回目ぐらいかなと思うんですが、庁舎の中でのそういう点についてはどのような協議をしておられるのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

再質問の1点目です。組織機構改革を、じゃ、どう平準化していくのかっていうふうな御質問です。また、同時に、その超過勤務の偏りや慢性化等々にどう対応していくんか。それから、応援規定等々あるけども、実際に十分に機能しているのかっていうふうな御意見をはさみながらの御質問やったと思うんですけども、基本的には、現在機構改革をして、約5年ほど経過してますんで、その経過の中で、実際に、それと同時に、その行政需要の変化っていうものもありますので、そういった中で、現在の行政執行の中で、できるだけ課間のばらつきが、どうしてもそれは出るんですけども、大きなバランスの崩れがあるところについては平準化をしていこうというふうなことを一応基本方針としています。

応援規定につきましても、できるだけ、先ほどもありましたけども、課によってはやっぱり繁忙期があって、そういうその仕事を、職種間っていうか、課間によるそういうこともありますので、できるだけ流動的っていうか、硬直した対応やなしに、柔軟に対応できるようにっていうことで応援規定も設けてますんで、先般も報告させてもらいましたように、年間2回ぐらいの応援規定の適用になってます。実際はしかし、通常、いま小さなものについては、課間の応援なんていうのは、いましょっちゅうやってますんで、そういうことを含めて、引き続きやっていきたいと。

また、超過勤務についても、決算のところでもまたあるかもわからないですけども、かなり、いま現在、水曜日はノー残業デーにしておりますけども、金曜日もノー残業デーにして、週2回のノー残業デー、それから、労働組合とは労働基準法の36条協定を結んだり、また、課の中でも朝礼終礼を徹底したり等々と、さまざまな手段を取ることによって、超過勤務の縮減に向けた取り組みをしています。一定、かなり減ってきているっていうふうな、時間や超過勤

務手当の額においてですけれども、減ってるというふうなことも見てとれます。

ただ、やはり、とはいえ、どうしてもその極端に多い職員がおったりとかというふうなことも現実としてありますので、そこらについては対応していきたいというふうに考えてます。

それから、その課の繁忙期の対応につきましては、異動時期につきまして、一応まあ定例異動としては4月と7月っていうことで、2回に分けて異動時期を設けて、課の繁忙期等々にも対応できるような形での考え方をしています。

それから、2点目の人事異動に関してですけれども、大体その何年をめどにというふうな御質問でした。基本的には、さまざまな考え方ですけれども、5年前後をベースに考えています。新人っていうか、新採用職員につきましては、できるだけ多くの課を若いうちに経験させようということで、3年ぐらいをめどに異動を考えていくというふうな方向で、方針でやっております。

それから、3点目の研修の関係ですけれども、例えば、民間体験の研修とか、職種間の交流体験とかいうふうなことが御意見としてありました。そういうことは、実際問題として、制度としてそういうものを作っておりませんが、それにかかわるかどうかはわかりませんが、先ほども申し上げました、アカデミー研修とかJ I A M研修っていうのは、やはり全国からいろんな方が来られて、いろんな交流もできますので、そういった研修に毎年四、五名程度は、長期間に及びますけれども、できるだけ派遣して、体験させていこうというふうなことで取り組んでます。まだ、いま現在のところは、その民間体験とか、職種間の制度としての交流っていうところまではやってないと、まあ、今後の課題としていきたいというふうには考えております。

○議 長

繁田君。

○11番

まあ、民間への研修っていうのは今後の課題ということなんですけれども、いまそんなに人員に余裕がない中で、まだ民間に行ってもらおうというのも大変かもわかりませんが、非常に貴重な体験になると思うので、これは是非実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

あと、課同士の応援態勢についても、規定によると、ちょっといつからいつまで人員何人、この業務までっていうことで、総務財政課長に書類を出すだけじゃなくて、町長の承認も得なければならないというふうに、いまなってるんですよね。その辺は、やっぱりもうちょっと簡素化して、それこそ御答弁にありましたように、柔軟にその人員の行き来ができるようにしたほうが、この制度としては有効活用できるんじゃないかと思うんです。そこまでいちいち町長

の決裁を求めなければいけないのかなという気がするんで、この点も、今後見直しを図っていただきたいというふうに思います。

それから、決算のときにも出していただいたんですけども、休職している人に対するカウンセリングについても、いま産業医さん、2名、専属の方ですね、来ていただいて、対応しているということなんで、休職者に対する復職時の、何と言うのかな、フォローアップについてもしっかりとやっていただきたいというふうに要望しておきます。

1点だけ、最後にお聞かせをいただきたいんですけども、この組織の改編については、いつ作業が完了して、議会のほうに報告をしていただけるんでしょうか。スケジュールをお示しいただきたいと思います。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

先ほども御意見の中にもありましたけども、少し遅れてました。本来でしたら、ことしってということで、まあずっと検討したんですけども、遅れてて、来年度、来年の4月からスタートできるようにということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

繁田君。

○11番

25年4月スタートということですので、遅くとも、3月の定例会までには、改編された組織が示されるものというふうに期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

1点目については、以上で結構です。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、2点目の御質問、道の駅のくまがしステーションの整備についての御質問にお答えをいたします。

道の駅の認定条件としましては、議員ただいま申されたとおりの3項目でございます。

1点目の、道路情報や気象情報発信の御質問ですが、平群町の道の駅は、オープン当初は、フロアの掲示板に、県からファックスで送られてくる道路情報やイベントの情報を掲示することで、情報発信を行っていたと聞き及んでいるところでございます。現在は、売店スペースが手狭になったことにより、情報

コーナーまで占有をしている状況でありまして、各地の観光情報は発信はしているものの、利用者の満足のいくものではないと、質、量ともに情報発信力が希薄であるということは御指摘のとおりであります。道路情報につきましては、今後積極的な発信に向けて取り組んでまいりたいと考えております。現在、県内や県外の先進事例を調査中でありまして、利用者が使いやすい環境を整えることをも含めて、手法を検討してまいりたいと考えております。

2点目、映像による平群の紹介の御提案です。今議会で、地域活性化方策の業務について補正予算を上程をさせていただいております。23年度で業務を実施した地域振興策や観光戦略の結果を踏まえて、次の展開案として実施をするものです。業務の一環として、観光ホームページも立ち上げる予定となっております。観光の発信に、新たに撮影する美しい平群町の四季の写真を用いた、四季の移ろいを満喫できるコンテンツや、信貴山の朝護孫子寺や鳴川千光寺を、まるで自分が歩いているように体験できる疑似体験のコンテンツを制作をする予定となっております。それ以外に、平群町の自然、景観、朝夕の風景、さらには実り豊かな田園風景や農産物の写真など、平群町の魅力を存分に切り取ったデータも制作をいたします。これらのデータを活用しまして、道の駅でモニターでも平群町の魅力をたっぷり紹介をしていきたいと考えているところでございます。

3点目、観光ボランティア配置についての御質問です。平群町観光ボランティアの会は、平成23年3月に発足をされ、活動拠点はあすのす平群、会員数は現在22名であると聞いています。道の駅に観光ボランティアの配置をという御提案ですが、道の駅から観光案内ということに関しては、椿井城跡や既存の観光ルートなどが考えられますが、現時点で、どの程度のニーズがあるというのかは疑問であります。まずは、ウォーク系のイベント等を開催をしまして、認知度を高めていく必要があります。当面は、必要に応じてボランティアガイドをお願いをしてはどうかと考えているところです。

最後になりますが、ことしの6月議会で補正予算を可決をいただき、道の駅のリニューアルに向けて、現在進めているところです。このリニューアルの時期にあわせて、情報発信コーナーにつきましても内容の一新を図っていく予定となっております。今後、道の駅の機能を最大限生かし、情報発信に努めることにより、平群町のPRやまちのイメージアップにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長

繁田君。

○ 1 1 番

ありがとうございます。御指摘のようにですね、最初にくまがしステーションができたときには、本当に情報量も少なく、なかなか、何ていうのかな、ペーパーによる情報ぐらいしか提供ができなかったという、非常に不十分な状態であったと思います。昨今ですね、やっぱりインターネットとかを活用して、リアルタイムに道路情報、特に高速道路の情報とか、それから気象情報、交通規制がこうなっているというふうな、一般道に関しても事故の情報とか、交通規制の情報とか、そういうものが比較的簡単に手にとって見るできるようになっていると思います。

奈良県内にも何カ所か道の駅がありますので、若干見に行ったことはあるんですが、あんまりよそのことは言いたくないんですが、ちょっと使い勝手が悪いとか、あんまり活用されてないように見受けるんですが、非常にそれはもったいないと思うんです。情報を知りたい人が、その機械が古いからかな、あんまり活用されてないという光景にも私自身出くわしてるんですが、いまはもっと使い勝手のよい機械とか設備とか器具とかが入っていると思いますので、若干費用はかかるとは思いますけれども、今後、そういう形で整備をしていくべきではないかというふうに考えています。

この点については、費用を必要とすることですので、いまずぐできる、できないというのは非常に答弁難しいかもわかりませんが、将来的にやっぱり観光拠点として、あるいは地域振興の拠点としての道の駅をどうしていくかということでは、これは避けて通れない課題になってくると思います。その点については、どういうふうにお考えなのか、再度御答弁をいただきたいと思います。

2点目の観光ホームページの立ち上げってというのは、非常にすばらしい視点だと思います。特に、モニターなんかでも、やはり平群町に来られた方が、平群の美しい四季の風景を目のあたりに見ていただくのはもちろんなんですけれども、その写真とか、動画も含めてですね、そういうもので見ていただくということは、すごく平群に対する認識を持っていただく上で大切だと思いますし、できればですね、非常に広いスペースだと思うんです。いま置いてあるものを別のところに移すということなんで、そうすると、かなり情報発信のスペースってというのは広いスペースがとれると思うので、実際にそのパネル展示をする機会を設けるとか、あるいは、長屋くんとか左近くんとか、平群町にはイメージキャラクターがいるわけですから、その長屋くんや左近くんが訪れた方々を迎え入れるような、そういう設備をつくるとか、また、平群町には非常に町内に史跡とか文化遺産が点在していますから、それが一望できるようなジオラマを配置するとか、そういう、こう視覚に訴えて、観光客の方にもっとも

っと平群をアピールしていただきたいと思うんですが、そういう点についてはどのようにお考えでしょうか。

それから、観光案内ボランティアさんの配置についてなんですけれども、これもよその地域に行きますと、結構観光案内図を持って歩いていると、どこからともなく観光ボランティアさんみたいな人が近づいてきてですね、御案内しましょうかとか、あるいは、この近くの遺跡、まああのときは堺のほうに行っただんですが、堺も結構遺跡っていうか、史跡もありますから、実際について案内してくれなくても、その解説とかも割と懇切丁寧にやってくださって、時間があれば、是非全部回りたいなというふうに思ったんですが、そういう形で来訪される方に平群町の情報を発信していくとか、紹介していくというのも、一つの大切な方法ではないかと思っておりますので、それについては、いまボランティアさんが22名ということもありまして、なかなか道の駅に常時配置していただくというのは無理かもわかりませんが、道の駅と教育委員会のほうと連携をとる形で、是非ボランティアさんのほうの活用と言いますか、も考えていただきたいと思いますと思うんですが、その点についても、再度の御答弁をお願いしたいと思います。

○議長 長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず1点目の、情報の発信の考え方の関係でございます。県内の道の駅のほうにつきましては、一定調査をさせていただいております。県内で道の駅は、平群町の大和路へぐりを含めて12カ所ありまして、そういったその、例えばそのタッチパネルとかですね、パソコン、またモニター、そんなところで交通情報、気象情報を発信しているのが、そのうちの6カ所であるというふうに調査をさせていただいております。

ただ、議員御指摘のように、いかにその利用者の方々に使いやすい施設整備にするかということにつきましては、もう少し、現地確認も含めて、調査をさせていただきたいなど。できるだけ利用者が使っていただけるような施設整備につなげていきたいと、このようなことで考えておりまして、当然その価格につきましても、今後調査をさせていただきまして、できるだけ安価で費用対効果の高いものというところを踏まえて、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、2点目の情報発信コーナーの御質問でございます。これはですね、答弁で申し上げておりますが、玄関ホールと展示コーナーですね、入り口

から入って、エントランスの区域、この場所につきましては、現状は売店の部分が占有していたり、奥の方には植木や観葉植物が占有しているというようなところで、十分なスペースが確保されていないというのが現状でございます。少なくとも、いま予算執行で準備をしてるんですけども、リニューアルをさせていただくというふうに考えておきまして、そのリニューアルにあわせて、情報発信コーナーを整理をしていきたいというふうに思っておるところでございます。特に、映像で、映像コーナーですね、というようなところ、また、観光案内拠点ということで、観光パンフレットとかですね、そういったスペースも含めて、できるだけ利用しやすいような、メリハリがある施設にしていきたいというふうに思っております。

あと、当然、その道の駅というのは、最初は農業の拠点施設ということで建設をされたわけですけども、現在では、いろんな目的で利用されておきまして、平群町の観光の拠点と言っても過言じゃないという施設であろうかというふうに認識をしております。これはそのスペース的な問題もありまして、可能であればという話ですけども、町の文化活動のPRということで、例えば絵画、書道、または人形制作、そういった活動をいろいろされております。そんな方々の展示PRできるような、そんなことも考えていつてはどうかというふうに思っております。

議員御提案のパネル展示、またはジオラマ配置、イメージキャラクター、そんなところにつきましても、非常に貴重な御提案でございます。趣旨としましては、まちをPRしていきたいということでございますので、可能な限り前向きに検討していく中で、例えば、長屋くん、左近くんなんかは、いろんなイベント事でも出してもらおうとか、そんなことは考えていつたらどうかなというふうに思っておるところでございます。

それと、あと最後、3点目ですけども、ボランティアの関係です。ボランティアの関係につきましても、いろんなニーズがあれば、ボランティアガイドの常駐というのは可能なのかなという、そういうところは思っております。ボランティアガイドの会の代表の方に聞き取りをさせていただいております。思いとしては、当然1人でも多くの方に、平群町のまちのよさを広めたいということの基本としておるということでございまして、例えば、道の駅で受け付け可能になるということについては、大変光栄である。現在、あすのす平群で活動されておりますので、人との接点が少ないということで、多くの方が訪れる道の駅を拠点として活動していくということは非常に光栄であるという、そういった非常に前向きな思いをいただいて、気持ちを確認しております。ただ、教育委員会との調整、または、そのガイドのほかの会員さんとの調整等がござ

いますので、そんなことも含めて環境整備をしていったらどうかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議 長

繁田君。

○11番

県内、幾つか道の駅があるという課長の御答弁の中にもあったんですが、その中でも、別に手前みそではないんですけれども、平群の道の駅っていうのは、やっぱりずば抜けて、私はいいと思うんですよ。建物でもそうやし、スペースもすごく十分あるし。ですから、これからですね、リニューアルにあわせて、いろいろ改善していただけたらということなんで、是非それは期待をしたいと思います。

1点、最後に要望なんですけれども、いま、入って一番奥のところに、右側の壁面のところに非常に大きな液晶のテレビがかけてあるんですけれども、あれ、何度行っても、ほとんどテレビがかかっているだけで、映像がないんですね。まずは、もうそこに、あれ、いま、ブルーレイか何かできるんですかね。まずその液晶テレビを使ってでもいいので、平群町のその風景、景色、平群町を紹介するようなビデオか何かを流していただきたいなというふうに思います。これはまあ、すぐできると思うんで、答弁要りませんが、要望しておきます。すぐに、是非ともお願いしたいと思います。

それじゃ、次、3点目についてお願いいたします。

○議 長

岡田理事。

○理 事

それでは、大きな3点目について回答申し上げます。

幼保一体施設の用地の選定につきましては、昨年11月の文教厚生委員会で、南保育園用地の拡張案をまず提案をさせていただきましたが、その後の検討の中で、課題が多いということで、明けまして、2月の全員協議会で、椿井地区を新たに提案をさせていただきました。その後、本年の4月と5月にも全員協議会をお願いをいたしまして、適地の選定についての経過説明をるるしてまいりました。

いわゆるこども園構想の中で、はなさと保育園もこども園になることから、位置的なバランスが必要なこと、駅から比較的近いこと、交通の便がよいこと、少子化の中で本町においても相当の人数の減少があること、また、財政的にも効率的であることなどなどを考慮した結果として、椿井案を第1案として選定

をいたしました次第でございます。

先日の文教厚生委員会の中でもお答えをいたしましたように、現在は精力的に土地所有者の方々に対しまして、御協力をお願いを続けているところでございますので、御理解をお願いしたいと思っております。

もちろん、椿井地区に全く問題がないとは思っておりませんでして、当然想定をされる課題につきましては、子どもたちの安全を第一に考えながら、丁寧に解決を図ってまいりたいということを思っておりますことを加えまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長

繁田君。

○11番

再質問をいたします。

いまですね、その椿井地区に選定をされた理由を語る述べていただいたわけなんですけれども、駅から近いということになりますと、これはなかなかそうとは言いがたい状況だと思うんですね。議会に提案をしていただいたときに、提案というか、全員協議会で説明をいただいたときに、南保育園の拡張案、これを1案としてですね、全部で六つの案、6案を出していただきました。その中で、椿井の候補地が駅から近いっていうのは、ちょっとこれは説明になってないんじゃないかと思うんですね。必ずしも、ここが駅から近いとは言いがたいと思うんです。っていうのは、竜田川の駅からですと、直線距離は近いかもしれないんですけれども、川をまたぐ、あれ、いま町道かな、をまたぐという状況にあるわけですから、それはまあちょっとどうかなと思うんです。

ほんで、財政面で言いましてもね、ここに、これはあくまでも試算ですから、正しい数字にはならないと思うんですが、各その六つの予定の候補地で、子ども園を建設した場合の費用ですね、建設に係る費用の合計も、一応議会に資料として出していただいています。それでいうと、園舎については当然同じぐらいの費用なんですけれども、事業費になると、これはかなりばらつきが出てきます。最もその事業費として安くできるっていったら変な言い方ですが、事業費を最も抑えようとするれば、はなさと保育園を拡張する案か、健民運動場を利用する案が最も事業費としては抑制ができるという数値が出てくるわけなんですけれども、はなさとについては、そもそもここにはなさとをつくることから、若干問題が指摘されていて、形状が非常に悪いと、段差のある地形のところには保育園をつくるということだったんで、私はいまでもそれはよくないと思うんで、はなさととは置いといて、健民案ですね、健民案でいくと事業費が、このはなさ

ろを除いた5案の中では、最も事業費としては経費がかからないわけですね。

ですから、そういう部分も勘案されて、トータルに考えた上で、今の予定地になっているのかということ、必ずしもそうではないんで、なぜそうなるんかっていう説明が、この間、何回か全員協議会を開いてはいただいているんですが、なぜそうなんかという説明が、やっぱり説明になってないと思うんですわ。だから、そこをね、やっぱりきちんと、長期的に見て、平群町の幼児保育、幼児教育をどうしていくんかっていう、町としての基本的な考え方が、いま一つきちんと説明されてないんじゃないかというふうに思うんです。だから、なかなか、理事、いろいろ言っても納得できないんですわ。本音でいうと、納得できてないんです、私自身の中でね。

しかもですね、保護者に意見を聴取された、この中でですね、幼保一体化に対する御意見として、まあ一体化してうまくこといくんかとか、平群の子育ての支援が今後どうあるべきなんか検討してほしいとか、もちろん賛成する意見もたくさんあるんですけども、なぜ幼保一体なんですかっていうところでの素朴な疑問が寄せられています。これに対して、平群町としては、どのように説明をされたのか。

もう一つは、いろいろあるんですが、場所に対する御意見っていうのも出てきています。公立の園ですから、まちの中心部に建てるべきではないかという御意見、あるいは北エリアのこの方、住民だと思えるんですけども、平群駅よりも遠くなって、不便になるんじゃないかという心配もされています。あるいは、人口の少ない南部に新園を設立するのは、建設をするのはなぜですかという御意見も寄せられています。それと連動する形になると思うんですけども、先日の全員協議会でも御質問があったと思いますが、バスをどうするんかという問題も出てきています。こういうことに対して、平群町はきちんと答えを出しておられるのかどうかっていうのがどうもわからないし、将来にわたって、どういう幼児教育、幼児保育をしていきたいんかというところも見えてこない。そういう点について、平群町の基本的な考え方をしっかりとここで述べていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議 長

岡田理事。

○理 事

再質問にお答え申し上げます。

まず、用地の選定の関係で、幾つか、私、選定をするのに考慮した条件を申し上げます。その一つずつがですね、いわゆる六つの案をお示しをしたわけなんですけれども、すべてその六つの案に勝っているということではありませんが、

それぞれの条件をトータル的に考えたときに、第1案であります椿井案が最もふさわしいというふうに考えたということで御理解をいただきたいというふうに思うんです。

それから、駅からも問題につきましても、以前も説明申し上げましたかと思うんですが、現在、南保育園がございますので、その南保育園との距離ということでいいますと、100メートルしか現在のところは変わらないと。ただ、まあ御指摘をいただいていますように、いわゆる歩道橋を渡らなければならないという問題が、当然、これはデメリットとしてあるわけですけれども、距離的にはそういうことになっています。

それとですね、るる、これまでの資料をよくごらんいただきまして、いろいろ御質問いただきましたが、いわゆる幼稚園の保護者の方と、一番当初に話し合いをさせていただいたときに出てきた質問が幾つか、いま議員のほうからも述べていただきました。当時はですね、いわゆるこども園構想というのが、なかなか、もちろん説明をしているわけですけれども、総合こども園というのが一体どういうものなのかということがなかなかうまく理解をしてもらえないということもできなくて、それと同時にですね、幼稚園が移転するというこの中で、いわゆるはなさと保育園が同じように総合こども園になって、いわゆる幼稚園機能を有するんだということがなかなか御理解いただけなかったと。だから、幼稚園が非常に遠くなってしまうと。遠くなってしまいますので、そのことについて、やはり幼稚園は町の中心にあるほうが良いというふうな意見が幾つか出てまいりました。そういった経過はございました。

ただ、その後もですね、いろんな住民の皆様方に対する説明会や懇談会の中で、いわゆる、国のほうでもいろんな新聞やニュースの中でも、いわゆる総合こども園というのが取りざたされる中で、総合こども園というのをどういう施設なのか、一体化施設というのは、いったいなぜ一体化施設なのかということが随分全体として理解をされてきたように思います。平群町においても、なぜ一体化施設なのかということにつきましては、最初の繁田議員の御質問の中で詳しく述べていただきました。なぜ一体化施設なのかということにつきましては、もうまさにそのとおりというふうに考えています。

いま一つですね、いわゆる平群町が目指している、その将来の幼児保育、教育のその姿というのが見えないので、なかなかこうすんなり胸に落ちない部分があるんじゃないかというお話であったと思うんですけれども、これは一貫して、これもお話をしているんですが、基本的には、やっぱり、総合こども園という法案そのものは、今回廃案になりましたけれども、いわゆるその幼保を一体化するというこの中で、ゼロ歳から5歳までの子どもたちを一貫して保育

教育をする、保育所と幼稚園の、これを一貫化してですね、お互いのよい部分を集めることによってですね、より質の高い保育教育を目指すということになるわけですが、いま私たちが申し上げていますのは、先ほど少し言いましたけど、子どもの数も、少子化傾向の中で、随分これ、減っていくということが、第5次総合計画の基礎数値の中からも出ているんですね。

ただ、現在の予測数値と言いますのは、現在の子ども全体の数の中で、それぞれ幼稚園、保育園にどれだけの子どもたちが入っているかということ为基础にしてあらわしているわけです。そういう意味では、今後、いま社会問題化していますけれども、いわゆる待機児童の問題でありますとか、あるいは、その潜在的な女性の社会進出という問題からですね、率が変わっていくということも十分考えなければならないというふうに思っています。

そういう意味では、町としましては、現在は就学前のいわゆる施設、保育所にも幼稚園にも通われていない子どもさんもたくさんおいでになりますけれども、こういった方々に対する考え方もあわせてですね、この施設の中で収容していける、そういうものというものも同時にあわせて考えていかなければならないというふうに思っています。

そういうふうに考えていきますと、やはり、最初に申し上げましたように、はなさと保育園との位置的なバランスというのも非常に大事になってくるというふうに考えているわけでありまして。

少し説明が長くなってしまっていて申しわけないんですけども、そういうところからですね、はなさと保育園も総合こども園、あるいはこども園ですね、一体化施設、あるいは、いま椿井地区にある施設につきましても、一体化施設という形で、将来にわたって運営できていけばというふうに考えているということでございます。

以上です。

○議 長

繁田君。

○11番

ちゃんと頭の中、整理できないんですけどね、いただいた資料によると、平成34年度の将来人口から推計すると、はなさとの定員が130名で、新施設に入所されるであろう予定者数として92名という数値を以前出していただいているんですよね。だから、この表からいうと、はなさともだんだん子どもさんの数が減ってくるし、まあ、はなさとはあんまり減ってないんか。ただ、新園に入所されるであろうという子どもさんの人数は、かなり減少傾向にあるわけなんですけれども、今の理事の答弁からいうと、このときには、減少傾向に

あるというふうに見てはったけど、いやいや、必ずしもそうではないと。横ばいになるかどうかわかりませんが、必ずしも減少するわけではないと。将来的なやっぱり子どもの人数も勘案して、健民グラウンドをもし活用するのであれば、相当広い敷地で、大きな施設ができると思うんですけども、そこに一極集中するのではなくて、北には私立ですけども、北幼稚園があるから、で、中央にはそのはなさとをこども園として位置づけて、将来人口も見据えながら、南のほうにも、そのこども園としての拠点を持っておきたいと、そういう考え方ですということなんですかね。すみません、その点だけ、最後、答えていただきたいと思います。

○議 長

岡田理事。

○理 事

いまおっしゃっていただきましたように、その位置的なバランス、まさにいまおっしゃっていただいた、北の幼稚園もにらみながら、はなさと保育園と、それから椿井地区のこども園、これを運営をしていきたいというふうに考えています。

○議 長

繁田君。

○11番

わかりました。町として、長期的な考え方というか、町の将来像をえがく中で、そういう形で取り組んで、推進していくというのであれば、それはもう、全力を尽くして大いにやっていただきたいと思います。とりあえず、もうその時間が、開園の日程が先に決まってしまうわけですから、いざというときに、その当事者である子どもさんや、それから保護者の方々ですね。そういう方々に決して不利にならないように、迷惑が被らないように、いろいろ指摘されている問題もありますので、それについても解決に向けて努力をしていただきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議 長

それでは、繁田君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわります。しばらくお待ちください。

発言番号6番、議席番号3番、奥田君の質問を許可いたします。奥田君。

○3番

1番目のいじめ問題の取り組みについてを質問いたします。

平成23年10月11日、飛びおり自殺した大津市立中学2年の男子生徒、

当時13歳について、市教育委員会と学校がいじめを指導する生徒の報告を見過ごすなど、ずさんな対応が次々と明らかになり、身内の対応の限界が露呈した形で社会問題となっておりますが、こういった事例は、平群町でもあったのかどうかお聞きします。このような問題が起こらないことを願っているが、あった場合はどのような対応を必要とするのか、学校と教育委員会や町長との対応はどうでしょうか。平群町として、現在取り組んでいること、また、今後、このような痛ましい事件が発生させないためには、どんな方法を考えておられるのかをお尋ねいたします。

2番目、西和農地開発事業、第4団地の進捗について。

本開発事業は、昭和60年に計画され、国の認可のもとに国庫補助を受けて、奈良県が施行し、平群町も事業の10%を繰り出し、事業を進められ、平成16年度には工事は完成しておりますが、権利者の合意がうまくいかず、間もなく10年を経過しようとしている。換地に問題があり、現在もこじれており、所有権移転登記も済んでいないとのこと。この件について、いつ竣工できるのか、また、平群町として遅延していることについてどのように考えておられるのか、今後の予定を説明してください。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまのいじめ問題の取り組みについての御質問にお答えいたします。学校でのいじめは、社会的にも大きな問題となっており、どの学校でも起こり得る可能性があります。いじめは人間として許されないとの認識のもとに、各学校ではいじめの未然防止、早期発見、早期対応と再発防止に向けた取り組みを進めているところであります。いじめ、不登校等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ることもきわめて重要であり、現在、平群中学校に配属されているスクールカウンセラーにも相談しながら対応しております。

いじめ問題の取り組みについての、まず1点目は、いじめ問題の指導の指示をいたしました。内容につきましては、7月18日の教頭会におきまして、実態を把握するためのアンケート調査やいじめ問題のチェックポイントシートを活用して、家庭の様子や地域での様子を点検するように指示をしております。また、児童・生徒、保護者の皆さんへというタイトルで、いじめに遭った場合の対応の方法や相談先、相談機関を掲載したちらしも、全児童・生徒、保護者に配布しております。中学校におきましては、学期ごとのテスト終了後にアン

ケート調査を行うとともに、2者面談する中でも、悩んでいることや困っていることについて聞き取りを行い、それらをもとに指導、助言を行っております。

2点目の取り組みにいたしましては、いじめ問題の照会を依頼しました。内容につきましては、8月3日には、教育委員会より各小学校、中学校へ、いじめの問題に関する取り組みについて、1点目、直近、4月から7月までに発生したいじめの事案についての報告、2点目、早期に発見するための方策や再発の防止のための方策など、いじめに対する対応についての照会を行いました。直近、4月から7月までに発生したいじめの事案といたしましては、4小学校で4件、中学校で1件でありましたが、それぞれ各学校での指導等によりまして、一定の解決が図られたとの報告を受けております。

3点目の取り組みといたしましては、いじめ問題の調査と報告を指示いたしました。内容につきましては、8月27日に、県教育委員会より、中学生を対象にしたいじめに関するアンケート調査の依頼が届きましたので、改めて、県の様式でのアンケートを実施することになっております。なお、小学校におきましても、町の判断で同様のアンケートを実施する予定であります。そして、これらの調査を通して、各学校においては、いじめはもちろんのこと、平素から困っていることなどを把握するとともに、子どもたちが教員に訴えやすい環境をつくっていきたいと考えております。また、学校と家庭や地域との情報交換に努め、相互への期待と安心感を築いていきたいと考えております。

今後のいじめ対策といたしましては、教職員が子どもの行動をよく観察するとともに、子どもの平素の表情、子どもに関する情報、子どもからの訴え等に敏感となり、そして素早く対応することや、学級活動や道徳など、あらゆる学習活動を通して、子どもたちの人間関係の持ち方や仲間づくりの方法などについて、指導を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

奥田君。

○3 番

いま聞いていると、小学校、あるいは中学校について、まあ一生懸命に頑張っておられるということをお判断しておりますので、今後もよろしくお願ひしたいと思っております。これで1番目の質問を終わります。

2番目、よろしく。

○議 長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、2点目の御質問にお答えをいたします。

西和営農団地土地開発、第4団地の進捗についての御質問でございます。県営西和土地開発事業、第4団地につきましては、平成8年度に造成工事完了、平成15年度に付帯工事が完了しております。工事につきましては、一定完了しております。ただ、換地処分が完了していないため、現在は仮換地指定により営農をされております。

造成工事の完了から、現在まで換地が遅延している要因は、事業の性格上、すべての地権者の承認を得た上で換地を行うのが望ましいという考えから、地権者全員の同意を目指し、努力をされてきました。ただ、現状としましては、一部地権者の同意が得られていないという状況と、それと地権者の相続の未了地があるため、相続人の確定に向けた作業を行っているところと聞いています。

今後のスケジュールでございますが、事業の完了時期や未同意の方についての対応等について整理をし、今年度内をめどに一定の方向性を決定するというところでございます。

町として、どのように考えているかという御質問ですが、本事業は県事業であります。町が主体となって事業推進をすることはできません。ただ、県営農土地開発の事業実施により、地域の農業の発展や農業者の営農状況の改善に対して、大きな成果を上げているという認識をしております。このようなことで、早期に換地処分が完結できるよう、町としましても、できるだけ努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

奥田君。

○3 番

まあ本年度中ということですがけれども、確かに本年度中にできるという何が、いろいろ権利関係が複雑になっておりまして、1日も早く権利関係をしてもらわないと、相続、あるいはたこ足のようになり、相続に相当な困難が出てくると思いますので、1日も早く、関係の部局へどんどん押しかけてですね、やっぱり平群町民が困ってはるんやと、権利関係もますます複雑になるということを進言してもらいたいと思いますので、よろしくお願ひします。ちょっと。一つよろしくお願ひします。

「答弁してもらわんとね」と呼ぶ者あり

○ 3 番

返事、ちょっとだけ。

○ 議 長

経済建設課長。

○ 経済建設課長

今年度内をめどに、県としては一定の方向性を出すという、このように聞いておるところでございます。1日も早く完結するように、県の部局のほうに、そういった要請をしていきたいというふうに考えております。

○ 議 長

奥田君。

○ 3 番

それでは、僕の質問を終わります。

○ 議 長

それでは、奥田君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

発言番号7番、議席番号6番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○ 6 番

通告に基づきまして、大きく3点にわたって質問させていただきます。

まず1点目は、県内消防の広域化についてということで、現在、奈良県では、奈良県消防広域化協議会が設立され、消防の広域化が進められています。ことし5月の同協議会総会に提出され、奈良市、生駒市を除く県内37市町村長が合意したとされる今後のスケジュールでは、ことし12月に広域消防運営計画を策定し、37市町村長が、消防広域化協定書に調印、そして、来年3月の総会で、一部事務組合の規約を承認して、6月に各市町村議会で規約を議決、ちょうど1年後の9月に37市町村が参加する新消防体制を設立する予定となっています。

この消防広域化について、本町では、住民の皆さんにはもちろん、議会に対しても何ら説明がありません。5月16日の同協議会総会では、いま指摘した今後のスケジュールだけでなく、まず総務部門を、そして、平成28年には通信部門、33年に現場部門を段階的に統合することや、職員数の削減、消防通信施設整備経費や広域化に伴う経常経費の試算も出されています。

ところが、5月の総会から4カ月近くたっているにもかかわらず、本町では、住民はもちろん、議会にも、全くと言っていいほど報告がなかったのはなぜなのでしょう。町長の見解を伺います。

また、言うまでもなく、消防行政は、住民の皆さんの生命と財産を守る重要

な役割を持っていることから、この消防広域化の動向については、その審議内容を広く住民の皆さんに知らせ、意見も求めるべきだと考えます。また、消防広域化について、その是非を判断する基準は、住民にとってメリットがあるのかどうか、町行政にとってメリットがあるのかどうかだと考えます。そこで、現在の西和消防の広域に移行した場合の消防防災力の違いや、想定される問題点など、以下の点を明らかにしてください。

1、消防力整備指針から見た西和消防本部の充足率はどうなっているのか。

2、広域化で、消防の整備基準が低下することはないのか。

3、広域化で、消防署の初動出動台数を増やすことができる、現場到着時間を短くすることができる、このようにされていますが、このように言われていますが、西和消防の現状は、初動出動や到着時間に問題があるのかどうか。

4番目、広域化で現場要員が増強できる、予防や救急の高度化、専門化ができる、このように言われていますが、西和消防の現状ではそれができないのでしょうか。

5番目、総務省は、消防広域化支援のため、消防署の整備や通信司令設備の整備の際に財政支援を行うとしていますが、西和消防では、これらの整備の必要があるのかどうか。

6点目、消防職員は、管内の地理に熟知することが大事だと考えますが、広域化で、地理不案内の職員が増えることで、消火活動に支障を来さないのか。また、非常招集に時間がかかるといけないのかどうか。

7点目、広域化で、現在11の消防本部が一つの消防本部、一つの司令センターになることで、火事等の連絡があっても、場所を正確に把握できないとか、司令センターに事故などがあれば代替ができないといったリスクが高まらないのかどうか。

8点目、常備消防の広域化で、消防団との一体的な運営が困難になり、意思疎通ができにくくなって、地域の消防防災力の低下を招くおそれはないのかどうか。

9点目、経費負担について、現状のままの場合と、広域に移行した場合とは、どのような違いがあるのか。

次に、この消防広域化計画は、これまで住民の皆さんに全く説明がなかったわけですから、早期に消防広域化についての住民説明会を開催し、住民の皆さんの意向を十分くみ上げるべきだと考えます。町長の見解を伺います。

また、住民の皆さんが何も知らされない中で、ことし12月に協定書に調印というのは、余りにも拙速であり、乱暴です。本町の場合は、7町の広域消防ですが、参加の是非の判断をするのはそれぞれの自治体ですから、協定書に調

印するかどうかは、住民の意向を十分くみ上げて判断すべきです。この点でも、町長の見解を伺います。

大きい2点目は、幼保一体化施設建設計画についてお尋ねいたします。

平群幼稚園と南保育園を統合して、幼保一体型の施設を建設する問題について、この計画については、昨年から、さまざまな議論がされてきました。町は、幼稚園や保育園の現場の職員も含めて検討した結果、幼保一体施設がよいと判断したと強調する一方で、国が法律で保育園をなくして、就学前施設は幼稚園か総合こども園になることも視野に入れている、そういうことも理由の一つに挙げています。

しかし、国は新設することになっていた総合こども園を撤回し、幼保連携型の認定こども園を単一の施設として認可するものの、保育園、幼稚園からの移行を義務づけないことになりました。総合こども園への義務づけがなくなったことから、急いで幼保一体施設を選択する必要性も弱くなったのではないのでしょうか。いずれ近いうちにはなさと保育園も総合こども園にする必要もなくなりました。

これらのことから、移転期限が迫っている幼稚園は単独で新設し、南保育園については、耐震改修をして、現在地で存続させることが、幼稚園の移転、南保育所の老朽化の問題を解決する最良の方法と考えます。これは多くの保護者、住民の意見でもあります。町長の見解を求めます。

大きい3点目は、春日丘などに公園の設置をということで出しています。

一昨年、昨年と、町内の公園の遊具が、国の地域子育て創生事業によって、ほぼ一新されました。対象となった公園は、新興住宅地を中心に、22カ所でした。ところで、一定まとまった住宅地にもかかわらず、春日丘や吉新には公園がありません。防災や子育て支援の観点からも、住宅地の公園は必要不可欠と考えますが、町長の見解を伺います。同時に、公園のない地区はほかに幾つあるのか、また、設置の必要性をどのように考えているのか、さらに設置の計画があるのかについても明らかにしてください。

以上、大きく3点について、明解な答弁をよろしく願いいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、初めに御質問の、県内消防の広域化についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の、5月の総会以降、いまに至るまで、なぜ議会や住民への説明がなかったのかという御質問についてです。

御指摘の中にもありましたが、5月の広域化協議会総会で一定の方向性が示されたっていうことは事実であります。そういう意味では、その段階で一たん議会へも報告をすればよかったのかもしれませんが、その点につきましては、真摯におわび申し上げたいと思います。

ただ、遅れましたのは、西和消防組合において、この件についての正式協議がこの間なく、構成7町間の協議が不透明な状況にありました。そんな中、8月、先月ですけど、28日の西和組合の定例議会の議会のときに、広域化についての意見交換がなされるという予定がありましたので、その状況も見た上で、近隣7町との共同歩調の中で、議会や住民に説明を行っていく、そういった予定をしておったということが原因でございます。

次に、2点目で御質問の件についてです。まず1点目の、消防力整備指針から見た西和消防本部の充足率についての御質問です。現在、西和消防の消防車両の充足率につきましては100%です。また、職員の充足率については79%でございます。

二つ目の、広域化による消防の整備基準についての御質問についてです。まず、現在の広域化の基本方針としましては、当面、現行の署所の統廃合は行われません。消防力の整備指針は、人口を基準に規定されております。したがって、消防の広域化により、人口は変わることがありませんので、基本的に整備基準が低下するということはありません。

三つ目、初動出動体制及び現場到着時間の問題です。広域化することにより、最初から二次出動、三次出動の体制がとれます。初動出動体制は、より、したがって、充実させることができ、また予備隊の編成や非常招集による現行の体制をしていますが、そういった体制よりも、広域化による近隣からの増強隊の出動によって、より時間的な短縮も図れるものというふうに考えております。

四つ目、予防や救急の高度化、専門化の西和消防組合の現状についてでございますが、予防要員につきましては充足率が不足しております。業務を優先し、専門的な研修を受ける機会が、そういうこともあって欠乏し、救急要員におきましても、救急救命士の養成は現在のところ輪番制となっており、限られた常備になっております。

五つ目の、通信司令設備等の整備の必要性についてです。消防救急無線のデジタル化は、平成28年5月31日が法定期限になっております。広域化の有無にかかわらず、そういった意味では、いずれにしろ、通信司令設備の整備は必要となってきます。

六つ目の、広域化による地理不案内職員の発生や非常招集の際の時間ロスに不安はないのかどうかという御質問ですが、広域化ですべて職員が一

度に入れかわるということはありませんが、少しでもその要因があるということであれば、新組織の中で、全体で、地理不案内な部分を補完できるシステムを構築する必要があると考えます。また、非常招集につきましても、現行でも管轄外に居住する職員がおられるというふうに思いますが、将来的に職員配置を検討する場合、召集時間等も考慮する必要があるかというふうに思われます。

七つ目の、司令センター一本化による不安に関してですけれども、司令センター一員には、発足当初、各本部からエキスパートを派遣されますので、火災等の場所が正確に把握できないということは決してないというふうに考えます。また、発信地システム等も導入される予定ですので、現在よりもさらに迅速に対応できるものというふうに考えております。

八つ目の、消防団との関係についてです。例えば、西和消防署は、広域化後も西和消防署であります。そういった意味で、消防団との一体的な運営が困難になるというふうには考えにくいと思います。

最後の九つ目、経費負担の問題です。この点につきましては、町としても非常に気になる点でもあったのですが、広域化協議会からの説明としましては、広域化後の各消防署の運営につきましては、自賄い方式をとるので、当面は基本的には大きな変化はなく、むしろ事務管理や通信部門の一本化による合理化効果で、将来的には経費負担の減少も見込めるものと聞いております。

次に、大きな3点目で御質問のあった、広域化についての住民説明会の実施につきましても、これにつきましては、当然必要なことと考えておりますので、実施していきたいというふうに考えています。

また、最後、4点目の、町としての消防広域化への最終判断の問題につきましては、これも当然可能な限り、議会や住民の皆様の声に耳を傾けた上、最終的には首長としての判断と責任において決定してまいる所存でございますので、どうか御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長

山口君。

○6番

まあ、あのね、何点か再質問しますが、まず、課長、いま状況を、この前8月にあった西和の議会、西和消防の消防組合の議会を見てからというふうなことをおっしゃったけれども、この問題について全くっていうのはまあ言い過ぎですけれども、ただ、ほとんど、最近ちょっと情報として出てきたのは、先月8月に行われたこの議会での事務事業での報告の中で、私が質問したことに答えた程度だと思うんです。おわびするという話やったけど、これ、平成21

年から協議会できてるんですよ、ね。ほんで、まあニュースになりだしたのは、奈良市と生駒市が、ことしの1月に脱退するという声明を発表したりですね、そういうことが新聞記事になって、にわかにはですね、ああ、もうここまで来てんのかというような話になったわけです。

でもね、よその議会では、まあ例えば奈良市の議会では、この間、ほとんど質問したのは日本共産党の議員ですけども、井上議員っていう3期目の議員がいるんですが、彼が、この3年半の間に10回ぐらい、本会議、それから一般質問でやってる。それに、その都度、市長なり、奈良市の理事者が答えてるんです。また、近隣でいっても、この西和管内でいっても、王寺町でも、もう既に何回も全員協議会とか開いてですね、説明してるんですよ。平群町の場合、全くやってないじゃないですか。

ほんでね、する機会が1回あったんです。いまは、ことしの5月に出た総会の決定が、これからのスケジュールを含めて、ちゃんとしたものですが、奈良市と生駒市が脱退する前、1回ね、シミュレーションの経費が出てるんです。私もそれ、ちょっと資料なかったんだけど、去年ぐらいに見た覚えがある。それを見てびっくりしたことがあるんですよ。いま、平群町は、西和広域消防に出してる負担金が、まあ大体7町の、平群が平均ぐらいになるんで、ちょうど7分の1になるんですが、2億一千万ちょっとでしょう。それがね、3億超えてる数字やったんです。

奈良市や生駒市が脱退した理由ってのは、特に奈良市の市長がはっきりと、経費が負担が重すぎると、県は全く出さないじゃないかっていうことをブログになんかも書いてですね、撤退の理由として話してるんですね。だから、その説明がなかったじゃ、単にわびるっていう話じゃないんですよ。軽視してたんじゃないかという思いが非常に強いんです。

要するに、既に、平群町の場合は、西和7町の広域になってるんで、あと、まあ39市町村になろうが、37になろうが、町としたら、全然そんな、まあ、全部で決めてもらったことについていきますねんって、そういう判断じゃないかというふうにしか思えないのね。自主性がないんですよ。これから、まだ脱退するところもあるんですよ。だから、最後の質問ともリンクしますけれども、だから、町長の判断って非常に重いんです。もう12月には調印ですよ。もちろん調印しても、議会が議決しなかったら、平群町が参加するってことにはならないんですけどね。平群町だけじゃなくて、平群町が、町長が調印もせず、また、議会が議決しなかったら、西和7町ごと入らないことになるんで。1町でも反対すれば。

で、さっき、その西和7町とも相談してなんておっしゃったけれども、ほかのどこ、そんなこと言ってませんよ。相談なんかする気なんかさらさらしない。それは、もちろん、西和消防組合としていまどうなっているかということでの共通認識は持っているっておっしゃったけれども、ただ、37市町村の広域に行くかどうかを判断するのはね、それぞれの自治体だって、こうおっしゃってるん。だから、議長なり、議会だって、こうおっしゃってるわけですよ。

まあ、前提としてそれがあるといので、謝るだけじゃだめですよ。ちゃんと、きちんと、まあ最後のところで住民には説明するとおっしゃったけれども、通常の住民説明会と一緒にようなやり方では困りますよ。いや、どこまで、それは、命と財産にかかわる問題だから、広報も含めて、きちっと。ほんで、どう判断するかということになれば、当然、いま、課長、最後の、この項の最後の質問に、まあ最後は首長としての判断を、まあいろんな意見を聞きながらという前提つきですけども、おっしゃったので、その判断する材料なんて、いままで1回も聞いてた中でないじゃないですか。資料も渡してないんだから、住民、今後どうなるかだってわからない。じゃあ、今後どうなるかわからないというところで、いまいろいろ答弁あったところで、非常に矛盾することが何点かあるんですね。

要するにね、広域化になって、スケールメリットが出るっていうのが、まあ進める側の県や推進する人たちの意見なんですけどね、私はもう全く反対という立場じゃないんだけど、ただいろいろ危惧される点がある。奈良市や生駒市がなぜ脱退したかっていうこともちゃんと検証しないとね、だって、人口で一番の奈良市と3番目の生駒市、この二つ、人口足せば、何ぼなるか知ってます。奈良市37万、生駒市11万から12万でしょう。それだけで50万人近い。奈良県の人口が、いま140万切りましたから、だから90万人ですよ、残り。自治体数は圧倒的に多いけれども、人口で言ったら、奈良県全体の7割ぐらいですよ、7割いかないんですよ。だから、そこがどうなのかっていうのも、やっぱりしっかり見ていく必要があるということだと思いますので。

ほんで、あと一つ、ちょっと気になった答弁はね、ちょっとメモ、追いつかなかったんですけども、ああ、そうそう、3番目の、広域化で、消防署の初動、二次、三次体制がスムーズに行くとか、スムーズというか、できるとか、到着時間が短縮するって言うでしょう。それはうそでしょう。ここのね、広域協議会が5月の総会に出したこの資料で、西和は全部応援に行く側ですよ。短縮するというメリット書いてあるところは。西和消防は、生駒が入らないから、平群にある北消防署は、もうあんまり関係ないんです、よそへ応援に行くっていうのはね。どことも遠いですから、あとの37市町村。なら、どこに応援に

行くかという、安堵にある西、上牧にある南。上牧は、広陵で火事があったときに、香芝広陵消防組合で行くよりも二、三分早くなりますよ。安堵は、郡山で火事あったら、小泉あたりで火事あったときに、安堵から行くほうが早くなりますよ、こういう話で。

ほんで、どことは言いませんが、西和のある消防を担当している担当部長はですね、この問題では、西和消防にとっては全くメリットない。逆に、全部応援する側だからって、こうはっきりおっしゃってるんですね。だから、そこもね、見方として、やっぱりもうちょっときちんと、もうよそごとじゃないんですから、検証していただきたいというふうに思うんですよ。そうそう、こう言ってるんですよ。メリットは、考え方としてあるが、あるがって、中身言わないんですよ。現状では、西和消防が近隣の不足を穴埋めすることになる、はっきりおっしゃってるんですよ。それがもう現実のデータなんです。いや、だから、応援するのあかんって言ってるんじゃないんですよ。だから、さっきの答弁とはちょっと違いますよと。

それから、救命士の養成とか、ええ、どこや。予防や救急の高度化、専門化、この点についてもね、単にスケールメリットがあるって言うだけで、いま既に西和消防ではそういうことが図られてるん。これについてもおかしい。

もう一つ、デジタル化の問題。これは先ほどおっしゃったとおり、平成28年度までにやらなければならない。これは国の法律ですから、なってるんです。なら、そのときの、じゃあいまだうなってんのかって、御存じないんですか。この部分については、既に広域化してるんでしょう。広域化して、いま、もう進めてるんでしょう、お金使って。それが、一番安くなるっていうのがメリットやったのに、全体の広域化、37市町村の広域化とは別に、デジタル化については、奈良市と生駒市と外れた時点で、あとの37市町村は既にもうそれで進んでいるじゃないですか。もうこれは、奈良県広域消防ができなくても、この部分だけは一体化するんですよ。いや、それは知ってるんでしょう。知ってて、いまの答弁したんですか。知らなかったんですか。知らなかったとしたら、大変な話ですよ。全然説明聞いてないということになりますよ。

だから、現在の無線が28年度から使えなくなるんでしょう。だから、28年の4月からは、そのために、私はいない、いなかった、多分、そのとき議員やって覚えてないのか、ちょっとその辺ははっきりしませんが、西和消防組合の基金が幾らあるか知ってますか。この前もらった資料が22年度までだから、4億何ぼしかなかったですけども、この前聞いたら5億ある。年間予算が十四、五億で、5億の基金持ってるんですよ。何でこんな基金あるんですか。これは、このデジタル化、西和消防単独でもできるように積み立ててきたわけで

すよ。絶対、その説明、どっかであったはずですよ。

だから、毎年平群町が西和広域消防に出してる2億一千何ぼ、毎年金額、まあ、私はこの間ずっと見てたら一緒ぐらいやと思ったんですが、多分、どっかで、この積み立ての話があったはずなんですよ。いつから積み立ててるのか知りませんよ。だから、その金はもう既にあるんです。いや、あるからどうやねんで。それが今度広域化すれば、西和の負担分は、5億見てたけど、3億円ぐらいで済むって話なの。これはもう広域化とは別に、既に進んでるんだっていうのが、ある担当部長から聞いた話。いや、間違ってるなら間違ってるって言ってくださいよ。いや、それは違いますよって言うんなら。だから、そこんとこ、そんなこともまともに答えられないってのは、いかがなものかなというふうに思うんですけれどもね。

まあ、大きくはその三つ、四つですけれども、あと、その他についても、要するに何も、自賄い方式っておっしゃったけれども、結局、当面署所数は変わらないって、こうおっしゃったでしょう。ほんで、最初に数字聞いたのは、奈良県の中で整備率が一番高いのは西和消防なんです。要するに、100%っておっしゃったでしょう。要するに、ポンプ車とかその他、ほんで広域になって悪い事例としてね、例えば人口5万人の消防署なら、ポンプ車4台要るんですよ。6倍の30万人になったら、4掛ける6で、24台、5万人、五つ消防署あったらなるんですけれども、30万人で一つの消防署だったら、ポンプ車14台でええんですよ、10台少なくするん。整備率、大きくなればなるほど、少ない数で達成しちゃうん。こういう問題もあるん。その辺、どうなるかも明らかにされてない。

当面は、平群でいうたら、北消防署、西和でいうたら、いまあるように、分署が三つと王寺の本署と、施設としては四つなんですけれどもね、四つです、四つなんですけれども、当面はそれはそうでしょう。自賄い方式やから、なくなることはありませんけれども、しかし、実際に本当に防災や消防にとってこれがいいのだろうか。

あと、きょうは聞いてませんが、救急車の出動の問題。まあ西和なんか一番多いほうですけれども、いまは1年に、要するによそから、いまほかの消防本部と協定結んでますよね。そういう問題で、協定でよそに応援してもらった事例ってのはあるのかって聞いたら、まあ年に1回あるかないかだ。それも消防車が、消防車じゃない、救急車がね、要するに急病とか出て、電話かかってきたときにですね、いまある西和消防署の救急車が足りなくなって、それは年に1回あるかないかだっておっしゃる。これがスケールメリット、そのときには、まあ郡山や、ほんで第一、生駒入りませんが、生駒とも協定結んでます

から、当然その生駒市が入らなかったって、生駒市から来てもらうことだって本来はできる。ただ、それがね、一つの司令だから、スムーズにいくっていう話。

さっき答弁なかったのは、司令が一つになることで、例えばそこ、今度、いま司令に予定されてるのは、中和広域消防本部、橿原市にあるところですけども、その橿原のそこに被害が及んだ場合はどうなるんだと、リスク高くなるんじゃないかと、いまだった11あるんです。奈良市、生駒市のけても、本部が。司令がね。全部がいかれる、まあ全部が地震とか、そういう災害で被害を受けるってことはあんまり考えられませんが、1カ所だったらあり得るんですよね。まあもちろん別のものをつくったりするんでしょうけど、その辺もね、これはいまでも西和は広域なんで、平群町で全部答えろとは言いませんが、ただ西和広域の、さっきも言った、ある担当部長の話では、7町で情報は共有してますって言うてますから、全く一緒という意味じゃないですよ。とり方は違っても、情報は共有してるんだから、その辺、事実関係についてはですね、正確に答えていただきたいというふうに思います。

それから、この問題については住民説明会はするということなんでね、もうちょっと具体的に、ごみ問題でも、もういっぱいあって、職員の皆さん、土日、体何ぼあっても足りなくなってる、大変申しわけないけど、この問題では、議会に一度きちんと、まあどういう形かわかりませんが、町当局として、まあこれは町長も入っておられるわけですからね、その協議会には。だから説明していただくのと、もちろん住民の皆さんにもきちんと説明する、もうちょっとそこは具体的に答弁していただくのと、それから、私は拙速に書いてますが、12月の調印、まあこれは延びる可能性もありますけれども、一応いまの予定では12月の総会で37の市町村長が、それぞれ調印して、6月の議会議決に向けて進めていくということなんで、その辺についてもね、議会や住民の皆さんから聞いた意見を、12月のその会議でしっかりものを言っておいていただく、このことは大事だと思うんです。ですから、もうちょっと住民説明会と、それから、その12月の対応について、もうちょっと詳しくというか、具体的に、こうしたいということがあればですね、出していただく。ないんであれば、いつまでに出していただけるか、明らかにしてください。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

非常に多岐にわたって再質問をいただきましたので、どう何を答えていいかわからん部分もあるんですけども、まず、いまお聞きしとって感じたのは、や

はりその説明が、この間あんまりしてなかったっていうことで、誤解も含めてあるのかなっていうふうな印象を持ちました。

御承知のとおり、消防については、平群は西和消防組合の一員で、西和消防本部っていうのは王寺にあって、王寺町が管理者で、西和消防組合の事務局は王寺町が担っています。そういう意味じゃ、この広域協議会についても、11本部の一つとして、王寺町がずっと協議会の協議に参画して、その内容について、事務サイドのほうでは説明を受けおってきたっていうふうなことがあります。だから、そういう意味じゃ、王寺や奈良に比べて情報が遅れてたっていうことは一応言えると思います。

それから、先ほど、1月に奈良市、生駒市が脱退されたというふうな話で、新聞紙上にもぎわしました。その当時というか、ちょっと私も時期的な記憶は明らかではないんですけども、先ほど山口議員がおっしゃったシミュレーションの問題、経費負担の問題についても、かなり情報が錯綜してたっていうか、初めはそんな情報もあったりしたんですけども、何かそのあいまいな中で情報が流れてて、最終的には、先ほど私が説明させてもらったようなことで、経費負担については、例えば平群町で、要は平群町はどうやというふうな話になりましたら、基本的には経費負担は変わらないと、むしろ、その統合が完成する33年度には、若干の減少になっていくというふうなことを聞いてます。これがいま現在、5月に聞いている直近の正確な話で、これは公開してもらって結構ですっていうふうにももちろん聞いてますんで、そういう状況にあるということ、まず1点目の御質問として申し上げたいと思います。

奈良市や生駒市が脱退した理由については、おそらく先ほど議員がおっしゃったようなことが、まあまあその主な要因かなっていうふうには想像するんですけども、これはまあ奈良や生駒のことですんで、私たちがどうのこうのっていう話ではないというふうに思いますんで、それ以上は差し控えたいと思います。

それから、出動体制の話です。先ほどお答えさせてもらいましたように、広域化することによって、スケールメリットが生かせるのではないかなというふうなことです。一般論としても、大規模災害とか、小さなスポットでの火災等々でしたら、そんなことは余りないとは思うんですけども、大規模災害等々起きたときについては、いま現在の体制よりは、広域化で、よく例にされるのは、警察組織の話なんですけども、奈良県警があって、その中に西和消防等々あるというふうなイメージで、奈良県警本部の司令のもとに全体が動くというふうなこともありますんで、大規模な災害等々が発生したときには、近隣からの増強隊が、先ほど議員からもありましたけども、いま現在でも、それぞれの本部

で消防本部間の応援協定なるものはあるというふうには聞いてるんですけども、やはり希薄な部分もあると思いますんで、そういう意味じゃ、より強固な連携体制がとれるというふうに思います。

これも先ほど申されてましたけども、西和にとって、その辺どうなのかっていうことです。議論がありました、例えば郡山で火事があったときに、最も近いのは、安堵の分署とかであったら、そこに行くとかいうふうなことが出てくるといふふうなことで、西和にとっちゃあんまりメリットがないやないかというふうな、むしろデメリットが多いんやないかというふうな問題もあるっていうのは聞いてます。ただ、それについては、今後経費の分担等々について、公平な分担をしていくというふうなことで対応できるというふうに聞いてます。

それから、消防のその無線のデジタル化の話です。先ほど議員は知らないのかっていうふうな話でした。もちろん、当然これは、いま進んでいる広域化の話が必ずしも実現するかどうかわかりませんので、いまこれは37市町村が一つになってっていう話ですから、一つの町でも脱退っていうことになりゃあ、話全体が壊れてしまうってことになりますから、そういう意味じゃあ、今後の見通しっていうか、状況っていうのを注視していかなければならないかなというふうに思うんですけども、もしそうなったときに、西和消防組合はそのまま存続するということになったときには、当然28年の5月には、デジタル化の法定期限が来ますので、対応しなければなりませんので、そういう意味じゃ、それへの対応ができるように、いま西和消防組合のほうでも5億円程度の基金を積み上げているというふうな状況でございます。

それから、最後、議会への説明と住民説明会の話で、具体的にもう少しっていう話でしたけども、住民説明会につきましては、11月に予定してますんで、そのときに、資料も含めて添付して、説明をさせていただきたいと思ってます。その前に、当然議会にきちんとした説明をっていうことで、議会事務局のほうにも一定相談をさせていただいておりますんで、全協なり、所轄の委員会なり、どちらかの中で、現在私たちのほうで把握しております内容については、可能な限りすべて説明させていただきたいというふうに思ってます。もちろん、西和消防組合のほうには、議長も議員として入ってもらってますんで、議会対応の中でも、それはそれで考えられることかもわからないなというふうには思います。

それから、12月の対応については、基本的には5月に、先ほども申し上げましたように、37市町村、これがまとまらんことには、この話が振り出しに戻りますんで、平群町としては、いま現在広域協議会から聞いております内容でいいますと、平群町にとってはメリットがあるというふうな感触を持ってま

すんで、12月には協定の調印に向けたというふうな対応で、基本的には5月の総会内容について合意しているというふうなことでございます。

○議長

山口君。

○6番

デジタル化の問題ね、ちょっと勘違いして聞いていると思うけど、37市町村の、要するに、生駒市、奈良市を除く奈良県広域消防にならなくっても、もう既に、なってもならなくっても、デジタルは広域でやると、こういうふうに聞いているんやけど、それは違うの。いまの西本課長の説明やったら、県広域ができなければ、それは関係ない、5億円が必要みたいなこと言っているけど。もうこれは既に11消防本部、デジタル化の統合は合意していると、今後どっかが抜けても、どっかが抜けて、そのあとだけ残ってやることになったとしても、その抜けたところも含めて、この通信司令設備のデジタル化はね、もう既に合意して、進めることになっている、こういうふうに聞いているんですけど、それは間違いなんですか。その点が一つ。ちょっと待って。

それと、いま最後に、平群町はもうメリットがあるので、そういう方向って。まあ、それならそれで、それは町長の判断ですから結構なんです。結構なんですけど、その場合は、住民の皆さんにきちっとこういうメリットがあるというのは詳細に出してくださいね。防災や、まあ命と財産を守る問題ですから、そこはやっぱりきちっと、こういうこうで、こういうメリットがあるんで、こうなんだっていうのは出してもらわないと。説明会じゃ、そういうことも出てくるかというふうに思いますけれどもね。それは確認だけですから、その2点、もう1回答えてもらえますか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

デジタル化の話につきましては、先ほども申し上げましたように、もう法定期限が28年5月31日ですんで、もうこれは決まっていますんで、これに向けて、いずれにしてもデジタル化はしなければならないということになっています。

これは、一つは、いま広域化でいきますと1本化で司令センター中心にデジタル化が進むだろうっていうふうに思いますけども、もしこの広域の話がなくなるときには、なくなっても、各消防本部ではそれぞれデジタル化は必要ですんで、消防本部ごとにデジタル化の予算を、そのための基金ですんで、つくってやっていくっていうふうに私のほうでは聞いて、そういうふうに理解しているんですけども、改めてその辺は確認はしたいと思いますけども。

それから、住民説明会の場におきましては、当然その住民の皆さんのその命や財産を守る消防の話ですんで、当然、広域化することによるメリット、デメリット、そこらについては明らかにして説明をしてまいりたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○6番

まあ、後のほうはそれで結構です。

いや、要するにもうデジタル化の共同、広域決定がですね、共同はもう決まっているっていうふうに私は聞いたんで、その点は確認して、また説明してください。この件はこれで結構です。

○議長

岡田理事。

○理事

それでは、大きな二つ目の幼保一体化施設建設計画についての御質問にお答えをいたします。

国においては、総合こども園法が廃案になりまして、今後、認定こども園の拡充を行うとの方針が出されたことは、私どもも承知をいたしております。これまで申し上げてきましたが、幼保一体化につきましては、早急に幼稚園の建てかえ移転、あるいは南保育園の建てかえもしくは大規模改修をしなければならないという現状の中で、国の総合こども園法の方針が出される以前から、現場の保育士、教諭を中心として、平群町の就学前教育を今後どのように進めるのがよいのかを検討し、その後、庁内でプロジェクトチーム会議を設置し、さらにこれに検討を加えまして、ことしの1月に、一体施設の中での幼保一体化が望ましいという中間報告を町長に対して行ってまいりました。

親の就労の有無にかかわらず、子どもには同じ教育、同じ育ちを保証し、いままでの幼保の実績を一つにして、就学前の子どもに対するより質の高い保育と教育、さらに保護者に対する子育て支援の充実を図ることを目的としているものでございます。

以上のことから、国の方針とは関係なく、町の方針として、幼保一体化を推進しているところであります。議員が述べられました、幼稚園の単独施設の建設と南保育園の耐震改修をとのことでございますが、たしかに一つの考え方ではありますけれども、先ほど申しましたように、幼保一体化施設建設の趣旨を御理解いただきますよう、改めてお願いをするものでございます。

以上です。

○議 長

山口君。

○ 6 番

いや、そうなんですけどね、もう、おっしゃってることは何回も聞いているから、言ってる意味はよくわかるんですよ。ただね、例えば場所の問題とか、それから、それぞれの要するに P T A や保護者の皆さんの思いとか、そんなことを考えるなら、法的拘束力がなくなった、前は法的拘束力があったから、はなさとも、何年間の間には、当初の予定では 5 年以内とか、次は 1 0 年以内とか、まあ、こんどは廃案になったわけなんですけども、こども園についてはね。はなさと保育園もこども園にするってことやった。せざるを得ないということやった。だから、さっき繁田議員の質問のときのやりとりでも、聞いててもですね、だから、南の椿井だっていうのは一番、6 案出したけれども、その中で一番、全体を見た場合に、そこがいと町としては判断したと。

いや、それはわかるんです。それやと、まだちょっとはわかるんです。でも、はなさとは保育園のまんまでいったってよくなったじゃないですか。それはどっかで、それは認定こども園にされるのか知りませんが、そのときは、また幼稚園施設つくらなあかんから、当然経費も要りますし、まあそのとき考えたらいいとは思いますが、別にそれ、必要なくなったわけですよ。ということは、保育園として存続できるんです。これまでの話やったら、保育園として存続できないからということなんです。今度はできるわけだから、だから幼稚園だけ動かせば、場所は本当に自由に選べるわけじゃないですか。自由になって、もちろん、買えないとだめですし、まあ、町有地のどっかでも使おうと思えばね。まあ、中央保育所跡地はちょっと狭すぎますから、難しいでしょうけども。例えば椿井にしたとしてもですよ。

それと、あと南の保育園は、いま南の保育園の保護者の多くは、子どもの環境の変化は困るし、いまのところ本当によい保育してもらってるんで、できたら建てかえで何とかしてほしいってのが、南保育園は P T A じゃなくって、保育を守る会か何かだったと思いますが、保護者の皆さんから出てる意見でしょ。経費も、私は専門家じゃないんでよくわかりませんが、南保育園の建てかえ、建てかえじゃないわ、耐震補強、大規模改修でね、やれば、あとは幼稚園の建てかえだけだから、場所も 6, 0 0 0 平米も要らないし、それから、将来的に子どもが減るということになって、本当にその幼保一体型の施設でないかね、幼児教育、幼児保育ができない、もっと議論して、そういう声になれば、当然ちょっと改造して、子ども減るわけですから、狭い施設であったって、後で考えられるじゃないですか。

とにかく、いま急いでいるのは、27年4月、要するに駅周との絡みで幼稚園を移転させなければならない、そこの関係で時間的に急ぐわけですから、それがなければ、まあもちろん耐震の問題とか老朽化の問題がありますから、別にゆっくりとは言いませんが、もうちょっと、それこそ柔軟にね、昔はポストの数ほど保育所って、こう言ってたわけですから、小さい子であれば小さい子であるほど、家に近いところが本当はいいですよ。いまはまあ皆さん車に乗ったりされるんで、一定広域で動いたりはしますけれども、だから、できるだけ町内に多くあるほうが、小さい規模で多くあるほうが、保育環境、また幼児教育の環境にとっても本当はいいことなんです。むちゃくちゃ多い人数よりね。そんな200人、300人の規模の幼児施設をつくるよりは。

だから、そういう意味で提案してるんであってね、だからその辺はね、もう一たんこう決めたから、もうこれでないとだめなんですみたいなやり方はね、やっぱり私はいかが、もうちょっと柔軟に、もうここまでせっぱ詰まってきた、もう後はもう時間がない、時間がないでやっていくしかなくなるような話になってきますんでね。それは議会としても、もちろん理事者の側で頑張っておれることを応援したいのは山々ですけども、やっぱり住民の皆さんからの意見や、それからどう考えたって無理があるっていうような場合は、それはやっぱり意見として言わないとだめだし、理事者のほうももうちょっと柔軟に考えていただきたい。

これはね、もう議論何ぼしたって同じことなんで、これ以上しませんけれども、国の方針が大きく変わった段階ですから、もう一度見直しはやっぱりしっかりすべきだと。そのことは強く求めておきます。ほんで、椿井については、さっき繁田議員も最初のほうでおっしゃった、私も地理的には全然いいというふうには、前からも言ってますけれども、思いません。南の地域であったって、あの場所では余りにも交通の問題、その他の問題ですね、私は十分でない、子どもの環境としてはよくないというふうに思いますんで、その点もつけ加えて、もうこの問題は答弁結構です。

○議長

監理課長。

○監理課長

議員御質問の、3項目めの公園設置の御質問についてお答え申し上げます。

現在、平群町には、中央公園や北公園のような大規模な公園が整備されているほか、50カ所の街区公園が整備されております。公園整備水準は高い水準にあります。一定まとまった住宅地で、公園のない地区は5カ所ございます。その中で、吉新地区は、駅前開発により、2カ所の街区公園の整備が予定され

ております。春日丘地区につきましては、公園は整備されておりましたが、防火水槽用地を防災広場としてベンチを設置し、地域の憩いの場として利用していただくよう、平成24年6月より、地元開放しております。その他3カ所につきましては、地区内には公園はございませんが、一般的な住宅市街地における街区公園の配置基準である誘致距離内に隣接します住宅地に公園が設置されております。

また、住宅地内の公園は、防災機能に加えて、住みやすい快適な環境づくりには欠かせないものであると十分理解し、必要性は認識しております。なお、設置計画につきましては、現在のところ、まだ立案には至っておりません。現状の町財政の中では、実現が困難な状況であり、御理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○6番

5カ所というのは、ちょっとちゃんと場所は言うてくれよ。それから、吉新はね、駅周の関係で、当然公園ができるのはわかってます。春日丘についてはね、その防災、埋めたところ、三条の一番南、中三条の南に近いところ、南三条ですか、中三条、いや、南やな。まあまあ、ちょっと狭いですよね。何で今回これを出したかというところ、春日丘は平群町で一番古い、新興、まあ新興って、もう50年近くたってますけれども、一番最初に開発された住宅地で、一番長く税金も払っていただけてるわけですが、開発が早かったがために、福貴団地みたいな小さいところでも、小さいですけれども、ちょっとした公園があるにもかかわらず、全くないと。戸数は、まあ300近い戸数があるって、それで、ほかとのあれというより、一つまとまった地域になってますからね、その点でない。これまでは三条の、中三条の一番北側にあった私有地、個人の土地をですね、ある意味無償で、子どもの、何ですか、ラジオ体操とか、ちょっとした行事、そんな多くはないと思いますが、使われてたんですが、今回、そこが使えなくなったというふうなこともお聞きしました。

そういう中で、この問題については、私も過去に1回質問もしてますし、地元からは、それはもう10年、20年前ぐらいから、あの土地を町のほうで何とかしていただいて、公園をつくってほしいという要望も出されていたと思います。それがなかなか、財政的な問題等、また相手のあることですから、すぐには買えるという条件もなくって、今日まできたんですが、ほんで今の答弁が、財政的に困難だから、計画がない、でも財政的に困難だから、今後計画もない、

計画するつもりも、つもりはあんのやろけど、財政的にできないということなんでしょうけども、せやけどね、ほんまに考えてみてくださいいよ、町長。50年たってるんですよ。それで、全体的に高齢化してきたのと、また逆に建てかえで若い人たちも結構、一つの区域に二つぐらい区画分けて、若い人たちが住むというのも、ここ最近見られます。

そういう点でね、あの急な坂で、下の公園まで行くってのは、一番近い公園が西宮の烏土塚古墳の東下のあそこかなというふうに思うんですが、ほかにないんですよ。だから、それはやっぱり何らかの計画がね、私は立てるべきだと。もうだから、最近はどうか知りませんが、皆さん、あきらめておられるんかして、自治会からは要望上がってると思うんですけども、でももう何かそんな話、私もあんまり聞かなくなりました。

ただ、今回、やっぱりそういう事態の変化の中でね、すぐに土地を買えとは言いませんが、どっかで借りるなり何なり、それと、さっき防火水槽の話出ましたけれども、あそこである程度の公園ができるならね、ただ、本来の目的をそごに、そごというか、それに支障を来たしてはいけませんから、来たさない範囲で、何らかできるんだったら、それは考えていただいたらいいんですが、ただやっぱりきちとした計画を持って、最低児童公園的なものは設置、空地もまだまだ、空地もありますからね、全くないわけじゃないですから、計画すれば一定可能性はあると思うんです。その辺については、やっぱりこんな個人でできる話じゃないんで、また自治会でもできる話ではなかなかないんで、やっぱり町として、しっかりとした計画をもって進めてもらいたい。その点については、もう一度答弁いただけますか。

○議 長

監理課長。

○監理課長

まず、1点目の、3カ所ということですけども、一定まとまった住宅ということで、3カ所につきましては、上庄台、それから御陵苑、日立団地でございます。

それから、まあなかなか現状では計画はできないけども、町としてやっぱり計画していくべきじゃないかということなんですけども、先ほども申しましたように、担当部局としましては、必要性というのは非常に認識しておりまして、何とかしていきたいという気持ちは持っております。

ただ、現状といたしましてですね、公園といいますのは、一たん設置しますと、かなりのやっぱりランニングコストというのがかかってくることも事実でございます。最近も、いろんな形で町財政が厳しいということで、補助金を活

用して、町財政に影響を及ぼさないようにということで、いろんなどころから情報を得まして、健康遊具を設置したりとか、それから、子育て創生で遊具を買いかえたりとか、そういうふうな努力はさせてもらっております。まあ、それはあくまでも設置されたものを守っていくという、どちらかというところと積極性に欠けるかもしれませんが、いまの現状といたしましては、それが精いっぱいの中ではないかというふうに思っております。

ただですね、今後も部局といたしましては、設置したいという気持ちにも変わりはありませんので、何らかのいい方法がないかも含めましてですね、そういうところにつきましては、いろんなアンテナを張りまして、情報を収集する中で、また考えてまいりたいということには変わりはありません。ということで、いまのところ、現在におきまして、設置を考えているということでのちょっと御答弁はできないんですけども、努力はしていくということで御答弁させていただきたいというふうに思います。

○議 長

山口君。

○6 番

まあ大体わかりましたけども、何ぼ気持ちがあったってできませんからね。場所がないとできませんから。いずれにしても、用地を買うというのは、まあ財政的には不可能ですから、変えるとかいう方法も含めてね、ちょっと空いてる土地、ずっと長いこと家も建てずに空いてる土地なんかもありますからね、やっぱりここはできないのかという、そういうお金を使わずに、いまおっしゃったけれども、場所がないと、何ぼいい国や県の補助メニューがあってもですね、できませんので、その辺はちょっとね、そういうこともちょっと具体的に動きながらね、まあすぐにできるとは私も思いませんけれども、計画というか、実現のほうにもって行ってほしいと。

結局これね、何回聞いても、また次、多分来年聞いたって同じ答弁になるんで、そこは前へ進むような形で努力してほしいということはお願ひしまして、私の一般質問をこれで終わります。

○議 長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

3時50分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時37分)

再 開 (午後 3時50分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

発言番号 8 番、議席番号 1 2 番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○ 1 2 番

議長の許可を得ましたので、通告により 3 点大きく質問させていただきます。

まず、1 点目は、(仮称) 平群町空き家等の適正管理に関する条例の創設を。日本の全国の空家数は、年々増加を続けており、5 年に 1 回の調査を行われる平成 2 0 年では、9 7 万戸増加となっております。また、奈良県では 1 万 7 0 0 戸増で、平群町は 8 0 戸増で、空家数は 6 0 0 超えとなっております。なお、平成 2 4 年 5 月現在では、約 7 3 0 戸となっております。

空き家の目的に、一応 4 類型に分けますと、一つは売却用の住宅、二つは賃貸用の住宅、三つ目は二次的住宅、例えばセカンドハウス、別荘というようなことでございます。4 につきましては、その他の住宅の 4 類型に分けられ、平成 2 0 年の全国の空家数は 7 5 7 万戸で、各類型の割合は、売却が 5 . 4 %、賃貸用住宅が 5 4 . 5 %、二次的住宅が 4 . 6 %、その他の住宅は 3 5 . 4 % となっております、賃貸用住宅が最も多くなっており、賃貸、売却用は市場に出ている限り、最低限の管理は行われるものと考えられますが、その他の住宅は、居住者が何らかの理由によって長期間不在になっているもの、また、使用する予定のないまま放置されている等、問題を発生される可能性が高くなっており、悪影響として、風景、景観の悪化、防災や防犯の誘発と外部不経済をもたらす場合も考えられます。

このような住宅は、高齢化が進み、人口が減少している地方圏に多いとのことであり、本町では、その他の住宅、賃貸用住宅の空き家率が高いと思われる。そこで、不完全な管理による影響が近隣住民に不安を抱かせたり、迷惑を受けていることの相談を受け、私は現地確認もいたしました。その結果、住民の対応では難しいと判断をしております。本年 4 月現在では、1 6 都道府県の 3 1 自治体が空き家対策条例を制定されております。崩壊や放火などの問題が各地で起きており、条例化の動きが加速をされております。

条例化するに当たって、空き家はあくまでも所有者の財産であり、空き家があるということだけを問題にすることはできないが、管理不全な状態により、近隣住民が不安を感じたり、迷惑を受けたりすることを問題視するものであります。また、条例を周知することによって、自分の所有する空き家の様子を定期的に見る、自分で管理できない場合は業者等に依頼をする等、所有者として

の責任を果たすことを認識していただくことを目的としております。

そこで、早期解決には、平群町の実態を把握し、所有者等の適正維持管理を求め、住民の安全で安心な生活を確保するため、(仮称)平群町空き家等の適正管理に関する条例の創設を進めるべきと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

2点目でございます。生駒市と行政連携の進捗状況についてであります。この質問については、植田議員が午前中をされました。再度、私もさせていただきます。

本年の3月議会で一般質問をしましたが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。平成22年6月に、生駒市の井出山室内プールと平群町の総合スポーツセンターのウォーターパークを、町民、市民が相互の料金で利用できる協定を結ばれ、その結果、ウォーターパークについては生駒市民の利用が、平成22年は6,000人、平成23年には8,380人、ことしは7月14日にオープンされ、2週間での生駒市民の利用者は2,901人で、前年度より若干の増となっております。年々利用者数が増えております。また、生駒市の温水プールを利用されている平群町民も増えており、市町民にとって、効果が高かったということでもあります。

3月議会では、町長は本当に貴重な提案をしていただいておりますと、お互い行政として強い部分と弱い部分があり、お互いの市民、町民の利便性を向上することであれば、速やかにトップ同士のテーブルを用意できるよう、生駒市長に働きかけていきたいと思っております。町としても、積極的に取り組んでいきたいと答弁をされました。その後、5月31日、山下生駒市長と岩崎町長が、両市町の施設等について相互利用することに合意され、具体的に協議を開始されたということでもあります。

そこでお伺いいたします。1つ目、両市町の協議体制はどのようになっていますか。2つ目、いまは一部の社会体育施設を相互利用しておりますが、今年度は来年度に向かって、どのような分野を協議されていますか。今後のスケジュールについて。3、公の施設、対象範囲をどのように考えておられますか。また、施設についても連携をお考えでおられますか。

続きまして、三つ目でございます。老人福祉センターかしのき荘の健康器具の充実を。

かしのき荘は、心豊かな老後を送っていただけるよう、お年寄りがいつでも気軽に利用でき、生きることの尊さと喜びを祝福できる施設として、昭和57年10月に開所をされ、おおむね65歳以上の方がだれでも利用できます。現在、長寿会や各種団体の活動拠点と大いに利用されておるところでございます。

昨年、6月議会において、開所30年を経過し、利用者数の増加に伴い、手狭があるため、建てかえの一般質問を行いました。町長は利用実態、施工手法について調査をし、前向きに検討していくが、いますぐとはいきません。高齢者の増える時代の流れに遅れをとらないように対応していきたいとの御答弁をいただきました。

最近、私の調査では、本町の人口動態から見て、10年前の8月末では、65歳以上の方は4,071人で、高齢化率が19.5%でありました。ことしの8月末では6,056人で、高齢化率が30.3%、実に10.8%の伸びであります。また、かしのき荘の利用数では、8年前の平成16年度では2万8,129人で、昨年は4万2,715人と、実に52%の増であります。今後も高齢化率は上昇し、さらに利用者数は増加していくと思われま

す。高齢者の皆さんには、本町の発展に大いに貢献していただいた方でもあります。町としてもお礼を伝えなければならない方でもあります。かしのき荘の現在の健康器具の状況は、ヘルストロン6脚、1台、昭和57年8月11日購入、フジベルト1台、昭和57年8月23日購入、自転車運動機1台、これは御寄附でございました。マッサージチェア8台、3回修理した経緯がございます。マッサージ機リラックスタイム3台、フットマッサージ機2台と、かなり古い器具が配置されているのが現状であります。以上のように、耐用年数も経過し、修理を重ねながら利用されている器具も多くあり、また、いまの時代に見合う器具も配置されてお

りません。そこで、本町は、4人に1人が高齢者となる超高齢化社会の到来をしております。高齢者の増える時代の流れに遅れをとらないように対応していかねばならないことは当然であります。多くの方々が利用されているかしのき荘の、より一層の施設の充実が求められており、財政厳しい折ではありますが、せめて健康増進の器具を充実すべきであると思っておりますが、いかがお考えですか。

以上、大きく3点の質問について、町当局の明確な御答弁をよろしくお願いを申し上げます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、1点目の、(仮称)平群町空き家等の適正管理に関する条例の創設をとの御質問にお答えいたします。

近年、高齢化や遠隔地への居住、また経済事情などの理由により、空き家が年々増加傾向になってい

ます。その中で、不完全な管理により迷惑を受けていることで、近隣住民からの相談がございます。所有者等に対して適正に管理を行うよう、文書通知、電話等で依頼している状況です。早急に対処していただいているところもありますが、長引くケースもあり、難しさを感じているところでございます。

このようなことから、空き家等の管理対策は継続的な問題と考えるところで、行政が適正な指導等を行うために、空き家等の適正管理に関する条例を制定し、自治会や周辺住民、行政とが一体となって取り組んでいく必要があると考えます。御提案の、(仮称)平群町空き家等の適正管理に関する条例につきましては、先進地の条例制定を参考に調査研究し、制定に向け、取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

まあ取り組んでいただくということで御理解していただいて、非常に感謝しております。感謝するのは私じゃないわけ、ね。近隣住民の方でございませう。そこでね、まあ条例、私がこれ、一般質問に出してる以上、調査研究していただくいうっていうことやけど、いろんな条例は見ていただいたと思いますけども、いま非常に、いままでは近隣住民の方からいろんな苦情が行政へ入った場合、対応策としてお電話されるか、いろんなことの一定の対応しかでき得なかった。しかし、この条例を制定することによってですね、一定の行為ができる行為になるわけでございます。

例えば、まあ近隣住民から相談があったり、パトロール等により、管理不完全な空き家が発見をされたら。その場合、市による実態調査をされ、例えば現地登記状況などをされて、所有者に適正管理について助言、指導、市長からの通知文書も送れますと。そこで勧告文書も送れますと。並びに、その勧告に一定の期間従わなかった場合は、命令に従わない場合は、所有者の住所、氏名、命令内容の公表をする旨を通知し、弁明の機会を与えると。そこで、公表については検討審議会ですらうかということとされる。それをどないするかって、例えば、ある市の一例でございませう。市の告示板、該当空き家の前の公道等へ看板設置等を予定をすると。まあ、そういうふうな一定の行為ができるわけでございます。

この件については、奈良県下で、いま、この4月の報道によりますと、どこの39市町村、一つも条例化、制定されてないわけでございます。その趣旨もよく御理解していただいてね、課長ね、取り組んでまいりますという御答弁を

いただいたことを、これについては、町長に対して感謝をする次第でございます。ここには大きな問題がありまして、それはどうするかって、こないだ、何か月前かな、定例議会で、定住促進についての条例制定してはどうかというふうなこともございますので、空き家対策、やっぱり1人でも多く住民が住んでいてもらわなければならないわけでございます。そういうことも、いろんなことが、今後の政策上、もっていけるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、平群町で730戸、約ね、課長。これ、実態調査をしてくださいって、私がいま一般質問させていただいてますねけど、まあ、これ、人事の問題となると思いますねけどね。その実態調査をされて、調査研究して、取り組んでいっておっしゃったんやけど、意気込みは非常に感謝してはますが、ハード的に、確かに生活環境は大変なところでございまして、住民に密着した、特にいますぐ対応せねばならない業務が多いところでございます。

そこで、いまの人員の配置についてですよ。僕、730棟調査するのに、いろんなのするのにね、一定1人ぐらいは一時的に必要ちゃうかなと。現状、実態を把握すんのですよ。そこら辺は、担当課長に聞いてええのかな、総務財政課長に聞いてええのかな。そこら辺は、いまの現状は、まあ担当課長、実態的にどうですか。それだけの人員の余裕はございますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

あの、私どもの課の人員の配置のことで御質問いただきまして、確かに多岐にわたった住民要望や環境対策等、いろいろな対応をしているところで、住民要望というのはかなり多岐にわたったものがございまして、何とかいまの状態でこなしているようなところでございます。人員の配置等につきましては、また人事サイドの課とも連携をしながら、相談もしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

私の意図がわからないね、あんたも、私、言うてんのは。この条例を早く制定せねばね、近隣の住民が非常に困ってはんねや。急を要する、私は問題やと思うてますねやで。そやから、2年後には、まあ2年後ゆっくり調べて、そこから条例化して、やるわというふうな認識やったら困るから、あえて課長にね、立場上ですよ、やっぱり立場上、わしの課は一定、いろんな多岐にわたってる

けども、いまの人員の中で何とか頑張っていきたいっていうのは、これはおっしゃるでしょう。それはもう、その立場上おっしゃると思う。けど、実態ね、取り組んでいただくっておっしゃっていただいたんやから、町長も取り組むように、町長も思うておられると思いますわ。

そやから、それにはね、早く、1日も早くね、いま、来年度予算でも結構ですからね、そこら辺も計算しながらね、本当にちょっと、ここの専門的にね、実態が把握する、730軒ってすごいでっせ、一言に言うけど。すごいですよ。登記は調べんなんし、いろんなこと調べんなんし、これは賃貸用の住宅なのか、大体いろんなんわかんと思うわ、大体。いま現状、私、平群町走って来ましたけどね、一定、ある団地も。大変なことになってまっせ。

城課長ね、立場上、そんで結構です。おっしゃっていただくの。けども、認識は、総務財政課長、していただいたと思いますわ、いまの業務においてね。そこら辺、どうでっしゃろ、西本課長。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

いまお話のやりとりもお聞きしててなんですけども、まず、その730戸の実態調査をしていかなければならないと思いますし、その上でどうしていくかということも検討してもらいたいなとは思いますが、実際に730戸を調査して、図面におとして、どんな状態にあって、1軒1軒違うと思いますし、その辺っていうのは、まあ非常に、やりようによったら、かなりな労力っていうか、がにかかる作業かなっていうふうに思いますので。

○議長

馬本君。

○12番

人事の課長がね、そこまでおっしゃっていただいたら、それで結構です。来年度予算については、一定いろいろと御考慮していただきますように、町長、これは町長に聞きませんが、そこは一つ。城課長、西本総務財政課長がね、一定の御理解をしていただけますんで、今度ヒヤリングがありますんで、そこでよろしく、また。それは内部の話でございまして、一つよろしくお願いたします。

というのは、困ってはんのは、住民困ってはんねやで。勘違いしたらあかん。行政困ってはんねちゃうねん。住民が困ってる。そやから、そういうことで、まあ一つよろしくお願いたしたい。まあ、前向きに取り組んで、調査研究して、いろんな条例を研究して、実態調査もしていただくということの、実態調査し

てくれはんねな。してくれはんねな。それを改めてもう1回聞いておくわ、課長。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

当然、まあ実態的な調査というのは必要であるかと思っております。

○12番

いや、してくれはんのか、してくれへんのか。

○住民生活課長

はい、実施するようにいたします。はい。

○議長

馬本君。

○12番

はい、すみません。改めてごめんね、課長。そういうことで、一つよろしくお願ひしですね、1日も早く、近隣の住民がね、安心して生活できるような、やっぱり環境をつくっていただきますように、早く実態調査をして、頼みますと、よろしくお願ひします。ほんで、町長、また条例化の上程をまたお待ちしていますんで、よろしくお願ひいたします。

僕は、1点目はこれで結構です。はい。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

それでは、お尋ねの2点目の御質問に御答弁させていただきます。生駒市との行政連携の進捗状況についてでございます。

まずお尋ねの件でございますが、回答といたしまして、生駒市との公共施設の相互利用につきましては、平成22年度より井出山温水プールとウォーターパークの相互利用を実施しておるところでございます。今年度は、ウォーターパークのほうに8,852人の生駒市民の方が利用されておるところでございます。現在、両市町の公共施設の有効利用と住民の利便性向上、住民相互の交流を図ることを目的に、相互利用を行う施設につきましては、協議を行っているところでございます。

1点目でございますが、両市町の協議体制についてでございます。現在、事務協議といたしましては、両市町それぞれの担当課課長が施設の利用調整を行い、その結果、両市町の生駒市の副市長並びに当町の副町長が取りまとめ役といたしまして、調整を行い、調整結果をそれぞれ市長、町長に諮るというスタンス

で進めておるところでございます。

続きまして、2点目の、どの施設をいつごろにというスケジュールでございますが、現在協議を進めておる施設につきましては、図書館、社会教育施設、体育施設を中心に、相互利用を行う施設の洗い出しを行い、料金設定や申し込み等の事務手続きについて調整を進めるとともに、併せて、農業振興施設でございますくまがしステーションや災害時の避難所などの施設についても、相互利用、相互応援の対象として協議を進めておるところでございます。

また、相互利用のスケジュールでございますが、来年の4月より、それぞれの施設が相互利用できる予定で、現在調整を進めておるところでございます。また、そのために必要な条例改正等の事務手続きにつきましても、あわせてるる行わさせていただく予定にしておるところでございます。

3点目の、対象施設の範囲をどのように考えているのか、また、施策についての連携等とはというところでの御質問でございます。現在、具体的な協議を行っております施設につきましては、先ほど述べました、図書館、社会教育施設、体育施設、農業振興施設、避難所等の施設というところでございますが、また、これ以外の施設といたしまして、両市町のお互いの行政の強みを高め、弱みを克服することを念頭に、今後の課題といたしまして、衛生施設につきましても、協議を行っておるところでございます。

また、施策の連携についてでございます。実際、いまのところでございますが、具体的な協議には至っておりませんが、生駒市は人口約12万人の都市であり、行政レベルや個々の事務執行のあり方など、学ぶことは大変多くございます。今後、公共施設の相互利用だけでなく、施策につきましても、協議ができるよう働きかけを行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

まあ各担当課長が、その両市町の協議体制、1につきましては、協議をされて、そして、最終的には副市長、平群の副町長並びに生駒の市長がそれをまとめられ、最終的には町長、市長が協議されるということでやっていただいて、それはそれでもう結構でございます。まあ副町長につきましては、お手数かけますけど、一つよろしく御尽力をお願い申し上げます。町長も一つよろしくお願いします。

二つ目でございます。きょう、朝、この件については、植田議員のほうから、いろいろるる質問がございまして、御答弁をされましたが、ちょっと違った角

度で御質問させていただきます。

図書館、平群町は一つしかございません。生駒市は5カ所ございます。文化ホール、平群町は一つしかございません。生駒市は8施設がございます。体育施設については、平群町は4カ所でございます。生駒市は8カ所ございます。この件について、一定の御協議をされたと思います。例えば社会教育施設並びに体育施設ですな。この件について、平群町は一つしかございませんから、どこら辺の範疇まで生駒市の施設を御利用できないのは、利用はさせていただけるのかとか、そういうことに具体的に、ちょっとここでいま、支障がなければすよ、支障なければ、支障あったら具合悪いんですよ。支障なければ、一定、非常に住民にとっては興味あるところでございますね、正直な話。例えば図書館、平群一つしかないし、生駒、5カ所あるしね、五つの施設あるし。そこら辺もおそらく具体的に、12月議会って、町長、前の議会で言うてはったんかな。条例を上程したいというふうにもおっしゃっておられたし、もしくはきょうの話では、まとまって、いろんなことありますんで、3月議会ということも、きょうね、総合政策課長が御答弁をされてましたしね。そこら辺のことについて、一つね、支障なかったら、非常に議員もおそらくね、興味あるところでございますよ。そう思います。と言うのは、いままでは、井出山とうちの平群町の総合スポーツセンター、プールだけでございました。そこら辺はどうですか。支障あったらあかんけど、まあ教えてください。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

相互対象とする施設の、対象施設の個々具体にという部分でございますが、まだちょっと現在調整中の話という部分で、協議の段階という部分で、まずお含みをいただけたらということと、あとまあ一定、当町の場合もそうでございますが、生駒市の場合も、指定管理等々の、指定管理者を入れている都合もございまして、まだそこまで十二分に詰め切れてないという部分をお含みいただいた上でのこととなりますが、いまおっしゃっていただきましたように、個々の施設で申し上げましたら、生駒市は図書館施設が、生駒市の図書館以下、五つの図書館、計五つの施設ございます。平群町につきましては、あすのす1施設ということになってございます。基本的な協議といたしましては、この施設は使えるが、この施設は使えないというふうなことも、なかなか受付の事務処理上、また繁雑になるという部分もございしますので、基本的には同じように、生駒市の方が市の施設をお使いになられるような形で、平群町民も、その五つの施設について利用ができるように、働きかけなり、調整を行っておるところ

でございます。

同じく、体育施設、社会教育施設につきましても、基本的には同じスタンスで、現在生駒市のほうで運営をされておられます施設につきましても、平群町の町民が相互利用できるようにということで、働きかけのほう、また協議のほうを進めておるようなところでございます。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

平群町住民にとってはうれしいこと。しかし、しかしでっせ、いまから言いますよ。この3番目のね、きょう朝言わはった衛生施設や、この件。私、この3月議会にね、一般質問をさせていただいてるわけです。その中でどない言うてるかっていうたら、町長に御提案させていただいたのは、単に施設の相互利用のみならず、地方自治法の規定に基づく事務組合による多様なさまざまな施設の共同設備や共同運用を行うよう、生駒市と協議を行うべきではないかと、こういうふうに質問をさせていただいて、そこで、御答弁はこないおっしゃってんねん。

事務組合など、さまざまな施設の共同施設の設置や共同運営を行う生駒市と協議を行うべきではないかという御質問ですが、現在、王寺周辺広域市町村圏を中心に一部事務組合を組織し、共同運営を行っている消防組合事業を初めとする共同運営事業や、竜田川流域の関係市町村で構成する協議会や、生駒山系に隣接する関係市町村で構成する協議会による事業など、生駒市を含む多くの近隣市町村と連携による事業を行っております。組合事業や事務組合や共同設置、共同運営という形態については、法令の問題や財政負担などの面で解決しなければならない課題がありますが、また、相手のあることなので、双方の基本的な考え方や方針の一致が必要ですので、まず広域連携といった形態で、双方の行政ニーズ、住民ニーズを把握し、可能な分野で、可能な事務で調査研究を行ってまいりたいというふうに御答弁をいただいています。

ちょっと長くなりますけども、そこでね、僕、言いたいのはね、確かに生駒市は、一つのやつをようけ、いろんな施設に対してお貸ししていただくわけや。けどもね、きょう朝、野菊の話出てましたね。平群町は2万人、年間200体の遺体を、埋葬じゃないですね、200体の遺体を火葬させていただいているわけや。けど、これ、12万の来てもうたら、14万の、市町、例えばですよ、なら何ぼになんの、これ。7倍になんのやろ。7倍ちゅうことは、1,400体ってならへんか。こんなね、はっきり言うてね、物理的に無理なんですよ。

町長、物理的に無理。本当でっせ。それは、もう植田さん、おっしゃるとおりやけど、平群の住民が困るのは当然な話。

そういうこともね、まあ考えておられると思うけど、町長はすぐに衛生施設として、その野菊の里、共に共同相互の関係でお使いしようという気持ちは、私は持つておられなかったと思うん。大変なことになるもん。要するにね、抜本的にね、考え直さないかん。15万という都市も想定しながら、想定しながらでっせ。年間1,500体を火葬せねばならない施設って、どんな施設なん。なぜならば、いま生駒市は、うちの施設一つに対して、向こうが五つありますと。あれ、全部使うてくださいよと。こっち一つの施設あんねけど、向こうの施設は、例えば文化ホール8施設あるよと、一緒に平群、使うてくれはったら結構やがなと。ええ話や。けど、この野菊の里だけは、町長、物理的なやつ、それで将来、将来でっせ、これはちょっと時間かかりまっせ、はっきり言うときますけど。

まして、アクセスも大変でっせ。アクセスはだめや、いまの道。あの広域農道抜いたらええねん、抜いてもうたらええねん。抜いてもうたらよろしいねで。まあ一つの提案でっせ。抜いてもらうっていうことは、うちの町、関係おまへんで。生駒領分まで、あんた、金持っていかれへんがな。行政界またがる。例えばの話や。

それでね、その火葬だけ云々っていう話もひよっとしたら出てくるんかわからへん。これもだめ、私は。要するにね、全体を把握して、きちっと一つのプランを立てて、一部事務組合、将来は、将来はでっせ、応分の負担、あの施設も老朽化していくことを、いろんなことを調整し、あの敷地内では、ひよっとして無理かもわからない。そうやから、安易に野菊の里云々、共同、相互とかいうふうな話は、私は、いまの時点では想定してませんで。町長も絶対想定してないと思う。火葬だけでもあきまへんで。言うときまっけど。平群、生駒市は全部、要するにこの区域の方だけ、いま秋津自治会と小平尾の自治会は、500メートルの範囲かな。あれの一定の県の要綱に基づいて、平群の料金で対応してね、判いただいて、近隣の同意をいただいたってことで、その生駒市の一部の方も平群町料金と一緒に火葬も葬祭棟も使うていただけてますけども、生駒市が全部オープンにして、社会施設並びに教育施設、社会教育施設、社会体育施設をオープンにしてくれはったら、平群町も、一定これオープンにできまへんでっていうことって言われまへんで。

そやから、これはね、衛生施設はね、町長、それも物理的に、担当者はそこにはいると思うけど、城君、城君、担当やろ、例えば。これはね、物理的な、もう数字から計算していかなあかんで。将来はわかりません。僕は、将来、一

部事務組合にしたらええと思うねん。将来でっせ。けれども、それには、わたしの平群の施設も、おそらく老朽化していくでしょう。そのために、一部事務組合、考えたらどうやっちゅう話ですよ。まあ、そのほうは、その点、大浦課長は、総合政策課長、これの担当かな、答弁していただいたけど。その点、どうですか、どう思うてはりますか。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

ただいま御質問いただきました、いわゆるその衛生施設に関しての相互利用の調整協議という部分でございますが、この部分につきましては、先ほどのちょっと答弁とかぶってくる部分でございますが、基本的に、お互い行政の、俗に言う弱い部分、強い部分を含めて、補い合いをする、いわゆる補完をしていくというふうな観点が、まあまず基本的な相互利用の基本的な理念でないかなというふうに考えております。

そういった意味で、衛生施設等につきましても、まあ協議は行っておるところでございますが、ただ、いま議員がお述べになられた部分を含めて、まだ具体的な協議っていうのは、そこまで行っておらないというのが正直なところでございますが、これにつきましても、今度、どのように協議をしていくのかというところでございます。

以上です。

○議長

馬本君。

○12番

いまは平群町は、野菊の里は強みでございます。ね、余裕あるから。一緒にのりたいて言うたら弱みやで。強みにならへんねで。図書館でも、生駒市民の図書館でも、いろいろね、利用させていただく、いろんな方に利用してくれはったら結構やと。余裕あるからや。プールでもそうでんがな。余裕あるから、生駒市の方、来てください。これ、強みや。そういうことで、この野菊の里の件については、本当に慎重にね、まだそこまで具体的に云々とかいう話やから、そこら辺よう考えて、それとアクセスも、いろんなことも考えながら、15万都市を思ったぐらいの気持ちで、そういう施設を想定した施設にせねば、大変なこと、平群町、強みどころか、平群町、大変なことになりまっせ。その点、一つ、まあよろしく願いをいたしておきます。

まあ、この件については、町長が具体的に、もうトップ同士のテーブルについていただいてね、5月31日、新聞にも載ってましたように、生駒市のやっ

ぱりいろいろ隣同士、防災関係とかね、農業振興の関係とか、いまおっしゃっていただいて、いろんな社会施設の、そういう相互のね、関係をやっていただく御努力に対してはね、敬意を表していますよ、町長。けれども、言うときまずけども、失敗だけはしやんといてくださいね。そのときは必ず条例を制定する前に、する前にでっせ、必ず議会のほうで、まあ議長に申し出てもうてね、それはそこの委員会なのか、もしくは全協なのか、いろんなまた御協議していただくこと、よろしく願いいたします。まあ、副町長にも世話かけまっけど、まあよろしく願いいたします。

この問題、これで結構です。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

では、3回目の、かしのき荘の健康器具の充実ということについてお答えをさせていただきます。

老人福祉センターかしのき荘におきましては、高齢者の皆さんが、いつまでも元気で、生き生きと過ごしていただくために、各種クラブ活動や健康増進のための器具を設置をしております。今年度から、町内高齢者の各種クラブ活動に範囲を拡大をし、少額ではありますが、補助金の交付も行っているところがございます。

健康器具につきましては、議員御指摘のとおり、老朽化が顕著となっており、維持管理を行いながら、現在に至っております。今後、高齢者の皆さんに安全に御利用いただくためにも、器具等の点検を行いながら、健康増進、介護予防の視点からも、計画的に健康器具の入れかえが図れるよう、補助制度なども調査活用し、努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えをさせていただきます。

○議長

馬本君。

○12番

課長、私ね、質問でこない言うてあんねや、よう聞いてや。ここ大事やで。どない認識するかや。高齢者の増える時代に遅れをとらない対応していきたいのは当然のことであるって、こういうふうに、町長が前言うてはんねで、それはね。そこで、高齢者の皆さんは、本町の発展に大いに貢献をしていただいた方であり、町としてお礼を伝えなければならない方々ですって、この意味わかってんのかい。わかってて、その答弁言うのかいな。老朽化してるってことは、あんた、わかってんねや、な。修理もしてんねや。あえて言うてんねや、私、

質問で。

それと、この質問に対してね、課長、一発目で、それは年次計画を立てながら、健康器具の入れかえをしてまいりますと、こういうふうに言うてほしいのは僕の本意や。ね、財政上の厳しいって、そのぐらい厳しいんか。あんた、いろいろインターネット調べたらわかるやろ。それとな、その当時、30年前のあった健康器具と、いまの健康器具とは時代ちゃうで。時代、全然ちゃうで。その30年とか、そういう器具、まだようけあるやん。一遍な、こないだ俺行ってびっくりしたわ、課長。3台、こう寝るとこあんのや。下、何やと思うで。ブロックひいてあるんや、ブロック。ブロック、土木に使うブロック。ブロック、台に置いて、上へひいてあんのや。これが健康器具か。いやいや、ほんまに。

あなたは老朽化してるっちゅうことわかって、努力して、努めてまいります。課長、ほんまにね、正直な、計画的に、その、あんた言うたやろ。補助金くれへんかったら買わへんってことかいな、例えばの話、ね。寝たきり老人をつくらない。その横に、昔、今、包括支援センターになってまん。あのあこがそういう対応で、補助金もうて建てたところやな。皆、わかってまっせ。1億円の補助金くれはってんや。皆覚えているがな、おれ。

まして、いま35団体が、今度50団体ぐらいになったんちゃう。あんた行って、何万円が補助してんちゃうの。ほんで、ましてや、はっきり言うで。今回の議案の中に、あの報告案件どうなった。4時やったもんが、5時になったやんか、10月1日から。開園時間、何で5時になったん。利用者がそんだけ要望されるからや。ちゃうの。要綱変わったやろ。変わってませんか。利用時間。4時から5時になりましたやろ。この10月1日からでっせ。この辺、皆要綱に入ってますわ。なあ、担当課長。

まだ、その、いま使うてる健康器具をまだ修理して、まだ使うの。まだブロックのままのあのまま置いとくの。あんたね、平群町、こんだけね、貢献していただいた方ね、お礼を伝える方って認識ないんかいな。何が高齢者対策やねん、はっきり言うて。ちゃうの。健康はな、特に疾病の予防に健康器具を使うのちゃうの。肩こったわ、ちょっとこの健康器具でちょっとゆっくりするわって。ああ、見たらブロックひいてある。失礼やけど、ちょっと色も大分悪いでっせ。見てきましたけど。僕ね、正直な話ね、あれがね、本当にね、かしのき荘に置く健康器具かなって思うて、私、疑問視しますわ。私ね、がくんでしましたよ、あれ。課長もそれは認識してはると思うんねん。課長、そのことで、もう1回答弁くれるか。

○議 長

福祉課長。

○福祉課長

議員御指摘のとおりでございます。現時点でお答えをさせていただきましたのは、また、その財源的な確保等も含めて、まだ諮られておりませんので、その計画的に入れかえを図るということで諮らしていただきました。あくまで努力義務として、こういうふうに答弁をさせていただいているわけではございません。指摘のとおり、古いものもございます。速やかに改修、あるいは器具の入れかえ等、いまにマッチするような形で、見直しも含めて、必要やというふうに考えております。これはもうできるだけ速やかに、ただ、いかんせん、財政的な部分も含めてございますので、ちょっと時間をちょうだいして、補助メニューやいろんなことも含めて検討し、よりよいものを、早急に対応、変更できるように取り組みをさせていただき決意でございます。

○議長

馬本君。

○12番

まあ、そう言うたからな、補助メニューをいまごろ見るって、いままで見てなかったんかいなとなんねや、裏を返せば。そうちゃうねんって。その辺のこと、言葉じりとしてんのちゃうねんで。勘違いしやんとくださいや。ほな、いままで私が指摘したから補助メニューを探すんかいなってなるから、そうじゃないねや。そこでや、おそらくこの来年度に向かって、ね、速やかにとおっしゃるけど、おそらく来年度の予算のことでヒヤリング、財政課とされると思う。けども、いまは、今回のこの件については、総務財政課長には聞きません。町長に聞きます。ね、最終的に町長でございますので。

町長、町長もかしのき荘へよく行っておられると思いますけども、ブロック台してね、3台、あれがね、いやほんまに情けなかったですわ、本当に。あれが健康器具かいな。平群の住民の方に、高齢者の方にね、お礼を伝えなければならぬ、真心、あんな真心でつか。私は人情で訴えてんちゃいまっせ、町長。それで、町長、まあ、かしのき荘何回も行ってはると思いますけども、私が言うてるのは、すぐに全部入れかえて言うてるのと、ちゃいまんねで。年次計画を立てながら、補助金、なかったら補助金メニュー見はったらよろしいやん、いまからね。年次計画を立てながら、いまの健康器具に、いまの健康器具やで、いうやつも、一応ね、大分変わってんねん、いろいろ知らべたら。30年前の健康器具置いてあるもん。せやから、いまの、もっとよくなってんねん。金額も下がってんねん、いま、昔のこと思うたら。その点も踏まえながらね、町長、どうでっしゃろ。町長あかんかったら、ほんなら副町長に答えてもらおうかな。

副町長、どうでっか。

○議長

副町長。

○副町長

議員御指摘、ごもつともでございます。やはり平群町のために、いろいろ御貢献していただきました方々については、町としてもいろいろやっていきたいというところはございます。まあ、年次計画をとということでございますが、ちょっと平成25年の財政、予算編成ですね。これから始まりますが、そういうのも考えながら、年次計画を立てられるように頑張っていきたいと思っておりますので、もう今回につきましては、そういう点でよろしくお願ひしたい、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

御理解できへん。理解できへんから言うてんねや。あのね、お年寄りの方、毎に使うてはんねや。使うてはんねや、副町長、よう聞いてや。いままで4時まで利用できたのが、この10月1日から5時になんねん、5時に。ということは、そんだけ利用者が、もっと延長してほしいよと、こう御希望があったから5時になったんや。そういうことやろ。そういうことは、やっぱりお年寄りにとっては、コミュニティやふれあいの場でもあるしね、カラオケを歌うてはる方もいてはるし、お風呂入って、ほんで後、その健康器具でね、体をいやして、この間も行ったら、ちょっと寝てはる方もいてはるけれどもね。副町長、どこへ重要視するかですわ。要するに投資効果率ですわ。いまの人数、私言うたの、これ、毎年、昔から思うたら、これ、利用者、増えてまんねんで、これ。まして、いま三十点何%でっせ、高齢化率。25%超えたら、超高齢化社会って言うねんやで。平群、もう超高齢化社会になってんねで。高齢化社会ちゃうねんで、もう。超高齢化社会に突入してまんねで。

それと、きょう言うたようにね、こんなね、はっきり言うて、どんどんどん利用していただく方がようけいてはるいうことはええことや。俺はそう思う。そやから、そのためにも、やっぱり例え1台ずつでも、せめてっていうか、私、言うてますやろ。せめて、せめて、そんなね、100万も200万もする品物ちゃいますやん、副町長。正直な話、ね。せめてそこは、それはいろいろまた調査研究して、幾らぐらいのって思うて、わし言うたさかいに、100万、200万の買え、そんなん、私、財政厳しい折って言うってまんがな。そやから、課長は努力してまいりますって言うから、具合悪いとこう言うてん、納得

せえへんって。ほんで副町長は、また、それについてもそういうようなものの言い方言うから、そう違いまっせと、そこら辺、副町長、もう一回答弁してくれるか。

○議 長

副町長。

○副町長

何回も同じような回答になるかも知れませんが、議員のおっしゃることは私としてもできるだけ、1歩でも2歩でもですね、前進するように努めていきたいというふうには思っております。いま単価的な話もいろいろとお話もあったようでございますので、どれだけ実現できるかというのをですね、単価も見ながら、台数も見ながらですね、年次計画を立てていきたいと思っておりますので、そういうところで何とか御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

馬本君。

○12番

よう言うてくれた。な。やっぱり、その計画を立ててくれると言うてくれはったら、そんで結構や。ということは、予算に入れてくれはるっていうことは、俺はそういうふう思うてんねで。勘違いしやんでくださいや。いや、それはどうかわかりまへんで。けども、これね、はっきり言いまっせ。予算に入らなかつたら、また私、3月議会、一般質問しまっせ。私のためにするんちゃうねで。寝たきり老人をつくらないって方針が町やし、超高齢化社会、平群に来てるし、皆ね、口ばっかりちゃうねて。何でって言おうか。言うて悪いけどね、交通費助成制度もなくしたやんか。あれ、私が創設した条例やってんで、あれ。はっきり言うておくけど。な、財政厳しいわ、涙をのんで私は廃止の発議に手を挙げましたよ、正直に言うときますわ。きょうの朝の人間ドック制度も、生駒市が最初やってつくったのは私や。私がこれやったさかいっていうてる意味ちゃうねんて。いままで言わんかったけど。せめてね、それはやっぱり住民の健康、やっぱりその増進には、また健康の器具とか、それ以外にふれあいていうものもあるし、心身ともにやっぱり健康になってほしいし、ねえ、副町長。まあ、その点もこらえて、はい、ここでわかりましたって言うことは立場上言われへん立場やと思ますけども、金額的にはしれた金額でございますので、100万までの話ということで、一応このぐらいにしときます。

私の質問、これで終わります。どうもありがとうございました。

○議 長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

職員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

時間延長、午後8時までといたします。

発言順位9番、議席番号4番、森田君の質問を許可いたします。森田君。

○4 番

ただいま議長の許可を得ましたので、大きく3点質問します。簡潔明瞭な答弁をお願いいたします。町長初め、当局の皆さん、質問に真摯に向き合っていていただくことをお願いしまして、質問に入らせていただきます。

まず最初は、駅周事業区域に接する道路の整備であります。平群駅西周辺区画整理事業は、組合方式によって、総額75億9,000万、起債を含む町負担は約26億、利子を含めた町負担は30億を超える平群町のビッグプロジェクトでありますので、多くの住民の皆さんから、まちから示された完成予想図のような大きな建物が建つはずではなかったのか、平群駅はそのままなのか、道路だけきれいになって、多額のお金を使って大丈夫か、いろんな苦情にも思える、不安視する声が私のほうにも寄せられております。

組合としては、宅地、道路、公園などの街区は整備され、駅前に広場ができ、駅前までバス、車が乗り入れ、利便性が高まれば、事業は成功したと言えるわけですが、町としては、大きく立派な建物が立ち並び、区域内だけではなく、平群町全体がにぎわい、人口が増え、税収が増えなければ、駅周事業は成功したとは言えないのではないのでしょうか。この事業を何が何でも成功させるためには、私は、区域へのアプローチ道路と言いますか、区域に接する道路の整備も重要と考えます。また、駅周の完成までに整備しなければならないのではないのでしょうか。そこで4点お尋ねいたします。

1点目は、都市計画道路平群西線の整備のことです。この件につきましては、私は、平成21年12月議会の一般質問に、県と協議・調整する中、路線の変更、廃止も含めて検証を行うと町当局が答弁がありましたので、私は、その検証結果をいまかいまかと待っておりました。これは駅周だけではなく、まちづくりとして大切に重要であるからであります。ところが、今年6月のある議員の都市計画道路平群西線の一般質問に、今年度は都市計画道路を含めた幹線道路網の整備について事業委託することになっており、その調査結果に基づいて精査することになっていると当局から答弁がありましたのに、本当に驚いております。これでいいのでしょうか。これでは駅周の完成の平成29年度末、平成30年3月末まで、平群交番から国道168バイパスまでの区間の平群西線の開通、あるいは変更、廃止手続きが完了するのでしょうか。不安に思っております。そこで、平群西線の平群交番から国道バイパスまでの整備は、どのようにお考えになっておられるのか。

2点目は、平群駅前線の東側の整備のことです。この道路整備につきまして、ある議員が、昨年6月議会、本年3月議会の一般質問で、整備と申しますか、拡幅の必要性を認識して、既に交通量調査も終え、補助メニューの採択の可能性を県の担当部局と協議していると町当局から答弁がありました。そこで、現在、町が検討してる補助メニューとはどんなものでしょうか。

3点目は、その他の町道の整備のことです。先ほど申し上げました、平群駅前線東側の町道のほかに、下垣内に抜ける町道東吉新、下垣内180号線、東吉新135号線、76号線、三里350号線など、駅周区域に接する町道の整備計画はあるのでしょうか。このままでは、駅周区域だけが光が当たり、その周辺が積み残しになってるようになってると思います。こんなことでは、住民の理解と納得は得られないのではないのでしょうか。

4点目は、国道168号線の整備のことです。区域内の国道168号線といえますか、平群南北線には歩道がついた立派な道路に整備いただくことになっておるようでございますが、区域に接する北側の梨本側につきましては、現在、片側に狭い歩道がついております。この歩道は広くなるのでしょうか。また、南側の森脇橋側の整備につきましては、ある議員の本年6月の議会の一般質問で、全長130メートルのうち、半分の65メートルのめどがついているとの当局から答弁がありました。全長130メートルは、駅周の完成に間に合うのでしょうか。

次は、近鉄生駒線の利用促進についてであります。近畿日本鉄道は、9月末より生駒線の一部の駅係員の無配置化になることが、当局の8月10日付の書面で明らかになりましたが、過日の議員全員協議会で、実施時期が少し延びることが明らかになり、少しは住民への周知が図られるのではないかと考えております。今回の近鉄の合理化によりまして、元山上口駅と竜田川駅から駅員がいなくなり、両駅の利用者の安全性、利便性が欠ける、憂慮される事態になっております。近鉄の無人化の理由は、鉄道全体の輸送人員と運賃収入の減少によるということで、両駅の1日の乗降客が3,000人を切ったことに起因しているように思われます。営利企業としては、合理化は当然なことではありますが、我々住民としては、新たに東山駅、平群駅から駅員がいなくなったり、便数が減ったり、車両編成が減るなどの、近鉄のさらなる合理化が進められますと、本当に困ったことになります。

そこで、近鉄生駒線の利用促進を全町を挙げて、本格的に本腰を入れて取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。今回の竜田川駅、元山上口駅が無人駅になることで、利用者の安全性、利便性などを確保するための対策を講じてくれるようになっておりますが、私は利用者の安全性、利便性が本当に確保

できるのか不安はぬぐえませんが。

最後に、町職員の人事評価制度の推進状況についてであります。地方自治体であれ、民間企業であれ、組織の利益を得るために必要な経営資源は人、物、金、情報、サービスと言われていています。特に、人は自分の判断で他の経営資源を取り扱うことができる唯一の存在であり、そして、人が動かす制度の根幹は人事評価ではないでしょうか。そこで、本町の組織を少数精鋭で運営するには、町職員の能力を高め、組織の目標を明確に示し、目標に向かって業務を遂行し、その業務を客観的に評価するシステムが必要と考えます。そこで、3点お尋ねします。

1点目は、管理職は、平成22年度から実施して2年がたちます。その結果、どのような成果があり、どのような問題点が明らかになりましたでしょうか。

2点目は、一般職は、労働組合の御理解を得て、本年度から実施することになっておりましたが、進捗状況はいかがでしょう。また、この結果は、給料面、昇進・昇格に生かされるお考えでしょうか。

3点目は、人事評価制度確立後の町職員の適正は何名とお考えになっておられますでしょうか。職員のスキルを高めるためということであれば、その究極は、組織をどれだけの人数で運営するかであります。住民の方から、職員の人数が多いたか、給料が高いたか、いろいろお話をお聞きしますが、また、同様に、議員に対しても、住民の方から厳しい目を向けられていることも事実であります。

以上が、私の一般質問でございます。よろしくお願いたします。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、1点目、都市計画道路を含めた幹線道路網の整備について、平群駅周辺事業の接する道路の整備についてお答えをいたします。

都市計画道路含めた道路網の整備につきましては、現状や課題を分析をし、適切に道路網の構築を行うため、現在、幹線道路網の見直し業務の発注準備をしております。これはもう9月中旬に業者決定をするということになってます。同時に、都市計画道路平群西線も見直し検討を行うということでございます。

本業務の中で、県が示されたガイドラインに基づきまして検証を行い、見直し案、素案を作成をいたします。議員御質問の都市区画整理事業の完結にあわせて西線の接道が確保されるかということにつきましては、未着手の都市計画道路を検証し、一定の環境整備を行い、その後、測量試験や予備設計といった一定のプロセスを経て、事業着手へと進めてまいります。このようなことでご

ございますので、区画整理事業の完成時期に西線の接道ということに関しては、スケジュール的には非常に厳しいというふうに考えております。これまでも、議員の一般質問でお答えをしていますように、接道要件につきましては、町が責任を持って確保するということを前提に、代替道路の検討も必要であると考えておるところでございます。

2点目の、平群駅前線東側の補助メニューについてお答えをいたします。採択の基準につきましては、ことしの3月の議会で、他の議員の質問にもお答えを申し上げております。この路線全体の197メートルの拡幅と歩道設置の整備計画がセットであり、かつ、関係する地権者の理解と協力をいただける旨の確約があれば、採択の可能性が高いという、この回答につきましては、県からいただいております。

採択の補助メニューですが、社会資本整備総合交付金事業の予定をしております。これは委託料、用地購入費、補償、工事請負費、これが補助対象となるということで、補助率55%、補助の残の残り45%のうち、70%が起債であるという事業でございます。

3点目、その他町道の整備についてでございます。区画整理事業の区域に接するその他の町道についても、一定水準の整備が必要であると考えております。現在、区域に接続する主要な町道について調査を行っており、随時必要に応じて改善を行っていくということで考えております。

4点目、国道168号の整備についての御質問でございます。梨本方面につきましては、平成22年7月末をもって、歩道設置並びに車道の整備工事については完了したという報告を受けております。

それと、区域の南側につきましては、奈良県による吉新地区の歩道設置計画が、旧南都銀行の交差点から森脇橋の交差点の間、約130メートルの区間において、国道の西側に3.5メートルの歩道設置を行う計画となっております。現時点での進捗としましては、全長130メートルのうちの半分の65メートルの区間において地図訂正が完了しています。地図訂正の完了区間については、地権者の了承が得られた後、土地建物の工作物の契約を行っていただくという予定となっております。残りの半分の65メートルの区間については、広範囲な地図訂正が必要となり、現時点で未発注であるということで、このことにつきましては、ことしの6月議会で他の議員からも質問がありまして、同様の回答を行っております。

進捗につきましては、6月議会の時点とほとんど変わっていないというのが状況であります。このような状況でありますので、先月8月に、町長がみずから郡山土木の事務所に出向いていただきまして、事務所長と担当者をまじえて、

県が平群町内で予定をされている事業について、早期に推進をしていただくように要請をしたところであります。県からは、前向きに着手できるところから実施をしていきたいということで回答を得ております。

いずれにしましても、県事業につきましては、今後、県と連携をして、事業推進に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長

森田君。

○4番

どうもありがとうございます。

西線につきましてはですね、都市計画道路としてつくることは非常に厳しい状況に来ておるということは、まあ私以外の議員も同じ考えじゃないかと思うんですけども、そうしますと、ある一定の道路をつける、責任をもって町が行うということであれば、これは町の単独費用になるのでしょうか。補助金がつくのでしょうか。

それとですね、平群駅前線の東側のことにつきましては、197メートルの地権者のすべてを同意を得て、歩道をつければ、社会資本整備何とかいうもので補助金がつくということをお聞きしたんですけども、これであればですね、早く期間決定をしないと、先ほども言いましたように、平群駅ですね、区画整理事業を成功させるためには、やはりバイパスまでの抜ける道路が必要じゃないかなと思うんですね。

それと、もう一つはですね、これは社会資本のこの云々という補助金ですけども、これは補助率はどうなってるのでしょうか。また、平群1号踏切は非常に狭くて対向できないんですけども、その辺のことも、こういう踏切の改良、改造いうて言うんですかね、それにも補助金がつくのでしょうか。

それとですね、他の町道の整備につきましては、是非ともお願いしたい。ただ、吉新78号線の道路がですね、区画整理区域に含まれてないんですね、これは。道路が含まれてないということは、その道路は、建築基準法でいう道路にというのであれば、4メートル以上の道路に、町が責任を持って整備されるのでしょうか。

それとですね、国道の、区域外の国道につきましては、梨本はそのままだと理解しました。森脇橋は是非とも駅周の完成までに歩道のつくように、鋭意努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

それでは、順次再質問にお答えを申し上げます。

これからですね、道路網の見直し業務ということで着手させていただきまして、一定3月、今年度末をめどに方向性って言うんですか、まあ素案まではできないんですけども、原案程度はできるかなということで、そのときにですね、最終的に西線の検証、あるいは、先ほどの御質問の平群駅前線の東側の部分の検証も同時に行っていきたいなという考えでございます。

スケジュール的なことでございますけども、当然、仮に西線をですね、そのまま存続させるということでも、当然その西線といいますのは、緑ヶ丘、椿台、若葉台から迂回して、平群交番、平群バイパスまで、非常に距離の長い道路でございます。当然のことながら、その中で、必要性の低い区域ですね、それについては、やはり見直しの対象になるであろうという、そういうふうな推測をしております。

ただ、平群交番からバイパスまでの間、この480メートルにつきましては、かねてから必要性については申し上げておりますとおり、やはりその東西の道路については重要である、必要であるという、そんなところから、やはりその存続をされるという可能性が高いのではないのかなというふうな推測もしております。

仮にこれが存続されるという場合につきましても、これから、今年度業務発注しますけども、各種環境整備、または素案の作成、それから用地測量、詳細設計、いろんなその業務を行う、そのプロセスを経てですね、予備設計、詳細設計もですね、そんなものを含めて行って、その後、用地買収、移転補償、工事着手という、そういったストーリーになろうかなというふうに思います。となれば、用地費、補償費プラス工事築造費をあわせると、やはり最低見積もっても10億以上の事業費になろうかというふうに思いますので、やはり財政とも調整をしながらということになりますけども、複数年の年数がかかるというのは予測をされます。このことにつきましても、一定の時期を見て、議会のほうには相談をさせていただきます。

御質問のですね、代替道路について、単独費なのか補助対象になるのかということでございますけども、代替道路につきましては、これまでもですね、森田議員の一般質問は、きょうで3回目、4回目ですかね。過去に3回、この西線の関係で質問していただいています。その中で、過去に岡田参事のほうで、接道要件については町は責任を持って守るといふ、そういった答弁もさせていただいております。

区画整理の区域のちょうど北側になるんですね。これはちょうど西線と接道

ということで、区画整理の事業決定をされておりますので、当然のことながら、西線ができなくても、そこに代替道路ということで、6メートルの道路の築造が必要になってくるということになってまいります。これにつきましては、ちょっともう少しですね、県のほうとも調整をする必要があるかというふうに思いますけども、現在想定しておりますのは、あくまでもその西線の事業認可をとるということで、要するにその暫定道路という扱いで、一たん6メートル道路を築造して、接道要件を満たすと。その暫定道路そのものは、駅周の当然、事業期間に間に合わすということで接道させると。その後、西線の築造ということで考えていくという、まあそういったスケジュールということは想定されます。

仮に、この暫定道路でいきますと、用地補償工事、そういったものについて、社会資本の総合交付金、これが補助率55%が補助対象になるであろうという想定をしております。起債につきましても、補助残の70%の起債充当になるという、これにつきましては、ただ、現時点での想定の話でありまして、もう少し詳細な詰めは必要であろうかなというふうに思っております。

続きまして、2点目です。駅前線東側の、補助率についての御質問でございますが、これにつきましては、答弁の中で申し上げておったかと思っておりますけども、これもですね、社会資本総合交付金でございます。補助率55%でございます。ただいま申し上げたのと同じメニューでございます。

1号踏切の扱いですけども、踏切につきましては、拡幅というのは非常にハードルが高いというのは、かねてから申し上げてきてるところでございます。一定、これは近鉄のほうと再度協議をしていく必要があるかというふうに思いますので、踏切拡幅についての部分については、これからですね、もう少し詰めた話を、協議をしていきたいというふうに思います。

あと、3点目のですね、東吉新78号線の件でございます。確かにこれは4メートル未満の町道でございますけども、基本的に既にもう建築物が建築されておるということで、これは実際建築主事のほうと、部局のほうと調整する必要があるかと思っておりますけども、4メートル未満の道路であっても、必ずしも建築ができないというふうなことはございませんので、その辺については、建築できるような形で協議は進めていったらどうかというふうに思います。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。

西線についてはですね、代替道路で対応することも検討すると、都市区画道路については、西線については、諦めもしてないというように理解したんですけども、そのようでもよろしいのでしょうか。

それと、駅前線の東側の道路につきましてはですね、西線の代替も含めて、早く期間決定していただかないと、本当に駅周の完成まで間に合わないんじゃないかというように思うんですね。いろいろやることが非常に多いと思うんですけども、やはり、それはいまの75億9,000万も使う事業ですから、重点的に知恵と工夫でですね、やはり完結していただきたいというふうにお願ひしておきます。

ただ、その踏切の改良につきましてはですね、私がちょっと聞きましたところによるとですね、踏切道の拡幅にかかわる指針が、平成13年度に国交省から示されてですね、以前は廃統合が条件だったんだけど、少し変わってきておるように聞いておりますんですけども、その辺のこと、もしかわかるのであればお答えいただきたい。

それとですね、吉新78号線、よくわかりました。ただ一般的に言うと、中心後退なんですね、道路は、一般的に。中心後退が一般条件ですので、4メートルのいまのまま整備されると、また駅周区域のほうに割り込んで、何か建てる時は支障になるんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺、ちょっと御答弁、わかる範囲お答えいただきたいと思います。

○議長

経済建設課長。

○経済建設課長

再質問でございますけども、まずはその平群1号踏切の関係でございます。私どもが認識してるのは、基本的に、その既存踏切の拡幅については、やはりその統廃合が条件であるという、そういったところで認識はしてるんですけども、森田議員御指摘のように、若干その要綱が変わってるのであれば、もう少し確認をする必要があらうかなというふうに思いますけども、いずれにしましても、駅前線の線路より東側につきましても、西線と同時期に検証させていただきますので、それにあわして踏切の件についても、当然これは近鉄の協議も必要になってきますので、そういったことも含めて検討してまいりたいということで御理解をいただきたいと思います。

もう1点の、その町道の関係でございますけども、建築基準法の道路になるか否かという、そういった論点であらうかなというふうに思いますけども、いま現時点で、その町道ですね、78号線ですかね、の建築基準法の道路の性格については調べておりません。したがって、これにつきましては、当然、

要するに住民の方に迷惑かけるというわけにはいかないのです、そういったことにつきましても、できるだけそういうことにならないようにということで、進めてまいりたいということで、御理解いただきたいと思えます。

○議長

森田君。

○4番

踏切道の改良につきましては、各市町村で例示がもう提示されてますので、もう一度御研究をお願いしたいというふうに思っております。

都市計画道路平群西線の平群駅交番からバイパスまでの整備は、それにかかわる道路は、または、平群駅前線の整備、踏切の拡幅はですね、駅周事業だけでなく、平群町としても困るわけですから、早急に手を打っていただくことをお願いしておきます。

それでは、次の近鉄のことをお願いいたします。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

それでは、2点目の御質問でございます。近鉄生駒線の利用促進につきまして御答弁申し上げます。

近鉄生駒線の元山山口駅並びに竜田川駅の駅員無配置化の状況については、過日8月29日に開催をされました全員協議会におきまして御説明をさせていただきましたとおりでございます。今後、将来人口を推計する中で、町全体の人口が減少し、また、高齢化により就労、就学人口が減少することが予想されることから、この現状のままでは近鉄生駒線の乗降者数が増加することは考えにくい状況であると言えます。しかしながら、平群町にとりまして、生駒線は公共交通機関の中心であり、便数や車両数が減少するなど、これ以上利便性が後退することは、町民の皆様の日常生活に大きな支障を来たすことが予想されます。

生駒線利用促進の取り組みは、平群町にとっても大変重要なことであると認識をしております。そのために、乗降者数を増やすことを念頭に、駅周辺事業の関係で、駅前広場の整備等によりまして、NCバスやコミュニティバスなどの他の公共機関との有機的な連携を進めるとともに、若い世代の定住促進制度を創設することなどによりまして、町内の就労、就学人口を増加させる取り組みを推進するよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

森田君。

○ 4 番

課長、ありがとうございます。順次、お尋ねします。

課長からは、模範答弁をいただきまして、非常にありがとうございます。それですね、お隣の三郷町の勢野北口駅も無人化になるわけですが、三郷町と、その意見交換とか、情報交換をされたんでしょうか。それとですね、この近鉄生駒線の利用促進につきましては、平成22年12月に、ある議員の一般質問でですね、町から利用促進を図ると答弁がありましたが、いままで具体的にどのようなことをされたんでしょうか、お尋ねします。

○ 議 長

総合政策課長。

○ 総合政策課長

まず1点、三郷町との連携という部分でございますが、今回、生駒線の無配置化につきましては、うちの町内でございます2駅と、三郷町行政界でございます勢野北口駅が対象になったということでございます。基本的には、当然隣の三郷町との連携という部分でございますので、一定の情報交換等につきましては、実際しておるといのが現状なんですけども、ただ具体的な、これからの行政同士としての対応という部分につきましては、まだ協議が完了といたしますか、そこまでの協議に至っていないというのが現状でございます。

続きまして、2点目の利用促進の部分でございますが、具体的に今まで近鉄との利用促進という部分でございますが、目に見える施策といたしましては、当然、いま公共交通会議等によりまして、町内の交通機関の有機的な連携や、またコミバスの運送等について、近鉄への利用者をこう誘導していくような検討なりは行ってきたところではございますが、個々の施策といたしまして、具体的にどれがという部分では、まだ具体的な取り組みというのには至っていないのかなというふうに認識をしておるところでございます。

以上です。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

三郷町とは近くですし、利害関係が、今回のこと、一致しますので、常に連携をとっていただきたいということをお願いしておきます。

先ほど、22年12月以降、具体的な施策を講じてないということはどういうことなんでしょうかね。当時の答弁は、いまちょっと持ってませんが、きっちりお答えになっておられると思うんですよ。それは是非ともですね、今回

の事態、3,000人を切ったというのは、多少利用促進も図っておれば、まあそんなことはないと思うんですけども、無人化にならなかったんじゃないかというふうに思います。

それとですね、前々から住民の方から要望出ております、竜田川駅の駅改札口からホームまでのバリア化、それと、待合室の新設、駅周の完成にあわせて、平群駅の建てかえや、先ほど私が申し上げました平群1号踏切の拡幅が実現できるように、どのように町は要望される予定なんでしょうか。確認の意味合いも含めて、お尋ねします。

それとですね、町の政策基本体系の中に、本年度は、住民の交通権の確保と書かれておりますが、これは具体的にどのようなことを指しておるんでしょうか。

○議長

利用促進ということで、その範囲の中での答弁で。総合政策課長。

○総合政策課長

そうしましたら、利用促進の部分でございます。一定その近鉄のいま現在ございます施設について、当然改善をしていく部分につきましては、いわゆる利用者の利便性を高める、利用促進につながっていくのかなというふうに理解しております。

その部分の協議をどういうふうに行ったかという部分でございますが、毎年、いわゆる近鉄と町行政、並びに奈良県の所管課を含めまして、近鉄の利用促進協議会というのを開催をしております。その中で、一定町内における近鉄に対しての地域要望という形で、いま議員おっしゃったような部分につきましては、毎年と言っていいほど、協議の俎上には上げて協議をしておるようなところではございます。

以上です。

○議長

利用促進ということで、森田議員、よろしくお願いします。

○4番

この交通だけ、ちょっとはしよりましたが、公共交通の連携のこのことを申し上げてますので、それとですね、交渉事でございますね、近鉄さんとの。相手が平群町に来られたわけですね、当然。今回の無人化についてですね。当然、いろいろ話し合いの中でですね、年1回とか、そういうことでなくて、相手が来てるわけですから、お見えになってるわけですから、やはり駅周のことも頭に入れてですね、やはりきっちり答弁ですか、そういうことを協議のテーブルに乗せるのが、一般の、我々常識的に考えてですね、駅周をやるんだから、

平群駅の建てかえはどうなってるんですか、踏切がどうなってるんですかというのが一般的じゃないんですか。その辺、どうなんですか。

○議長

総合政策課長。

○総合政策課長

ただいまいろいろと、スロープの話であったり、設備の話、踏切の話、いただいたところでございます。いまおっしゃられた部分につきましては、先ほど申しましたように、近鉄との定期的な協議の中での協議をしておる中身の部分でございます。

ちょっと答弁といいますか、ございますが、先般、駅の無配置化の際の説明に来られたときに、そういった協議をしたのかということによろしいんでしょうか。はい。その部分につきましては、8月の9日でございますが、これも全員協議会のときに御説明申し上げた説明と重複するかと存じますが、8月の9日、近鉄のほうに来庁されました。そのときに、いま現在の無配置化についての御説明を申し上げたところでございますが、基本的には、そのときの話としましては、その旨のことをお伝えに上がったということでございますので、当然その他の、いろいろ、私どものほうにつきましても、近鉄に申し上げたいこと、多々ございますが、来られたときにつきましては、そういうふうなお話をする機会ではないということでございましたので、そういったお話につきましては、具体の協議はしておらないというのが実情でございます。

○議長

森田君。

○4番

非常に私のほうは残念でございます。せっかくの機会ですから、部門が違ってもわかりませんが、平群町の窮状をやはりお話しいただくべきじゃなかったかというふうに思います。

平群町では、昨年ですね、コンビニが1店廃業しました。ガソリンスタンドが2店廃業しました。廃業する第一義はもうからなくなったことだと思います。とはいえですね、我々利用者の利便性がなくなったということも事実でございます。今回の無人化についてもですね、非常に私は危惧しております。こんなに利便性が悪くなれば、やはり平群町に新しく住んでくれる人がいなくなる。逆にまた、平群町に住んでる方が転出する可能性も秘めておる。人口が減り、地価が下がり、町税収が落ち込みになれば、本当に困ったことになります。

それと、ここ数年、観光の話がよく出ますが、私は、観光の前にやるべきことがあるんじゃないかと。それは何かと申し上げますと、定住策でございます。

先ほど馬本議員からありましたが、やはり定住策が第一に考えるべきだということをお願いいたします。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

それでは、町職員の人事考課制度の進捗状況についての御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、試行実施している人事考課の成果と課題はっていうふうな御質問でした。管理職への試行実施につきましては、平成22年度は完全試行ができない結果となり、実質的には平成23年度からの完全試行実施、一定こういうことになっております。平成23年の試行実施後、管理職を対象に、試行実施に対するアンケート調査等を実施し、一定の総括も行いました。成果としましては、小数ではございましたが、まだまだ自分を見直す機会が得られたという意見や、主な課題としましては、普段の業務量が多く記入するのが難しい、また、人事異動があった場合の実績が正しく考課されているか等々の課題なんかも浮かび上がっているっていうような状況です。

次に、2点目の一般職への実施状況についての御質問です。今年度末に人事考課制度策定委員会を開いて、実質2年間の試行内容を総括し、改善点があれば再度、制度内容の改善も行いながら、その上で職員組合とも協議、確認の上、おおむね職員の意向も取り入れながら、平成25年度からは一般職への実施を行っていききたいというふうに計画しております。

最後、3点目の人事評価制度確立後の町職員の適正は何名かとの御質問でした。本町の人事考課制度の目的は、職務についての実績、発揮された能力を考課するものとしておりまして、人格や人間としての価値を評価するものというふうなとらえ方をしておりません。職務に関する自分の能力レベルを知って、職員に気づきを与えるっていうことにより能力開発に役立てること、さらには、職員の能力を把握して、適材適所の配置を実現するものというふうに考えております。

また、考課結果を昇任、昇格、あるいは逆に降任、降格等に活用するのかっていうふうな御質問がありましたが、本制度の定着化がして、いわゆる制度としての制度ですね、制度の担保ができれば、これは当然そういうところに活用していくようにしていきたいというふうに考えております。

組織を少数精鋭で運営していくにおきましては、職員のあらゆる分野での能力向上が不可欠であります。その意味では、人事考課制度により成果が出るというふうに考えます。したがって、こうした人事考課の趣旨、いま申し上げま

した趣旨をかんがみまして、その成果として、職員の適正数を明記するっていうことについては、少し難しいというふうに考えています。なお、適正な職員数につきましては、行財政改革大綱等に基づき、業務量や業務改善を進める中で、その適正人数を見きわめていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

森田君。

○4 番

管理職については、22年度から実施したけども、副町長が不在になったため、実質運営できなかったということじゃないかと思うんですけども、そうしますと、23年度、24年度、ことしは実施しておるわけでしょうから、これはある意味、目標管理だと思うんですね、人事評価というのは。目標管理であれば、町長から年初に具体的に目標というものは管理職に示されたんでしょうか。具体的にどんなものを示されたんでしょうか。いや、マストがなければ、目標管理ができないんじゃないかと。

それとですね、一般職については来年度から実施する。ただし、昇給とか昇格に、処遇には反映しないと、こういうことであれば、私は意味がないんじゃないかというふうに思います。そんな人事評価制度であれば、おやめになったらいかがでしょうかということをお願い申し上げます。

それとですね、もう一つは、非常に大事なことなんですけども、一般職の方で、管理職になりたくない方がいらっしゃるということも聞きます。非常に困ったことで、異常ではないかというふうに私は思います。

それとですね、人数については、適正というのは当然言えないでしょう。それは、その地域の特性とか自治体の特性があるわけですから。それであれば、類似団体に比べて、平群町の職員は現状では多いんですか、少ないんですか。当然分析をされてると思うんですけども、お尋ねします。

それとですね、よく住民の方から、私、話聞くんですけども、町職員の方、草を刈ったり、道路補修をする、そういうことをよく見かける。そんなことをせずに本来の仕事をしてほしい。そういうお仕事は、失礼ですが、シルバー人材センターとか業者に頼んで、やはりもっと大事な仕事、クリエイティブな仕事をしていただきたい。職員がすると補助金がかからないかもしれませんが、現在、補助金がつくことを委託業務にしておるわけなんですけども、そういうことも職員にやっていただいたらどうか。職員のモチベーションも上がると思います。これは意見として申し上げます。

○議 長

総務財政課長。

○総務財政課長

まず1点目、目標管理が示されたのかっていう御質問だったと思います。御承知いただいていると思いますけども、町が行っている人事考課は、三つの考課をしています。一つは能力考課、職員の能力を考課する。それから、二つ目に実績考課、それから、三つ目に運営管理考課っていうことで、いまおっしゃられた目標管理ってというのは、実績考課を指しているというふうに、町のその人事考課制度の仕組みの中では言えると思います。

その実績考課ってというのは、目標を年度初めに設定するわけですけども、目標を設定するときに、当然、いわゆる一つの方向、ベクトルに向かった、町の方針のベクトル方向に向かってなかったら意味が余りありませんので、そういう意味じゃ、町長、いや、それから町長、副町長、各課の課長なりが、それぞれの課のここの目標設定の基本になるものを示します。それに基づいて、それぞれ個々の目標設定をしていくというふうな仕組みでやっております。そういうふうにして示しながらやっておるということでございます。

それから、先ほど、ちょっと私の言い方が間違ってたのかもわからないですけども、昇格や降格等々に反映しないっていうふうには申し上げませんでした。いま試行段階ですんで、制度が、いま試行実施やってる人事考課の制度のいわゆる担保がとれるっていうか、定着化して、担保ができるようなものになれば、当然昇格、降格、そういったものに反映させていくっていうのが人事考課の要綱にも書いておりますんで、そういうことで反映させていく、人事に反映させていくというふうに考えております。

それから、職員数が類団に比べて多いのか、少ないのかっていうふうな御質問でしたけども、類似団体と比べて、単純に比較しますと、平群町、多いです。ただ、これは行政施策の関係もありますんで、例えば保育所を直営でやってる、直営でっていうか、ほとんど直営でやってる平群町にとっては、やっぱり保育士の人数は多いですし、それぞれの、そのその政策施策によって違うと思いますので、一概には言えないと思うんですけども、単純に類似団体と比較すれば、多いかどうかっていうことについては、多いというふうなことが言えると思います。

あと、草刈り等の仕事云々の話ですけども、これはもうお答えせんでよろしいんですか。

以上です。

○議長

森田君。

○ 4 番

人事というのは、ひとえに非常に大事なことでございますので、それはそれなりにやっていただきたいと思うんですけども、私、議員になりまして5年間、5年たつわけですけども、一生懸命仕事はされてます。それは認めます。失礼ですが、私は見る限り、空回りしてるんじゃないか。と言いますのも、今議会の予算審議においてもですね、非常に連携が、各部門間の連携が悪いんじゃないかと。部門間の連携をどのようにとられているのか、お尋ねします。

○ 議 長

総務財政課長。

○ 総務財政課長

一概にどう言えがいいんかわからんですけども、各部門からの連携っていうのは、もちろん毎月、定例の基幹会議を開いてます。月の当初に、定例の課長所属長会議、それから、月末ぐらいに課長連絡会議を開いてます。あわせて、行政トップの会議として行政戦略会議っていうことをして、いわゆる課長連絡会議での議論、内容についてのことと、戦略会議等をこううまくリンクしながら、行政運営を。課長連絡会議の中では、それぞれの課間のその話をやってるというふうな、一般的な話で申しわけありませんけども、それとあわせて、総合政策課っていうのを機構改革でつくりました。この目的っていうのは、やっぱり縦割り行政をできるだけ排除して、横での横断的連携をとということを目的としましたので、そういう形で対応しております。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

どうもありがとうございます。

組織の改編も、先ほどの繁田議員の質問でありましたように、来年度される予定だというふうに聞いております。自治体であれですね、民間企業であれ、職員の能力によって業績が左右されると言われております。本町も原点に立ち返り、職員の能力を十二分に発揮できるような環境や組織をつくっていただきたいことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、森田君の一般質問をこれで終わります。

午後5時50分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午後 5時36分)

再 開 （午後 5 時 5 0 分）

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

（ブー）

○議 長

発言番号 10 番、議席番号 7 番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○ 7 番

お疲れのところ、御苦労さまでございます。議長の御許可をいただきまして、3 項目について質問させていただきます。前向きで明確な御答弁をいただきますよう、お願いいたします。

まず 1 番目は、いよいよ赤字突入のまち、その対応は町財産の売却問題であります。平成 23 年度の決算報告を受け、せっかく赤字から脱出した本町の財政、23 年度以降は財政赤字の町へ転じそうであります。24 年度補正予算の総務建設委員会で、理事者側からの提示にあった 27 年度までの財政の見通しのとおり、本町の財政の今後は大変な事態が予想されます。この大きな要因の一つに、土地開発公社の問題があります。開発公社の現監事といたしましては、なかなか質問しにくいところでしたが、今回、3 セク債を使った公社の解散については推進の立場で動いておりましたので、非常に申しわけございませんが発言させていただきます。

あえて今回の一般質問をさせていただきました。この解散に向けての 3 セク債は約 20 億円の借金であります。今後 10 年間の借金払いであります。さらに公社の借金は、過去の問題も含めて、約 45 億円です。今後、国の財政移譲から、交付金の減額や町民の高齢化に伴う町税の落ち込みと、不安材料ばかりの本町の財政事情であります。人口減の町では好転はできないと思います。歳入をカバーするための打開策をいかに考えるかが今後の課題であります。

その打開策の一つとして、町有財産をどのようにするかではないでしょうか。本年度の 9 月補正でも明らかになりました、旧中央保育園の町有地売却が表面に出てきました。本補正は、降ってわいたような感覚でしか思えません。今後の財政対策としてはやむなきことかもしれませんが、まちとしての計画性が疑われます。そこで、まちの遊休地の評価額を公表していただきたいと思っております。また、このような遊休不動産や動産問題を解決する組織が必要ではないでしょうか。もちろん売却活用策も含めて、もっと積極的に考えるべきです。町長のお考えをお示しく下さい。

2 番目の質問は、平群駅前開発計画での文化センター構想のその後について

お尋ねします。中央公民館は、昭和47年に完工し、約40年が経過、老朽化は目に余るものがあります。雨漏り等の一部を改修はされましたが、抜本的な改修ではありません。いまでも耐震問題等を含めての改修及び新築を望む声があります。町長は、21年9月と22年9月の私の一般質問では、非常に前向きな答弁でありました。いま平群駅前再開発が進んでおり、その後はどうなっているのでしょうか。また、本庁舎も含めて、公共施設の整備についての年次計画はどうなっているか、その整備計画の中での文化センターの新築構想は進んでいるかを町長にお尋ねします。

3番目は、小学校再編と幼保一体化のその後についてであります。小学校再編や幼保一体化等の問題について、まちの発言は、いまでも方向性、見通しが不明確であります。一方、西小学校の保護者からは、積極的な再編要望書を町長は受けているはずですが、幼保問題では、園の箇所づけについても、まちの実務レベルに覆いかぶせているのではと思います。町長の方針が見えにくい、このことは町長の、前にも申しましたが、政治生命をかけての大きな課題だと思います。改めて、今後の小学校再編、幼保一体化についての町長の姿勢を質したいと思います。

以上、3項目について質問をさせていただきます。町長の真摯で前向きな御答弁をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長

監理課長。

○監理課長

議員御質問の1項目めの中の、本町の遊休地及び評価額等の公表についてという部分についてお答え申し上げます。

本町における、平成23年の末時点の公有財産につきましては、行政財産、普通財産もあわせまして、土地が66万2,535平米でございます。このうち、現在も事業化に至っていない、また利活用検討中のものも含め、未利用地となっている土地につきましては、約4万9,300平米あると把握しております。なお、これらの評価額等につきましては、評価手法なども定まっておらず、現在のところ、評価算出には至っていないので、公表できる状況にはありません。

以上でございます。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

同じく1点目の中で、町有財政処理問題解決のための組織づくりの考え方に

についての御質問です。

議員御指摘のとおり、厳しい財政状況が続く地方行政の中、町有資産の有効活用や、その処分についての方針づくり、それから、その実行力が求められています。分権自治が進み、地方が自立していかなければならない今日におきましては、最近よく言われることではございますが、選択と集中、さらにはスクラップ・アンド・ビルド、こういった発想が重要であり、この考え方をを持った行政運営も必要となってくると思っています。

そこで、これを実践していく上での組織体制が必要となります。町では、こうしたことにかんがみ、ややもすれば縦割り行政のゆがみから、責任の分散化を生じさせ、その結果、結論が遅れ、問題をうやむや化させてしまうことを避けようと、本年4月に資産運用を初めとする町の最重要課題で、しかも関係課が複数存在し、その調整と取りまとめを必要とし、そして、それを行うことのできる一定の権限を有した特命の専属理事を配置したところであります。

いろんな意味で過渡期にあります町行政です。しかも、時間も迫られております。組織として、これで十分な体制とは言えないかもしれませんが、町行政組織全体でバックアップしながら、大切なこの難局期を乗り越えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長

高幣君。

○7番

はい、御苦労さまでございます。それでは、再質問に入らせていただきますが、ちょっといろいろ考えてましたら、何個かありますので、2回に分けてさせていただいたほうが簡潔だと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、先ほど来、私も申し上げたとおり、本町の公債費の歳出ってのが、いわゆる借金払いですけれども、これを考えると、財源不足がまさに大きなインパクトを与えるのではないかと思います。先日の決算審査特別委員会の資料にも出てまいりました、ここ何年かの財政の見通しのところをよく見てみますと、大体私は、これは決算資料のほうですけれども、地方債の額っていうのは、おそらく約100億円ぐらいあるのではないかと、こんなふうに思っております。こういうふうな現実の中で、町民の皆さんが、そういう100億円も借金があるまちやということを知ったら、どんな驚きが出るのかなという心配をいたしております。

そこで、この100億円をこれかどう使うのかっていうのが大きな課題になると思います。赤字対策の財源不足には、これは大事なポイントになってくると思います。そこで、ちょっと考えてみたんですけれども、1番目の質問とし

て、遊休財産、いわゆる売れる可能性のある町の財産ですけれども、こういうものに対して、実はやっぱり町民の皆さんにも知っていただくと同時に、議員もよく知らないといけないと思いますので、できれば公会計というね、いま言われております新しい公会計と、これはたしか2006年か8年ぐらいに、国がそういう制度、制度って言うんですか、そういう審議会のようなものをつくられて、言われております。既に、もうそこからいま6年経過してるわけですが、この公会計という問題をもう一度考え直すべきじゃないかなと。

やはり監査等もね、監査委員さんもやっておられるんですけれども、なかなか一般の人が決算報告書を見るとわからない。要するに、貸借対照表のような形で見せてもらおうと、少しは一般の方も理解がいただけるんであろうと、こんなふうに考えてまして、国はいま、総務省のほうは、公会計、いわゆる新公会計制度っていうものを推し進められておりますので、そういう観点から、先ほど来出ております借金の問題のうち、土地売り払いにもっていけるような財産ですね、そんなものが一体どれぐらい平群町が持っているのか、それを金額にしたらどれぐらいあるのかという質問をさせていただいたんですけれども、いま現在では、監理課のほうでもそこまでは計算されてないというふうに聞いております。

そこで、公会計制度をやることにおいて、これからの平群町のバランスシートをよく見て、いろんな形で新しい財政対策についても進めるんじゃないかなと思いますので、とりあえず土地の話をさせていただきますと、さっき、あと4万でしたか、6万でしたか、おっしゃいましたけれども、そういう土地が、いまうちが持っているわけです。また、開発公社から20億円分、今回お手渡し、町にお手渡しするわけです。過去の分を入れると45億ですから、その土地について、どんなふうに、いま町が考えているのか。これをやはり明らかにしていけないといけない。

そういう意味で、町が持っている土地、遊休土地ですね。これを私はA B C Dランクぐらいの4ランクぐらいに分けてみたらどうかかなと。これをまた、議会の議員の皆さんにも知っていただく。Aは、これは売れますよと。Bは手を加えれば売れますよと、Cは、まあなかなか売却も難しいけれども、利活用等においてはいけるんじゃないかなと。Dは、全くこれは無理な土地やというふうな、そういうランキング分けをされてみたらいかかかなと。それによって我々は、また町に対していろんな形、また、それを町民の皆さんにも知っていただくことによって、いわゆる町の中身を知っていただけるんじゃないかなと、こんなふうに思っております。

そういうことで、まず第1番目に、そういうふうなランキング分けができる

のか、これをちょっと担当課にお聞きしたいと思います。

○議長

監理課長。

○監理課長

ちょっと私のところではですね、いまのところ、全部の土地をそれぞれの内容はどうだということ把握してはございません。これは、町内全体にわたりまして、それぞれ検証していく中でやっていくべきだというふうに思っています。ただ、いま高幣議員がおっしゃいますように、それぞれに、用途に分けて、分けていってですね、売却するもの、そうではないものということで、順次その辺の作業をしていくということが、未利用地の解消にもつながっていくと思いますので、その辺のところはやっていくべきだというふうに思っておりますけど、いまのところ、現在、うちのほうですべての業務っていうんですか、事業の土地の特性というのは全部把握しておりませんので、現在、そこら辺につきましては、ちょっとその辺の回答ということで、ちょっとお納め願いたいというふうに思います。

○議長

高幣君。

○7番

はい、御苦労さまです。まあそういう、関連してなんですけれども、やはり土地の問題ですから、今回補正予算のときにも議員からも出ておりましたように、やっぱり鑑定をかけて、そして、これぐらいの金額で売れるんだというね、そういう見通しをつくっておくべきだろうと思いますので、できれば、このお金は必要だと思いますので、そういうお金を予算化をして、現在ある町の遊休地については、金額的にわかるようにしていけば、これからの財政の見通しの中にも、その金額そのものが生きてくるんじゃないかなと、こんなふうに考えております。

特に、今回の補正予算で見ましたら、27年度までの見通しってのが配られたわけですね。それはまあ取り扱い注意というふうに上に書かれておりましたんで、そういうことなんで取り扱いは難しいと思います。ただ、その中を見ましたら、皆さん方も御存じだと思いますが、本年度1.5億円の補正予算、土地売り払いの補正予算なんです。そして、その翌年度からは5,200万円が、たしか3カ年分、5,200万円が、早う言うたらほうり込まれてるんです、数字がね。じゃあ、これについて、その裏づけはあるのですかと、こういうことを聞きたいわけです。それが、先ほど申し上げたようなA B C Dランクとか、やることによって、その裏づけにもなってくるんじゃないかなと思いま

す。

今回、例えば単純ですけれども、私は、この5、200万円、3カ年ほり込まれてんのは、一体どういう意味があるのかなど。単なる財政のプラスマイナスをやっていく上においてのプラス要素として、数字だけ入れられたんじゃないかなという疑いを持っております。5、200万円、じゃあ具体的にどこでしようかと聞きたいんですが、おそらく回答はないと思います。そして、3カ年、5カ年、1.5億円、1.56億円ですかね、そんな数字ですから、簡単に財政の見通しの中に、数字をつくる上だけでほり込むってのには、いささか疑問を持っておりますので、先ほど申し上げましたように、公会計制度っていうものをきちっとやっていって、そして、土地を持っていれば、これはこんだけの土地が売れるんだというふうなことをちょっと考えていただきたいなど、こんなふうにも思っております。

それから、きょう、組織の話は繁田議員からも、またほかの議員からも出ておりましたけれども、組織についても、まあ先ほど一部答弁があったんですけども、組織っていうものは、やはりそのときそのときにあわせて組織をつくっていくのが組織なんです。今回、まことにまあ失礼な言い方をしますけれども、担当理事を決めて、公有財産とか公有施設についての計画をつくる担当部署をおつくりになったわけですよ。これは、各組織を乗り越えた上で、調整役として入っていただいているんですけども、本来的には、私は、それはあくまで担当課ベースで、きちっと職員を配置した形でやっていただきたい。単純に言えば、営業マンを置いてもらっても結構だと思うんです。そういうふうな形の組織をつくっていただきたいと思うんですが、このあたり、いかがでしょうか。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

組織の話の再質問で、先ほど申しましたような形やなしに、きちっと、その担当課として、その資産運用を責任を持ってやる、そういう部門をつくったほうがいいんじゃないかっていうふうな御意見でしたが、まあ参考ということで、そういう御意見を承っておきたいというふうに思います。

○議長

高幣君。

○7番

いまの担当課の話ですけどもね、いま単純に担当理事の名刺をもらったとしても、理事であって、その人は土地問題を担当してるんだと、土地の売却問題

をやっているんだとか、そういう形の名刺にはならないんですよ。だから、担当するのは、例えば単純に言えば、平群町土地営業課と、単純に言えばですよ、そういうふうにしてやれば、出せば名刺で、あ、この人、土地を売りに来はったんやなっていうふうにも見えるわけですから、そういう感覚のものをつくらないといけないんじゃないかということで、今度、組織案ができ上がりつつあるかもしれませんが、そういうものがものすごく大きな役割を持つんじゃないかなと思いますので、これはまあお答えは結構ですけども、要望させていただきます。

それと、もう一つ、先ほど開発公社の監事の話をしていただきましたが、これは、前、私、たまたま解散のときの議案ですか、そのときには担当として除斥処分表に出てましたので、余り詳しいことはわからないんですけども、この開発公社問題について、私もいま1年半、最近の理事をさせていただき、今回3セク債へ向けて、いろんな書類を見せていただきましたけれども、非常にやっぱり私ども、理事者の責任を追及するだけではないかなーという気もいささかしております。やはり、当時の議会として、果たして本当にこの土地開発公社の購入等について、本当に一生懸命議論された上で買われたのかな、買った後の始末はどうされたのかなというところにね、若干の不満、不満じゃなくて不安を持ちながら、今回の3セク債のための準備資料を見させていただきました。これも一つの意見として申し上げときます。

まあ、いずれにしましても、町長にお尋ねしたいのは、やはりこの赤字解消ということが一番大事なポイントですから、町長のこういう土地売却問題についての御意見等があれば、ちょっとお答えを願いたいと思います。

○議長

総務財政課長。

○総務財政課長

いろいろ貴重な御意見というふうに賜っておきたいと思います。

土地売却に対する考え方ですけども、いまも高幣議員が語る述べられたようなことだと思いますけども、行政にもやはり、その経営、行政経営っていうか、経営的視点が必要であろうかなっていうふうなことじゃないかなっていうふうに思います。そういう視点で、遊休資産についての有効な資産運用なんかについても考えていきたいし、先ほどの公会計の話もありましたけども、そういったことについても、いわゆるバランスシートの発想、感覚をもって行政運営をしていきたいというふうに思います。

○議長

高幣君。

○ 7 番

町長からお答えいただきたいところだったんですが、いずれにしろ、公会計という制度はね、非常にやはり町民の皆さんにわかってもらえる制度だと思います。これはいち早くやることによって、町の財政がバランスシートで、いま右が勝ってんのか、左が勝ってんのかと、こんなにもわかるわけですから、そういうことは是非とも推し進めていただきたいし、そんな計画はあるんですか、いま。ちょっとそこをもう一回、ちょっと聞きたいんですが、公会計については。

○ 議 長

総務財政課長。

○ 総務財政課長

公会計、新公会計の話については、比較的早い段階から、財政課、財政担当のほうで研究してもらってます。もちろん時価評価とか資産評価の関係で不十分な点はあるんですけども、一定バランスシートを試行的につくってみたりとかいうことはやっておりますので、また、それは見ていただいたら結構かなと思います。

○ 議 長

高幣君。

○ 7 番

見ていただいたら結構だということは、また後ほどっていうんですか、機会を見つけて、現在できている公会計の資料をね、一度見せていただきたいと思うんです。そうしないと、本当にやってんのかって疑わしいかもわかりませんので、そのときには必ずお見せいただきたいと思います。

開発公社とかね、地域振興なんかの会計は、どちらか言えば、そちらのほうに近い形でやっておられますから、町もできるだけ公会計を進めていただき、そしてまた、先ほど申し上げたように、その中にある固定資産をいわゆる分類をして、大体これぐらいの金額だとか、あるいは、これ売れんのはAで、10億円ほどありますよとか、Bはちょっと考えたら10億はありますねとかという形のものをつくっていただくことが、これからの平群町の財政のためにも知っていききたい、議員も知るためにも必要だと思いますから、是非とも公会計ベースのやり方を進めていただきたいなど。

それから、先ほど監理課長からもありましたが、評価額についても、できるだけ早い機会に確定させ、まあ確定はできませんけれども、数字をつくって、そして議員にお見せいただくと、こんなふうをお願いをしたいと思います。

1番目はそれで結構でございます。

○議 長

町長。

○町 長

高幣議員からは、平成22年9月、そして12月議会におきましても御質問をいただいております図書館併設の文化センターにつきましては、全町民の利便性や平群駅周辺整備事業によりますまちづくりの観点からも、他の3駅からのアクセスも含めまして、平群駅前に立地することが最も適しているという趣旨の御答弁をさせていただいてきたところでございます。

平群駅周辺整備事業につきましては、先ほどからの質疑にもありましたように、平成23年度末で35.71%の進捗を見ておるところでございます。平成29年度までの残り6年間での完成を目指しまして、鋭意努力をしているところであります。

文化センター用地の確保につきましても、駅周辺整備事業の進捗状況にあわせまして、適正な時期に用地を確保しなければならないと考えております。しかしながら、先ほどからの高幣議員からの御指摘や、この議会での御議論の中でも明らかになっていきますように、平群町の財政は非常に厳しいものがございます。まずは、ここ数年の大きな財政危機を乗り越えていかなければならない、そういう状況でございます。まあ、文化センターにつきましては、この財政危機を乗り越えた上で、財政状況を見きわめながら、できるだけ早い時期に、町民の皆さんの御期待にこたえていきたいというふうに思っております。

また、その他、本庁舎も含めまして、今議会に提案させていただいております平成24年度の補正予算の中で、緊急雇用創出事業を活用して実施させていただきます、仮称公共施設活性化に関する行動計画策定支援業務の、この委託業務の中で効果の分析を行いまして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

よろしくお願いたします。

○議 長

高幣君。

○7 番

いま、町長の御答弁ございましたが、私なりに、当時22年の9月、それから21年の9月の御答弁を聞いておまして、確かに財政的裏づけについての話は余りなかったように思います。ただ今年度、たまたま、また新しい財政計画じゃないですが、ああいう見通しが出てまいりますと、私としても、なかなかあのことを、あの前向きにやりますよと言うた言葉も疑わしくなってきたという気はしておりますが、いま改めて、また町長からお話のあったように、前

向きに進めていくという、単純な言い方をすれば、目標年度的な感覚で受けとめておけばいいと、こんなことでよろしいですね、おそらく。まあ、返事は要りませんが。要は、正式にはまだ決まってないんですよということでは、目標年次の感覚で受けておきます。

ただ、そういう公共施設の整備計画とか、そういうものについては、早急にやはり立てておいて、財政見通し等にも使えるようにされるのが本筋やと思いますので、これも申し上げときます。よろしく願いいたします。

では、次の番。

○議 長

岡田理事。

○理 事

それでは、3点目の御質問についてお答え申し上げます。

小学校の再編と、それから幼保一体化のその後についてということでございます。小学校の再編成や幼保一体化等の問題につきましては、町といたしましては、基本的な姿勢は一貫しており、軸をぶらすことなく、これまで取り組みを進めてきました。すなわち、小学校の再編成につきましては、アクションプランの趣旨を堅持し、PTAや地域住民の合意形成を図るために努力をしてきましたし、今回の西小学校のPTAからの要望書についても、積極的に受けとめまして、地区別懇談会など、具体的な取り組みを現在進めております。

また、幼保一体化の問題につきましては、幼稚園の建てかえと南保育園の建てかえもしくは大規模改修が必要という状況の中で、幼稚園と保育園の両方の機能を持った、より質の高い保育と教育を行い、さらに子育て支援を充実するため、本町においては初めてのこども園構想の実現に向けて努力をしているところであります。これらの課題を何としても実現するため、今後もこの姿勢を崩さずに、議員各位の御理解を得ながら進めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

いろいろと事情はおありやと思いますが、ただ、私の聞きたいことだけ簡単に申し上げますと、再編については、当然西小学校からの要望書が出てまいったわけです。また、当然、そうしますと、次なるステップとしては何を考えるか。いま、当初は東西南北の4小を2小にするということに進んでまいりました。それが、いろんな予算的な問題等で否決されたからというふうなことで、

町長は、これは再度見直しましょうと、検討をする余地があるとかいうふうな言い方で、何か後ろ向きになったように見えたわけです。現在も、1年ほど、その辺の計画が凍結されたままになっております。

そこで、私として、きょうこの質問に対して、もう一度お聞きしたいんです。町長は、西小の要望書を受けて、そして、東と西の合併をまず先に先行的におやりになる計画がおありなのか。いや、違うと。あくまで4小を一つの大きなアクションプランとして出しているんだから、それをやり抜くんだというお気持ちなのか。この辺、いかがでしょうか。町長。

○議 長

岡田理事。

○理 事

ただいまの再質問でございますが、先ほども申し上げましたように、西小学校のPTAから出ています要望書については、これはもちろん積極的に受けとめをいたしております。ただ、やはり子どもたちの教育、あるいは再編成そのものは、単純に、その保護者ですね、現在のPTAの保護者の方々の意見、要望書が出てきたから、はい、わかりましたということにはなかなかなるものではないと。つまり、それを含めてですね、その周辺にあるいろんな問題を、当然課題の解決を図っていかなければならない。その大きな一つの中にですね、PTAの御意見だけでなく、その校区の地域の方々がですね、地域の方々がどのような御意見をお持ちなのかということも、これは教育環境を守っていく上で非常に大事な問題であるというふうに思っているわけです。

そういう意味で、まず最初にPTAの保護者の考え方については非常に明確になりましたけれども、地域の方々の意見の集約を現在行っているということでもありますから、いわゆるまあアクションプランを進めるということとは全く別のものであるというふうに御理解をいただきたいと思います。

○議 長

高幣君。

○7 番

それじゃ、西の問題については、各校区、まあ校区というのは大字ですかね。そこから意見を聴取して、全体として、あの地域全体としての考え方を整理したいと、こんなふうな御意見のように聞こえるわけですがけれども、私はやっぱり、じゃあ、いま、その懇談会をおやりになって、どんな方向性を向いているのか、西小の大字・自治会さんの皆さんの方向性はどうなってるかということをお尋ねしたいと思います。よろしく。

○議 長

岡田理事。

○理 事

その、いわゆる地区別懇談会というふうに申し上げておりますが、やり方はですね、各大字・自治会ごとにいろんなやり方をされています。これまでですね、一つの自治会、あ、二つの自治会ですね。それから、一つの大字では、具体的な集会を開いていただきました。そういった集会の中で、いろいろ御意見を出していただきましたけれども、そういった集会の中での御意見というのは、基本的には、その再編成、西小学校と東小学校の再編成に対してですね、賛成であるというふうに、何て言いますか、賛成であるという御意見が非常に多いというふうに、現在のところ感じております。

○議 長

高幣君。

○7 番

ということは、西小校区の方々については、ある一定の御理解を得ると、こういうふうに受けとめてよろしいんでしょうね。そうしますと、次に考えなきゃならないのは、先ほども申し上げたかも知れませんが、4小でなく、2小で、いわゆる西と東で合併をさせるんだと、そして、それはいつごろにさせるんだと。それから、まあ先ほど来、財政的な問題を申し上げてますけれども、財政的にも、町長、ちょっとは楽になるんじゃないかなと、こんな見方もあるんです。そういう意味で、町長として、西小の合併については、積極的に取り組みを行い、いつごろ目指すのか、この辺、ちょっともう一度、まあ岡田理事でも結構です、答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

岡田理事。

○理 事

ただいまの御質問でございますが、西小学校と東小学校の再編成の問題につきましては、6月22日の西小学校のPTAの要望書という形で具体的に出てまいりました。取り組みは、それ以後、町として、その要望書をどう扱うかということを意思統一をした中で、現在、先ほど申し上げました地域の方々の意見を集約をしているという状況でございます。もちろん、その西小学校の地域の方々の意見を集約すれば、もうそれでいいということではなくて、東小学校区の方々や、あるいは、場合によっては南小学校区の方々の御意見なり、あるいはPTAとの懇談、そういったものも計画をしていかなければならないというように考えています。

現在の状況の中ではですね、まだ、10カ大字・自治会の全体の、そういっ

た集約の途中という状況でございますから、いまの段階では、具体的にその西小学校と東小学校の再編成をいつごろをめどにするのかということにつきましては、庁内で、全体として、まだ意思統一をしていないというのが状況でございます。

○議 長

高幣君。

○7 番

はい、ありがとうございます。まあ、誠意努力をしていただくっていうことはようわかりましたし、まあ、まだまだいまのお話でしたら、1カ月で決まるとか、2カ月で決まるような感じでもございませぬけれども、できましたら、一度文教厚生委員会でも結構ですし、また、全協でも結構ですけれども、その西小学校と東小学校の統合問題について、町の考え方をお述べいただくことも必要だと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、幼保一体の件ですけれども、きょうもいろいろと各議員からお話が出りましたので、これ以上しつこいことはやめますが、私は、前にも述べましたけれども、幼保一体化を推し進めるのであれば、この平群町の財政事情を考えた場合、また土地を買いにいつていると、こういう状況でございます。平群町が持つてゐる土地ではだめですから、買いにいつてる。そのお金はまた幾らかかるか、まだ正確には、こないだの委員会の中で見せていただきましたけれども、一番プランとしてお金のかからないのは、健民グラウンドを使うんだというのが、あのときの6案の中の一つは健民グラウンドだったと思うんです。

私は、先ほど来述べておりますように、赤字、いよいよ赤字のまちなってゐるんだということの認識を持った場合は、お金のかからないやり方、これをとるのが本筋だと思います。そういう意味で、なぜ椿井にこだわるのか、なぜ健民グラウンドはだめなのか、このあたり、理事、お答えできればお願いをしたいと思います。

○議 長

岡田理事。

○理 事

はい。ただいまの御質問でございます。先ほど繁田議員からもほぼ同様の趣旨の御質問をいただきました。そこでもうお答えを申し上げますが、椿井案を第1案として御提案をさせていただいたのはですね。先ほど申し上げましたように、幾つかの条件の中で提案をさせていただいた。その中でも特にですね、いわゆるはなさと保育園との位置的なバランスの問題を非常に重要視をしたということを申し上げます。その位置的なバランスを重要視したその背

景にはですね、やはり平群町の就学前の保育・教育、これの中期的、長期的な見通しの中で、そういったバランスを考慮したということを申し上げました。それは、子どもたちの数であったり、あるいは、その地域性というものを考慮したということを申し上げたわけでございます。

そういうことで、新たな今回の建てかえ、幼稚園と保育園の建てかえ、もしくは大規模改修をしなければならないという条件の中で、新たに建築をしていくとすれば、それは財政的な効率化も含めて、あるいは一定の子どもたちの数が減っていくということも含めてですね、その一つの幼保一体化施設という考え方の中で建築をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議 長

高幣君。

○7 番

はい、ありがとうございます。いずれにしましても、いまの椿井の土地についての考え方ですが、平群町の町域全体を眺めた場合、いわゆるまちの中心地はどこであるのかを考えていくと、失礼ですが、椿井へ持っていった場合の交通アクセス、こういうことももっと考えていかないといけないんじゃないかと思えます。

もちろん、北幼稚園さんとのバランス感覚もあると思います。北幼稚園さんは、毎日、くるくるくるくとバスでお回りになって、園児さんを連れていかれるわけですよ。ところが、言ったら失礼ですけど、南地域の今の椿井案で進められたら、おそらく交通の問題に、大きなネックになってくるんじゃないかなと。それから、交通費の問題。これ、この間何かで聞いたときに、御存じなかったと思うんです。いまの園児さん、交通費を払っておられるんですよね。それで行かれてるんです、いまの幼稚園へ。これを今度また南のほうへ行くと、今度は何で行くのかなと。いまは北部の地域の方はNCの営業路線で通園させてます。今度、椿井地区へ持っていった場合、今度はコミバスを使うのかというても、きょうの井戸議員の質問にもありましたように、緑ヶ丘、椿台、若葉台、もちろん櫛原も含めて、北部の関係の方々の交通アクセスは、幼稚園の子どもたちにも大きな影響が出てくるわけですから、その観点も考えた場合、私は南へ持っていくことがいいのかなと、というのに疑問を持っております。

そういう意味で、そのあたりはよく真剣に、幼稚園の保護者さんの御意見も聞かれた上で、結論づけられたほうがいいんじゃないかと。何か聞いてたら、椿井が、椿井がと、第一であれがいいんだということに考え過ぎてん違いますか。こういうことはいまさら質問して、お答えをちょうだい言うても無理だと

思いますので、一つの話として申し上げときます。

それから、学校再編、小学校再編につきましては、私は、きょう町長さんの意気込みだけで結構ですから、それをお聞きしたい。

それから、さらにこの後、戎井議員のほうからも何点か質問が出ておりますので、きょうお聞きしたいのは、町長の幼保一体と小学校再編についての意気込みだけ、最後に町長にお答えを願いたいと思います。

よろしく町長、お願いします。

○議 長

町長。

○町 長

まずは西小学校PTAからの要望につきましては、その言葉どおり、1日も早く実現しなければならないというふうに考えております。そのために、いま現在、岡田理事が御答弁申し上げましたように、各大字の懇談会を丁寧に実施しているところでございます。

よろしくお願いいたします。

「幼保は」の声あり

○議 長

町長。

○町 長

幼保につきましても、いま現在、用地の買収に向けてですね、努力しているところでありまして、早い段階で決定していきたいというふうに思っております。

○議 長

高幣君。

○7 番

まあ、町長のお答え、なかなか言いづらいところもありまして、いまの答えである程度納得しなきゃならないのかと思いますが、基本的に、冒頭からずっと続けておりましたように、平群町は来年からマイナス、マイナス、マイナス、赤、赤、赤という町になりますので、こういうことも考えた上で、その幼保一体、それから学校の問題も含めて、よく考えていただきたい。特に、最近のいろんな一般質問等を聞いてましても、公共施設の耐震化の問題とか、いろんなことを言われてます。そういう意味でも、やはり幼保一体化を進める、小学校の4小を再編を進める、そして跡地利用をどう考えるとか、すべてそういう

跡地利用も含めた考えを持ち合わせて、今後の計画を進めていただきたいと、こんなふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これで、一般質問は終わります。

○議長

それでは、高幣君の一般質問をこれで終わります。

発言番号11番、議席番号2番、戎井君の質問を許可いたします。戎井君。

○2番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいてと質問をさせていただくと申し上げたいところでございますが、私の質問の大半は、ただいま高幣委員がなさって、ほとんど私が聞きたいことの答えは当局から出ております。時間も大変遅くなっておりますから、これ以上にやるのは時間の無駄だと思いますが、構いませんか。

○議長

いいですよ。結構です。どうぞ。

○2番

議長の再度の許可をいただきましたので、私の質問をいたします。

私は、再び小学校再編成についてというタイトルをつけております。それは、私は6月議会で小学校再編成の早期実現をめざすべきとの立場から一般質問をいたしました。再編成に向けてのアクションプランは、議会の同意が得られないことから事務作業がストップしたままの状況ではありますが、町当局はなおこれを断念したわけではないことを確認できました。とはいえ、特に西小学校校区で再編成の必要性が相当高いと感じていながら、これをもってただちに西小先行、段階的实施との考えはとらないとも答弁されました。余計なことでしたが、町長、教育長にも一言ずつ御答弁をいただきました。当然のことながら、統一されたお考えでしたが、言葉尻を捉えたようなことで恐縮でしたが、さりながら、慎重に、ていねいにということも結構ですが、子どもさんが学齢に達するのには待たないんですよということも考慮願いたいと申し上げ、発言を締めくくりました。

先ほどもございましたように、6月22日付で西小学校PTAから岩崎町長あてに要望書が提出されました。コピーが全議員に配付されておりますので、各位は御承知のことと思います。結論は、西小学校の東小学校への再編成を希望するという内容でございました。PTA会員へのアンケートを実施され、98%という高率の回収率で、どちらでもよいという答えも含めると、78%が東小学校への再編成を望んでおられるとの内容でございました。で、その結果を踏まえての要望書でございました。

この要望書には、あくまでもこれはP T A会員だけの意見でございまして、地域住民の方々の意見も聞いてほしいとのもっともな要望も記されており、大変謙虚な姿勢に感心させられました。6月議会では、段階的な実施に後ろ向きな答弁でありましたけれども、このような要望書の提出を受けては、もはや同じ考えでは済まないと思います。これから西小学校へ入学の学齢に達する子どもさんたち、現在、西小学校に在学中の生徒さんたちが、よりよい教育環境で勉学できる権利を、大人たちの勝手な考えで犠牲にしてはなりません。大人たちが決めることを決めないでいても、学齢に達する子どもたちには待たないのです。

そこで、言いにくいんですが、3点質問をします。西小学校P T Aの要望を受け、東小学校への再編成を先行して実施する必要があると強く認識しますが、どう考えられますか。要望書にもありましたが、地域住民の意見徴収も進捗状況はどの程度進んでいますか。また、私自身、若干の情報は得ていますが、もおむね賛成と受けとめておられますか。もし、これを受けて実現するとなら、新しい小学校の開校の時期はいつごろと考えてよろしいですか。以上、3点御質問します。

以上です。ありがとうございました。

○議 長

町長。

○町 長

3点の御質問でございしますが、すべて関連いたしますので、一括で御答弁申し上げます。

西小学校P T Aから東小学校との再編を1日も早くという要望につきましては、その言葉どおり、1日も早く実現しなければならないと考えております。そのために、各大字ごとの懇談会などを丁寧に進めているところであります。現在、いろいろなアンケート方式とか、いろいろございしますが、残っておりますのは、光ヶ丘と福貴畑が懇談会ができていないというふうに報告を受けております。

それで、状況はどうかということですが、先ほど高幣議員にも御答弁申し上げましたように、おおむね西小学校校区の方は東小学校との再編に賛成であるというふうな意見が多いという報告も受けておるところでございます。

それで、最後に開校時期についてお尋ねでございしますが、今後の予定といたしまして、西小学校と東小学校の子どもたちが一緒に勉強にいそしむ、そのスタートとなる日は最短の日程でと考えております。そのためにも、スピード感

を持って取り組んでまいりたいというふうに考えております。しかしながら、各大字、あるいは東小学校PTAなどとの懇談会やさまざまな事務手続き、さらには新しい小学校づくりのための会議など、作業がたくさんあります。子どもたちの教育環境を最重点課題として、スピード感を持ちながらも、慎重かつ丁寧に対応しなければならないと考えております。したがって、工程表ができ上がった時点で、改めて議会の皆様にお示ししていきたいというふうに考えております。

○議 長

戎井君。

○2 番

何と申し上げていいのかよくわからないんですけども、先日、私自身の地域の初香台の方々と懇談する機会がございました。もちろん初香台の皆さんは、多くの方が御承知のとおり、昭和48年に校区の変更という洗礼を受けられました。すさまじい反対運動があったやに聞いております。

平成22年にアクションプランができて、このアクションプランには、平成22年10月に各戸に全戸配布されたのでありますが、平成26年の4月に新しい学校を開校すると書いてあります。これを受け取った初香台の皆さんが、本当に欣喜雀躍といいますか、大変喜ばれたというふうに私は聞いております。ところが、22年の10月にこれが配られてから、きょうまでに、このことについて何かの進歩があったでしょうか。

それから、さらにですね、さらに西小学校PTAからだけですけれども、早く、いま、町長御返答のあったように、1日も早く東小学校へ統合してほしい、再編成してほしいということも言ってみえて、これまた喜んでおられるんです。何かのアクションをしてくれると思ってる。ところが、お答えは、非常にきれいにおっしゃいましたけれども、要するに、大字の10地区ですか、の意見をこれから聞いて、まあ聞いたところもあるんでしょうけど、進めたいと。西小学校のPTAが急いでくださいって文書を出したのは6月22日ですよ。きょう何日ですか。もう2カ月半もたってんですよ。その間に地区の懇談会なり、説明会なりができてないところがあるっていうんですよ。私はこれは怠慢だと思いますよ。言い過ぎかもわかりませんが。

いまのお答えを聞いて、これからまだやってない地区の懇談会をやって、何とか1日も早く西小学校を東小学校に再編成することにしたという答えをもらって、私は地元の初香台に帰って、よう言いません。怠慢だと思います。答えは結構です。

以上。

○議 長
答弁はいいですか。

○2 番
要りません。

○議 長
質問を終わられますか。

○2 番
終わります。

○議 長
それでは、戎井君の一般質問をこれで終わります。
これをもって一般質問を終結いたします。
以上で本日の日程は終了いたしました。
これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 6時48分)